参考資料3

環境省
Ministry of the Environment

「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」（案）
参考資料集①

令和８年11月26日

環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課

目次

１．自動車排出ガス総合対策の経緯　2ページ

自動車NOx・PM法の概要　3ページ

これまでの経緯（自動車NOx法の制定～令和４年度）　6ページ

２．自動車排出ガス対策の実施状況と評価　17ページ

（１）自動車NOx・PM法の施行状況（総量削減計画、車種規制、特定事業者制度等）　17ページ

（２）地方公共団体における独自の取組　19ページ

（３）自動車単体対策の進捗（排出ガス規制、低公害車の普及促進）　21ページ

（４）自動車の利用に係る対策の進捗（エコドライブ、交通需要の調整・低減、交通流対策）　32ページ

（５）局地汚染対策　39ページ

（６）各施策の進捗による排出削減効果の評価　41ページ

３．大気汚染の状況と総量削減基本方針の目標達成に係る評価　46ページ

（１）常時監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況　47ページ

（２）二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準確保に係る評価　54ページ

（２－１）常時監視測定局における継続的・安定的な環境基準達成に係る評価　56ページ

（２－２）対策地域全体における面的評価　75ページ

（２－３）環境基準確保の評価について　81ページ

４．大気環境状況の将来予測　83ページ

（１）各測定局におけるNO_2及びSPMの濃度の推計　85ページ

（２）対策地域内の自動車からのNox排出量、PM排出量の推計　92ページ

自動車排出ガス総合対策の経緯

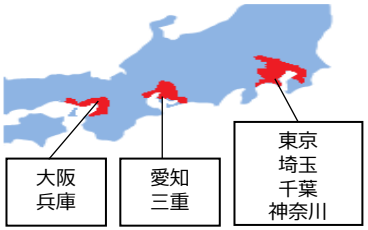
（答申案１．）

自動車NOx・PM法（概要）

正式名称：自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

大気汚染防止法による措置のみではNO_2とSPMの大気環境基準の確保が困難な地域を**対策地域**として指定し、**窒素酸化物（NOx）**及び**粒子状物質（PM）**について上乗せの排出ガス規制（車種規制※）等の措置を講じるもの。

※上乗せの排出ガス規制に適合しないと車検に通らず使用できない（使用過程車も含む）



窒素酸化物対策地域、粒子状物質対策地域の選定
（第６条、第８条　政令で制定）

（選定要件）
・自動車交通の集中している地域
・大気汚染防止法等の既存の対策のみでは環境基準の確保が困難な地域

↓

総量削減のための枠組みの設定
（第６条～第10条）

窒素酸化物総量削減基本方針、粒子状物質総量削減基本方針
（第６条、第８条　環境大臣が案を作成し、閣議決定）

（施策の大枠）
①総量削減に関する目標
②総量削減計画の策定、事業者の判断の基準となるべき事項の策定、その他の総量削減のための施策に関する基本的事項
③その他総量削減に関する重要な事項

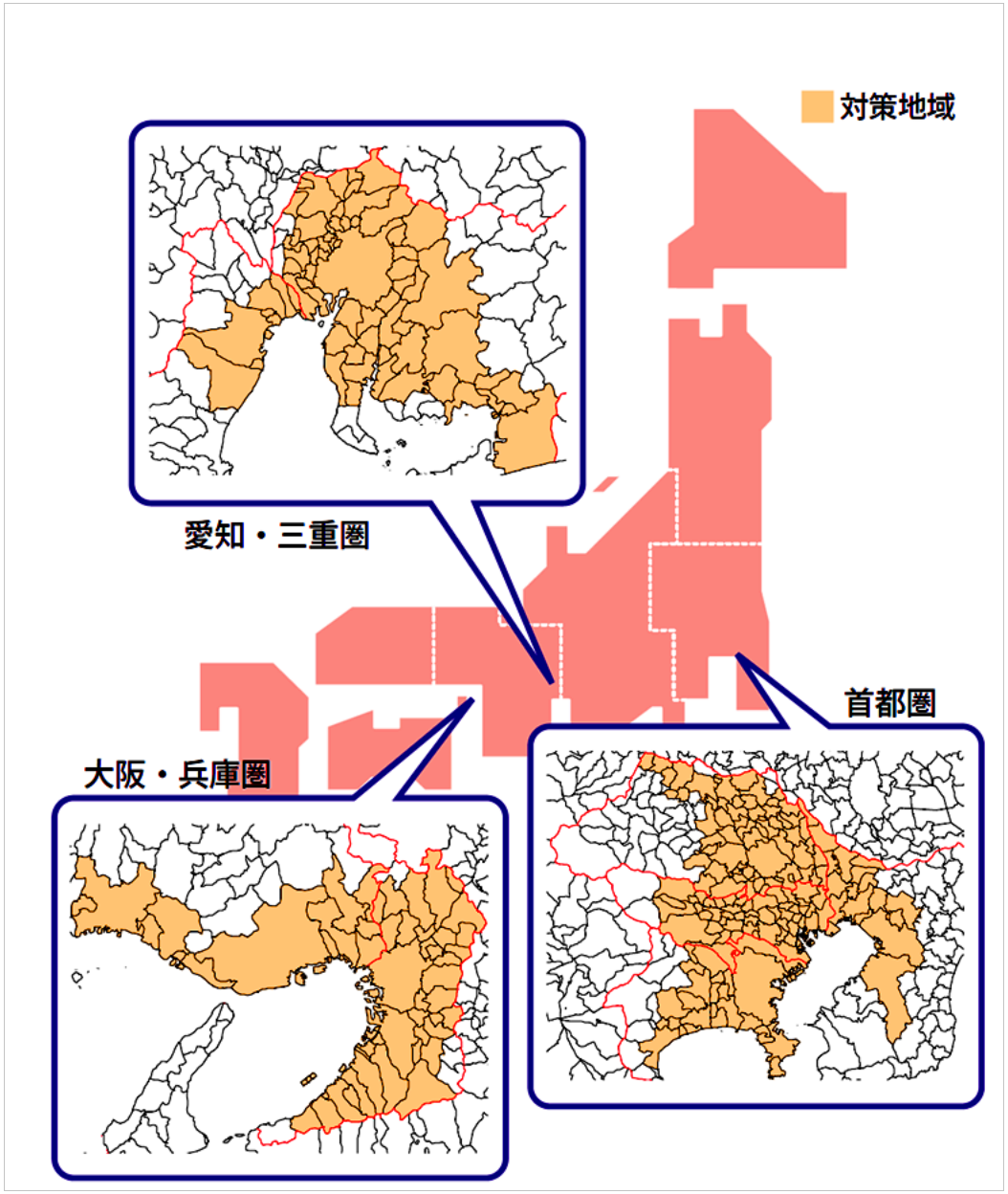
窒素酸化物総量削減計画、粒子状物質総量削減計画
（第７条、第９条　知事が策定）

（実施すべき施策に関する計画）
①削減目標量
②計画の達成の期間及び方途

窒素酸化物排出基準、粒子状物質排出基準の適用（車種規制）
（第12条～第14条）

〇対策地域内に使用の本拠の位置を有する自動車で、窒素酸化物排出基準または粒子状物質の排出基準に適合しないものは登録できない
〇車種規制は道路運送車両法により担保されている

自動車NOx･PM法　対策地域



略称について

自動車NOx法	：	「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年6月3日法律第70号）」の通称のこと。平成14年5月に自動車NOx・PM法へ改正された。
自動車NOx・PM法	：	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（最終改正令和元年5月24日法律第14号）」の通称のこと。
NOx	：	高温でものが燃えるときに発生する窒素の酸化物の総称で、大気中ではNO、NO_2、N_2O、N_2O_3などが存在する。
NO_2	：	二酸化窒素のこと。ものの燃焼時に空気中の窒素と酸素が反応することで一酸化窒素(NO)が発生し、空気中に拡散しながら二酸化窒素(NO_2)に変化する。主な発生源は自動車、工場や家庭から排出され、呼吸器系疾患の原因ともなっている。環境基準があり、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内、または、それ以下であることとなっている。
PM	：	「Particulate Matter(粒子状物質)」の頭文字をとったもので、工場や自動車、船舶、航空機などから排出されたばい煙や粉じん、硫黄酸化物(SOx)などの大気汚染の原因となる粒子状の物質のこと。
SPM	：	「Suspended Particlurate Matter(浮遊粒子状物質)」の頭文字をとったもので、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10μm(マイクロメートル)以下の物質のことを指す。主な発生源としてディーゼル車からの排出ガス、焼却施設からのばい煙のほか、土ぼこりなどの自然物質も挙げられる。環境基準があり、1時間の1日平均値が、0.1mg/m^3以下でありかつ、1時間値が0.2mg/m^3以下であることとなっている。

1．自動車NOx法の制定（H4.12施行）

■ 窒素酸化物（NOx）による大気汚染については、従来から、大気汚染防止法に基づき、工場・事業場の固定発生源に対する規制や自動車1台ごとの排出ガス規制を進めてきたが、自動車交通の集中する大都市地域を中心に厳しい状況で推移してきた。

■ このような背景から、従来の対策だけでは環境基準の達成が困難な地域において、自動車から排出される窒素酸化物の総量削減を図るため、「自動車NOx法」が特別措置法として制定され、平成４年12月から施行された。

【自動車NOx法の概要】

対策地域：　首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、阪神圏（大阪、兵庫）の一部地域

対象物質：　窒素酸化物（NOx）

主な対策：　○国による総量削減基本方針の策定

- 二酸化窒素（NO_2）の環境基準を平成12年度までにおおむね達成

○自治体による総量削減計画の策定

○車種規制

2．今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について（答申）（H12.12）

【状況・評価】

- 平成12年度末までに二酸化窒素（NO_2）に係る大気環境基準を概ね達成するという目標の達成は、きわめて困難。
- 自動車NOx法に基づく対策により一定の効果があったが、大気汚染の改善は十分でなく、同法を見直し、強力な対策の推進が必要。

【今後の対策のあり方】

- 粒子状物質（PM）を対象に加え、早急に削減のための対策を実施していく必要がある。
- 特定地域に名古屋市及びその周辺地域を追加すべき。
- 目標は、NO_2については環境基準の概ね達成、PMについては可能な限りの排出量削減とすべき。達成期間は10年程度が妥当。また、達成状況の中間点検を行うため、中間目標を設けることも必要。
- 車種規制について、対象にディーゼル乗用車を追加すべき。また、排出基準値を強化すべき。
- 事業者に対して自動車利用管理計画の策定を義務づけるべき。

3．自動車NOx･PM法の制定（自動車NOx法の改正）（H14.5施行）

■ 平成12年の答申を受けて、自動車NOx法が改正され、新たに粒子状物質を対象物質に加えた「自動車NOx・PM法」が平成14年５月から施行された。

【改正の概要】

- 対策地域： 中部圏（愛知県の一部、三重県の一部）を追加、首都圏・阪神圏の一部地域を追加
- 対象物質： 粒子状物質（PM）を追加
- 主な対策： ○車種規制の強化
  ・ディーゼル乗用車の追加等
  ○事業者に対する措置の強化
  ・自動車使用管理計画の策定を義務づけ

【基本方針の主な変更】

- 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する目標を平成22年度までに環境基準をおおむね達成すること等と定めた。
- 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減のための施策に関する基本的事項として、自動車単体対策の強化、車種規制の実施、低公害車の普及促進、交通需要の調整・低減、交通流対策の推進、局地汚染対策の推進、普及啓発活動の推進等を定めた。
- 自動車を使用する事業者が取り組むべき措置等に関し、各事業所管大臣が定める「事業者の判断基準」に関する基本的事項を定めた。

4．自動車NOx･PM法の中間点検（中間報告）（H17.12）

■ 平成12年答申を受けて、大気環境の状況、施策の進捗状況の中間点検・評価を行い、今後の対策のあり方について検討を行うため、自動車排出ガス総合対策小委員会を設置し、平成17年12月に中間報告を取りまとめ。

■ 平成17年12月「今後の自動車排出ガス総合対策中間報告」（自動車排出ガス総合対策小委員会）

【状況・評価】

- 大気汚染の状況は、全体として改善傾向が見られるものの、大都市圏を中心に環境基準を達成していない測定局が依然として残っている。
- 平成22年度における大気環境基準達成の見込みについては、将来推計の不確実性を加味し、シミュレーションモデルを用いた濃度予測計算による評価を行う必要がある。

【今後の対策のあり方】

- 当面は、「平成22年度までにおおむね達成」という目標に変更を加える必要はないが、できるだけ早期に達成し、さらに改善を図ることがのぞましい。

5．自動車NOx・PM法の中間点検（意見具申）（H19.2）

■ 小委員会では、施策の進捗状況の点検・評価を行った中間報告を踏まえ、今後の重点的な課題である流入車対策及び局地汚染対策を中心に検討を深め、平成19年2月に中央環境審議会から意見具申。

【状況・評価】

- 平成17年度を基準年とするシミュレーションモデルを用いて将来推計を行った結果、平成22年度には、対策地域全体ではおおむね環境基準を達成すると見込まれる。
- しかし、交通量の極めて多い道路が交差したり重層構造になっていたりする地点などで、二酸化窒素（NO_2）の環境基準が非達成となると見込まれ、平成22年度では、中位ケース（現状傾向維持）で11箇所、高位ケースで15箇所が非達成になると見込まれる。

【今後の対策のあり方】

- 環境基準非達成の測定局は、主要幹線道路の沿道の交差点付近が多く、複数の道路が重層的に配置され、特に交通が集中する等のいわゆる「局地」である。今後の対策は、対策地域内全体の一律の対策強化に加えて、各々の局地の特性に対応した個別の対策を行うことを推進するような枠組みを制度化することが基本となる。
- また、「局地」においては対策地域全体よりも流入車の割合が高いこと等から、条例などによる独自の取組に加え、法においても流入車に対し一定の対策を講じるべき。

局地における大気環境の改善を図るための重点的な対策を講ずることが必要であることから、自動車NOx・PM法の改正へ。

6．自動車NOx･PM法の改正（H19.5）

【改正の概要】

（１）局地汚染対策

- 知事が、対策地域内に重点対策地区を指定し、総合的な計画を策定することにより、局地汚染対策の重点的、集中的な実施を図ることのできる仕組みを創設。
- 重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者に対し、配慮事項等の届出を義務づけ。

（２）流入車対策

- 重点対策地区内において、流入車対策を推進することが必要な地区を指定し、当該地区内への流入車をもたらしている周辺地域を指定して、周辺地域の事業者による計画的な取組を促す仕組みを創設。
- 周辺地域から、指定地区へ運行する自動車を使用する事業者に、窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画の作成や定期的な報告を義務付け。
- 周辺地域から、対策地域内へ運行する自動車を使用する事業者及びこのような事業者に輸送を行わせる事業者（荷主）に対し、窒素酸化物等の排出の抑制に係る努力を義務付け。

【基本方針の変更】

- 局地対汚染策の推進、流入車の排出基準の適合車への転換促進、エコドライブの普及促進等の規定を追加。

7．総量削減基本方針（H23.3変更）

■ 平成23年１月の中間報告（※）を踏まえ、平成23年３月に自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針が変更された。

※今後の自動車排出ガス総合対策の 在り方について（中間報告）（平成23年１月 中央環境審議会大気環境部会 自動車排出ガス総合対策小委員会）

【概要】

- 目標（対策地域）
  - ・**平成32年度までに大気環境基準を確保（NO_2及びSPM）**。
  - ・平成27年度までに監視測定局における環境基準を達成するよう最善を尽くす。
- 局地汚染対策の推進
  - ・総合的な対策を関係者の連携の下で進める。（例：エコドライブ、高度道路交通システム）
  - ・重点対策地区は地域状況や特性に応じた合理的な範囲を指定。
- その他
  - ・ポスト新長期規制適合車の早期普及を図る。
  - ・国及び地方公共団体等は、調達した物品等を輸送する際に低公害車の使用等に努める。
  - ・ITSの活用等による効果的な情報発信の研究
  - ・国及び地方公共団体は、道路管理者、交通管理者、荷主・発注者及び貨物自動車運送事業者等と、局地汚染対策のため協力する体制の構築等の連携を図る。

8．今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）（H24.11）

環境省

- 大気汚染の状況

①二酸化窒素（NO_2）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成状況

・平成22年度も含め数年継続して達成率は90%超であり、「環境基準のおおむね達成」と評価。

・NO_2は非達成局が引き続き存在する等、継続的・安定的な達成の判断には監視が必要。

②大気環境状況の将来予測

・NO_2は平成27年度に5局、平成32年度に1局で非達成。SPMはいずれの年度も全局達成と予測。

・道路沿道では、平成32年度にNO_2は約17万点中0.1%で非達成、SPMは全地点で達成と予測。

- 自動車排出ガス対策の実施状況と評価

・各種施策の実施によりNO_2及びSPMの総量削減は進行。局地はその特性を踏まえた対策が重要。

- 今後の自動車排出ガス総合対策の在り方

①自動車NOx・PM法に基づく対策

・現時点では現行の自動車NOx・PM法を見直す必要はないと判断。

・総量削減基本方針の目標達成状況を考慮し、制度や運用の在り方を含めて検討が必要。

②自動車NOx・PM法及び総量削減基本方針に定める施策の推進

・流入車対策では、発着地である対策地域内の荷主の協力を促進するような対策が重要。

・ポスト新長期規制適合車や環境対応車の一層の普及を促進する支援措置が必要。

・エコドライブや、モーダルシフトによる物流効率化等の取組を奨励。

③新しい地域パートナーシップによる取組の推進

・局地対策にあたって、住民や荷主等、自発的な協力を求めることが重要。

・地域特性を考慮するため、都市部局等の多様な関係者が協力して実施することが必要。

9．総量削減基本方針の中間レビュー（H29.3）

環境省

- 中間目標の達成状況

①常時監視測定局における環境基準達成状況（中間年度：平成27年度）

・NO_2 ：自排局１局（東京都）が環境基準を非達成。それ以外の測定局は達成。

・SPM：全ての測定局で年間２%除外値は環境基準以下。自排局１局（大阪府）で日平均値が２日以上連続して環境基準値を超過。

②中間目標（監視測定局で環境基準達成）の達成状況に関する評価と考察

・目標は未達成だが、施策による効果は現れている。

・SPMの未達成について、主な要因は自動車発生源に起因するものではない。

③対策地域における最終目標年度の濃度推計

・全測定局で環境基準値以下と推計（NO_2及びSPM）。

・主要交差点付近の計算点のうち首都圏13地点で推計値が環境基準値を超過（NO_2）。

- 基本方針に係る施策の進捗状況

・８都府県において、平成27年度の自動車排出量（対策地域内）は基準年度に対してNOxで33.9%減、PMで36.6%減であり、排出総量の削減が進んでいる。平成32年度排出量（NOx,PM）は目標値を達成する見通し。

- 基本方針に係る施策の今後の取組

①自動車NOx・PM総量削減施策について

・引き続き関係指標を把握しつつ、総量削減目標が達成できるよう必要な措置を講じる。

②対策地域の環境基準確保に向けた取組について

・環境基準確保の評価手法である数値計算手法により将来推計を行い、最終目標年度までに対策を要する交差点付近等の地区の絞り込み、必要な対策を講じる。

10. 今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について （答申）（R4.4）

環境省

- 総量削減基本方針に規定されている「平成32年度までに窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域において二酸化窒素と浮遊粒子状物質の大気環境基準を確保する」という目標はほぼ達成されたと評価した上で、今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について取りまとめ。
  - 環境基準値を超過する可能性が十分に低い濃度レベルには至らなかった測定点が一部あったこと等から、引き続き現行の自動車NOx・PM法に基づく各種施策を継続することが必要。
  - より環境性能の良い車への代替が進むこと等で、さらに環境改善が期待されることなどから、5 年後を目途に制度の在り方について改めて検討するべき。
  - 対策地域の指定とその解除について都道府県が申請することができるが、これまでその判断規準がなかったため、対策地域の指定解除の判断基準を明確化した。国においては、都道府県から申請があった場合には、判断基準に基づき慎重に審査を行うことが必要。
  - 対策地域の指定解除にあたり、ステークホルダーとの調整や解除後の大気環境状況の確認の継続等が必要。
  - 自動車使用管理計画の事務の合理化を検討することが望ましい。

11. 総量削減基本方針の変更・自動車使用管理計画の報告項目の削除（R4.11）

環境省

➢「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」（答申）（令和４年４月28日　中央環境審議会）を踏まえ、令和４年11月に自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針が変更された。また、関係者の事務負担軽減の観点から関係省令を改正し、自動車使用管理計画の項目等の見直しを行った。

【基本方針の変更（概要）】

➢ 対策地域における自動車排出窒素酸化物等の総量の削減に関する目標
・**令和８年度までに大気環境基準を確保（NO_2及びSPM）**。

➢ 総量削減計画の策定に関する基本的事項
・**令和８年度までに、**二酸化窒素については二酸化窒素に係る大気環境基準を確保し、浮遊粒子状物質については自動車排出粒子状物質の総量が相当程度削減されるように自動車排出窒素酸化物等の総量を削減し、浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目途とし、一の計画として策定するものとする。

【自動車使用管理計画等の見直し（概要）】

➢ 事業者に対し自動車使用管理計画において定期の報告等を求める事項のうち、特定自動車に係る自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量の確認等の一部の項目を削除。（令和４年11月）

自動車NOx・PM法の施行状況

（総量削減計画、車種規制、特定事業者制度等）

（答申案２．（１））

総量削減計画の進捗状況（令和６年度）

環境省

- 基本方針に基づき、対策地域の８都府県はNOx及びPMの排出量の総量削減計画を策定し、これに基づく取組を実施。
  ⇒ 毎年度、進捗状況等について、結果を国に報告。
- 令和６年度の排出量をみると、排出削減が進捗していることがわかる。

■NOx

都府県名	基準年度（※１）の排出量		目標年度（令和８年度※２）の排出量			令和６年度の排出量		基準年度に対するR6年度排出量の削減率
	（トン/年）	うち自動車からの排出量	（トン/年）	うち自動車からの排出量	自動車排出量の削減率	自動車からの排出量	目標年度の排出量に対する達成率（※３）	
埼玉県	38,045	20,821	26,637	11,639	55.9%	7,929	140.4%	61.9%
千葉県	45,177	12,926	37,148	5,939	45.9%	4,292	123.6%	66.8%
東京都	49,700	24,500	32,200	9,900	40.4%	9,421	103.3%	61.5%
神奈川県	59,400	18,072	46,700	9,900	54.8%	7,704	126.9%	57.4%
愛知県	83,472	29,031	63,598	16,117	55.5%	8,435	159.5%	70.9%
三重県	16,757	5,233	14,157	2,787	53.3%	1,393	157.0%	73.4%
大阪府	39,300	18,130	34,590	11,220	61.9%	6,930	162.1%	61.8%
兵庫県	53,753	12,470	44,294	6,556	52.6%	4,317	137.9%	65.4%
８都府県計	385,604	141,183	299,324	74,058	52.5%	50,421	135.2%	64.3%

■PM

愛知県のみ集計方法が異なるため、合計では愛知を除く７都府県の合計を用いた。

都府県名	基準年度（※１）の排出量		目標年度（令和８年度※２）の排出量			令和６年度の排出量		基準年度に対するR6年度排出量の削減率
	（トン/年）	うち自動車からの排出量	（トン/年）	うち自動車からの排出量	自動車排出量の削減率	自動車からの排出量	目標年度の排出量に対する達成率（※３）	
埼玉県	1,523	573	1,329	476	83.1%	453	123.4%	20.9%
千葉県	2,516	581	2,266	377	64.9%	246	164.2%	57.7%
東京都	3,360	710	2,680	580	81.7%	522	144.6%	26.5%
神奈川県	3,170	845	2,720	590	69.9%	369	186.9%	56.3%
愛知県	20,313注1	1,042注2	17,260注1	367注2	35.2%	149注2	132.3%	－
三重県	2,270	303	2,123	163	53.8%	82	157.9%	72.9%
大阪府	2,510	910	2,220	670	73.6%	450	191.7%	50.5%
兵庫県	2,895	689	2,456	401	58.2%	266	146.8%	61.4%
７都府県計	18,244	4,611	15,794	3,257	70.6%	2,388	164.2%	48.2%

【表】 総量削減計画における基準年度及び目標年度における排出量、令和６年度排出量及び達成率

（注１）二次生成粒子を含む
（注２）排気口のみ
（※１）基準年度：東京都は平成21年度、他府県は平成22年度
（※２）令和２年度の目標と同値
（※３）R6排出量達成率 ＝（基準年度排出量－R6年度排出量）÷（基準年度排出量－R8年度目標排出量）
（※４）R6排出量削減率 ＝（基準年度排出量－R6年度排出量）÷（基準年度排出量）

地方公共団体における独自の取組

（答申案２．（２））

地方公共団体における流入規制の取組

■ 一部の都府県においては、対策地域外から流入する車両について、自治体独自の流入車規制を実施。

対象地域	**埼玉、千葉、東京、神奈川（全域）**	**兵庫県（対策地域内の一部）**	**愛知県※1（対策地域）**	大阪府（対策地域）
規制対象物質	ＰＭ	ＮＯｘ、ＰＭ	ＮＯｘ、ＰＭ	ＮＯｘ、ＰＭ
規制対象	対象地域内の運行	対象地域内の運行	対象地域内の運行	対象地域内への発着
対象となる種別	ディーゼルのトラック、バス、特種自動車	車両総重量8t以上のトラック、大型バス	トラック、バス、特種自動車	トラック、バス、特種自動車
規制値	長期規制並（東京、埼玉は新短期規制並）	自動車ＮＯｘ・ＰＭ法と同じ	自動車ＮＯｘ・ＰＭ法と同じ	自動車ＮＯｘ・ＰＭ法と同じ
規制開始時期	平成15年10月1日	平成16年10月1日	平成22年8月13日	平成21年1月1日 ※2

※１　愛知県の流入車対策は貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱に基づく要請
※２　大阪府条例は令和４年４月１日廃止

自動車単体対策の進捗

（排出ガス規制、低公害車の普及促進）

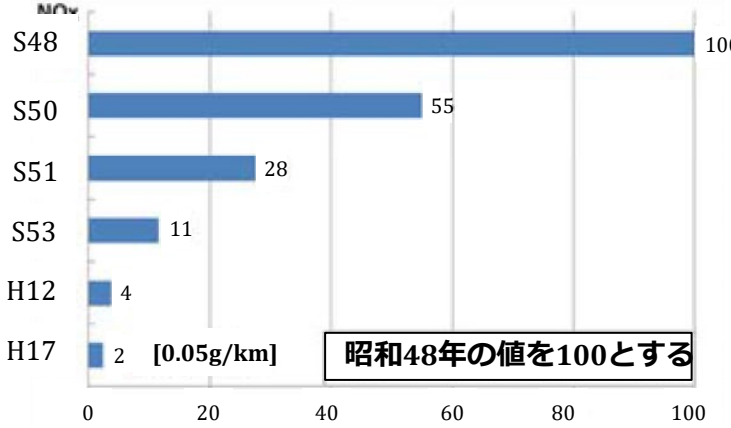
（答申案２．（３））

自動車単体対策の強化

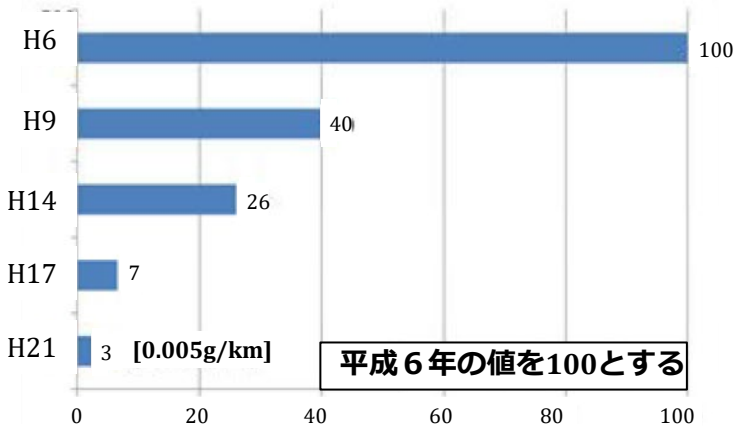
環境省

➢ 中央環境審議会答申に基づき、着実に排出ガス規制が強化されてきた。

乗用車

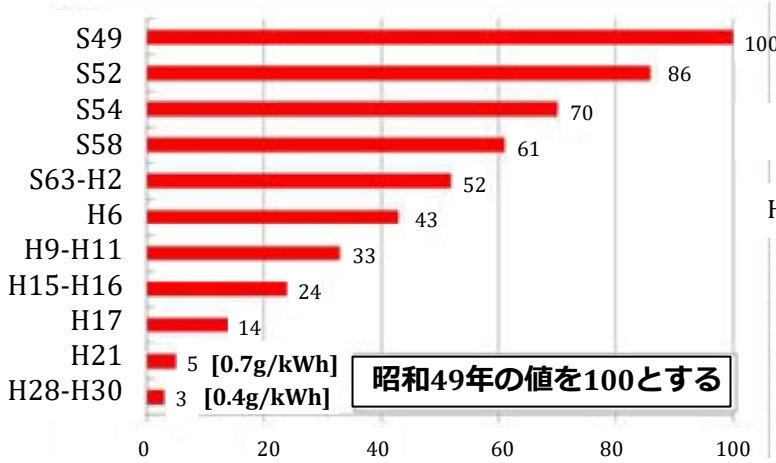


【図】ガソリン・LPG乗用車のNOx規制値の推移

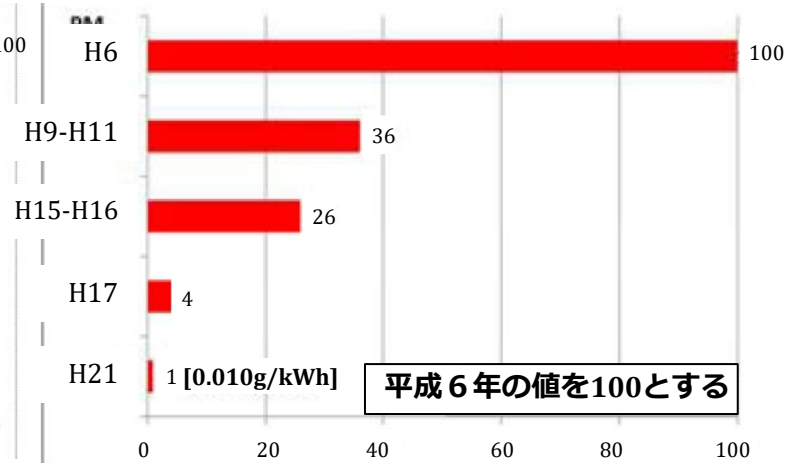


【図】ディーゼル乗用車のPM規制値の推移

トラック・バス



【図】ディーゼル重量車のNOx規制値の推移

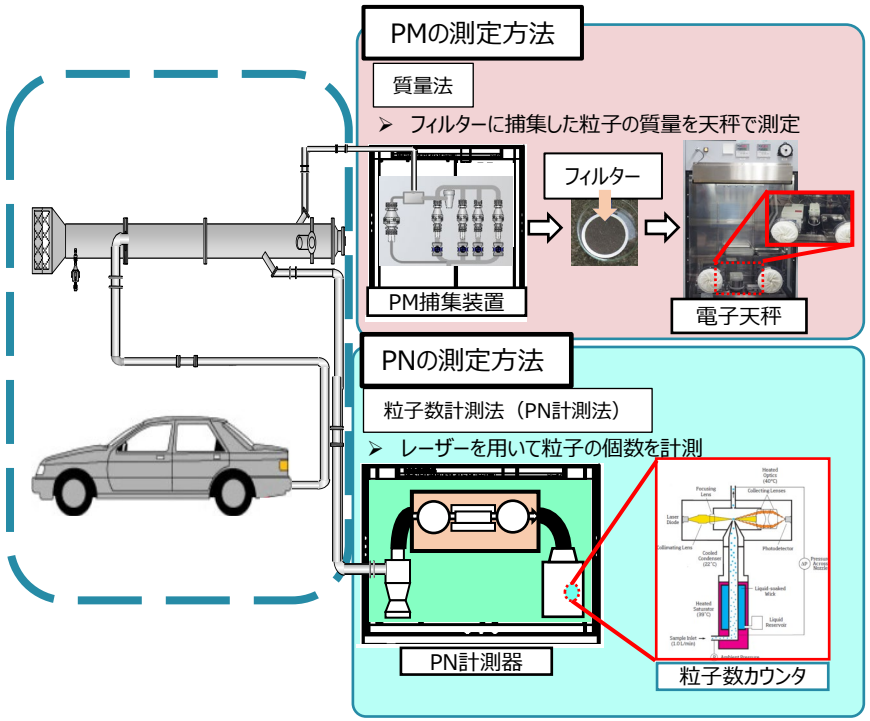


【図】ディーゼル重量車のPM規制値の推移

（出典）大気・騒音振動部会　微小粒子状物質等専門委員会（第１回）資料３

自動車単体対策の強化　（PN規制）

- 自動車排出ガス規制については、中央環境審議会における審議を経ながら、これまで逐次の規制強化を行ってきた。
- **令和２年８月**に取りまとめられた中央環境審議会の**第十四次答申**において、微小粒子状物質については、測定感度の問題から従来の質量規制（PM規制）を強化することは困難であるため、**PM規制に加え、より高感度な計測が可能な粒子数による規制（PN規制）を導入することが適当**であると示された。
- 本答申を踏まえて法令改正が行われ、**ディーゼル車の新型車については令和５年10月**から、**ガソリン車（直接噴射式）の新型車については令和６年10月**から適用が開始されている。
- **令和６年９月**に取りまとめられた**第十五次答申**では、**ディーゼル特殊自動車**に対して**令和９年末までにPN規制の適用を開始することが適当**とされ、令和７年３月に大気汚染防止法に基づく告示の改正を行った。



PMとPNの測定方法　概要

＜微小粒子状物質の規制値の例＞

種別	PM（質量）（g/km）	PN（粒子数）（個/km）
ｶﾞｿﾘﾝ乗用車（直接噴射式）	0.005	6.0×10^{11}

自動車単体対策の強化　（第十五次報告・第十五次答申）

環境省

■ 自動車排出ガス専門委員会第十五次報告に記された検討課題（８項目）及び第十五次答申において記載された重点検討課題

項番	検討課題	第十五次報告（24/9/20）	第十五次答申（24/9/25）
①	微小粒子状物質等に関する対策	○	◎
②	ブレーキ粉塵及びタイヤ粉塵に関する対策	○	◎
③	燃料蒸発ガス低減対策	○	
④	アイドリング規制の見直し	○	
⑤	路上走行検査等の導入	○	
⑥	低温試験及び高温試験の導入	○	
⑦	燃料性状による排出ガスへの影響	○	
⑧	その他の未規制物質対策	○	

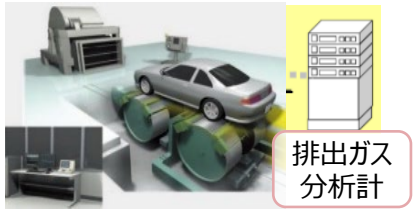
実路走行時排出ガス試験（Real Drive Emission(RDE)）

環境省

背 景

- 平成27年、**VW社のディーゼル車**において、排出ガス低減装置を試験室内の台上走行検査では働かせる一方、実際の走行では働かないようにする**不正ソフトを搭載していたことが発覚。**
- 国内販売ディーゼル車を調査した結果、VW社と同様の不正ソフトは確認されなかったものの、一部車種で、エンジンの損傷を防止する保護制御の作動により、**台上規制値を大幅に超過。**
- 従来は試験室内の台上試験のみで排出ガス性能を確認していたが、実際の道路走行では加速や勾配、外気温等の影響により排出ガス量が変化することから、**実路走行環境での排出ガス性能を確認する必要性が高まった。**
- 平成30年、上記調査結果や欧州の規制動向を踏まえ、**台上試験に加え、実際の走行環境における排出ガス性能を確認するため、実路走行時の排出ガス試験（RDE）を導入。**

台上での排出ガス試験



あらかじめ定められた走行速度パターン(WLTC等)で台上を走行したときに排出ガスが基準値以下であることを確認する試験

＋

実路走行時排出ガス試験(RDE)



車載式排出ガス測定システム（PEMS)を用いた実路走行時の排出ガスが基準値以下であることを確認する試験

台上試験及び実路走行試験（RDE）の両方で排出ガス基準への適合を確認

改正の概要　（基準改正：令和６年１月）

1．適用対象となる自動車
ディーゼル乗用車等（乗車定員９人以下の乗用車及び車両総重量3.5ｔ以下の自動車）

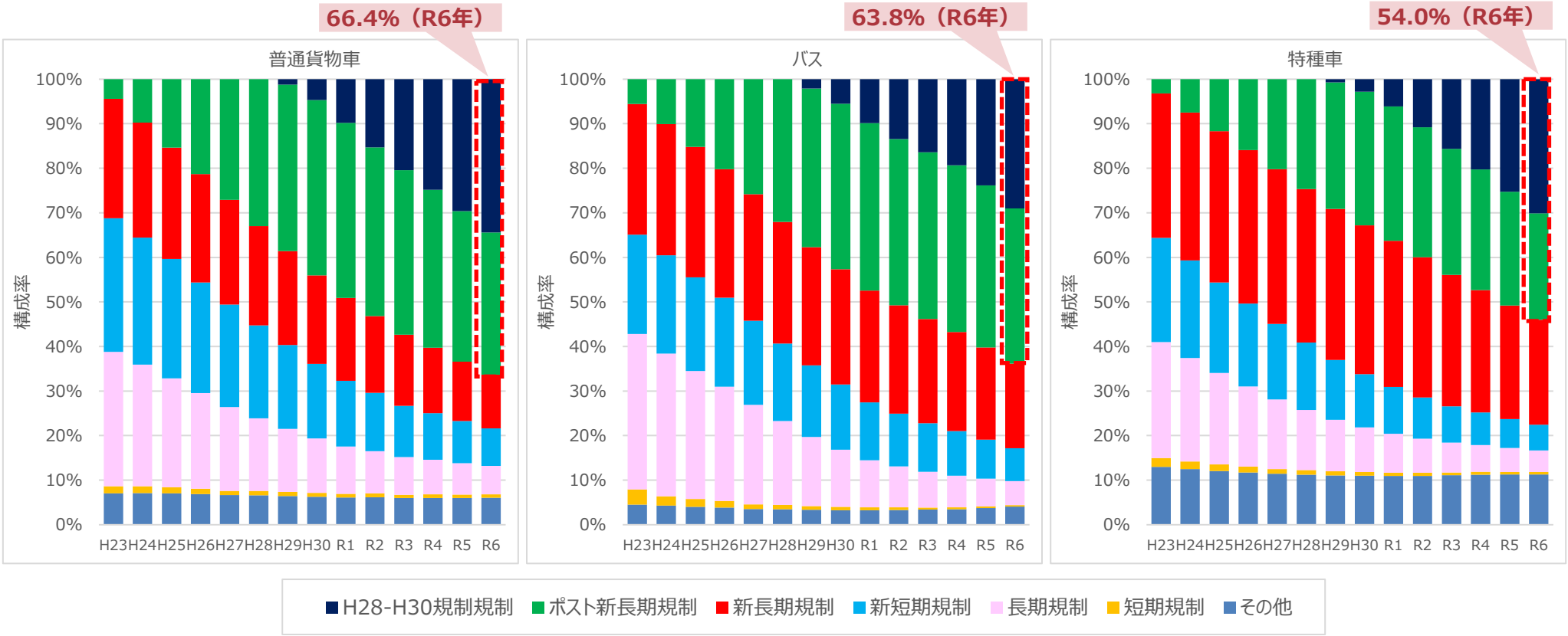
2．主な改正内容
型式指定時における実路走行時の排出ガス試験として1958年協定に基づく国連規則（UNR No.168）を導入し、当該試験により排出される**窒素酸化物（NOx）の規制値を台上排出ガス試験による規制値の1.1倍**とする。

3．適用時期
新型車：令和10年9月1日～　　継続生産車：令和13年9月1日～

出典：国土交通省より資料提供

排出ガス規制区分別構成率の推移

■ 平成21年度より適用開始された排出ガス規制適合車及びそれ以降の規制適合車は、対策地域内の保有車に占める割合が着実に上昇している。平成23年度末から令和６年度末にかけて、普通貨物車で4.4%⇒66.4%、バスで5.5%⇒63.8%、特種車で3.2%⇒54.0%となっており、低公害車への代替が着実に進展している。

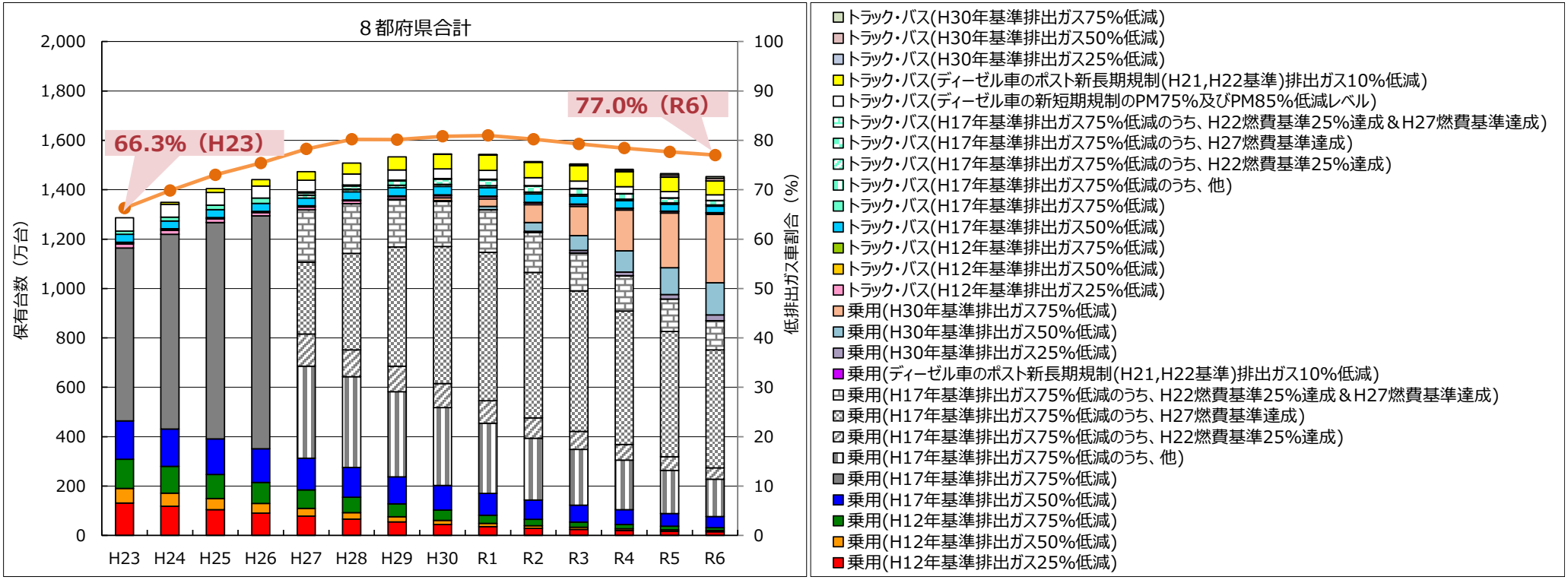


排出ガス規制区分別構成率の推移（８都府県対策地域の保有車両）

出典：自動車NOx・PM総量削減対策環境改善効果等調査検討業務（環境省）

低排出ガス認定車の保有車に占める比率の推移

■ 8都府県における低排出ガス認定車は、平成23年度から令和6年度にかけて約1,286万台⇒約1,453万台に増加した。また、保有車に占める比率（低排出ガス車割合）は、平成23年度から令和6年度にかけて66.3%⇒77.0%（10.7%増）に上昇した。（乗用車：69.8%⇒81.3%（11.5%増）、トラック・バス：44.8%⇒53.1%（8.3%増））



低排出ガス認定車の推移（８都府県の保有車両）

出典：自動車NOx・PM総量削減対策環境改善効果等調査検討業務（環境省）

電動車の普及促進

■ 政府目標で、乗用車・商用車それぞれについて、電動化の目標を設定。
■ 乗用車の新車販売台数に占める電動車の比率は増加傾向。（2024年は211万台（60.4%））

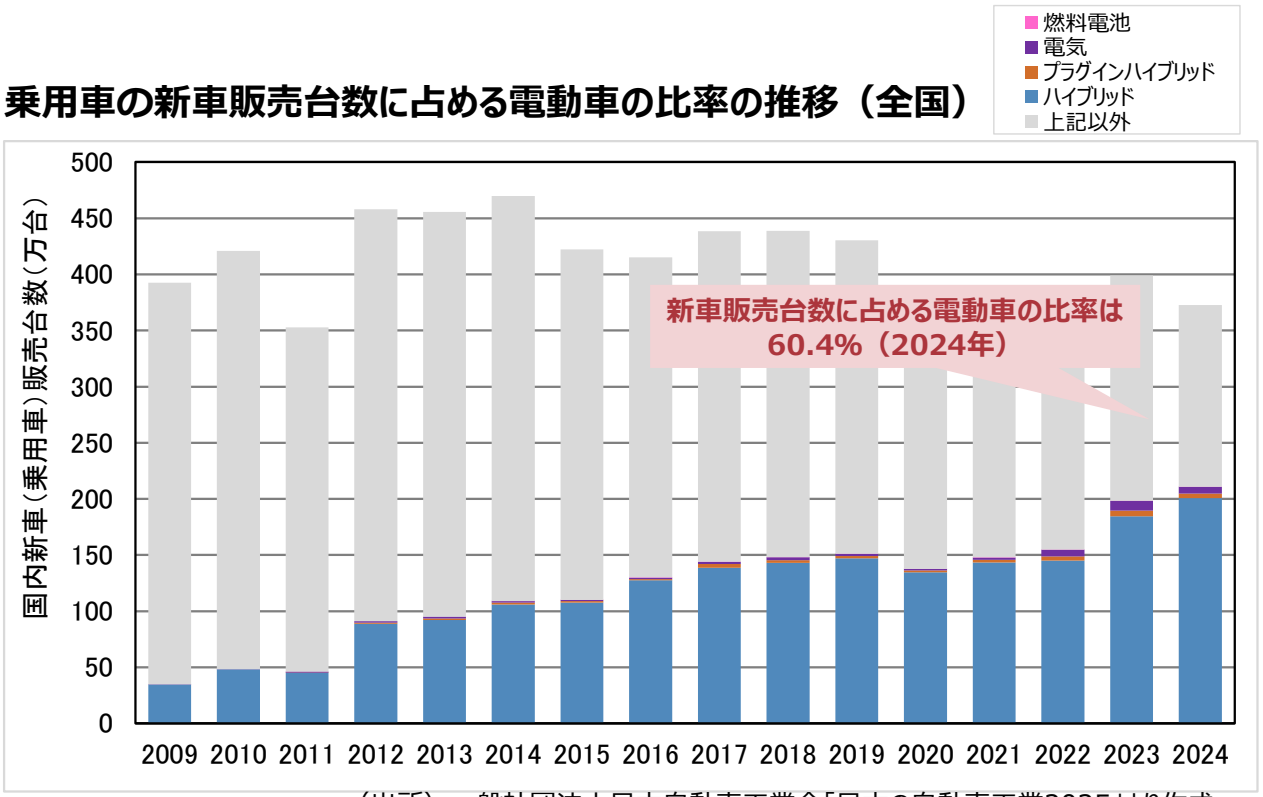
【電動車に係る政府目標】

■ **地球温暖化対策計画**
（令和７年２月18日閣議決定）

【乗用車】
- 2035年までに、新車販売で電動車100%

【商用車】
- ８トン以下：2030年までに、新車販売で、電動車で20～30%
- ８トン超　：2020年代に5,000台の先行導入を目指す

乗用車の新車販売台数に占める電動車の比率の推移（全国）



（出所）一般社団法人日本自動車工業会「日本の自動車工業2025」より作成

商用車等の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）

環境省

【令和９年度要求額　30,000百万円（新規）】

2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスや建設機械の電動化を支援します。

1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約２割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約４割であり、地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年ネットゼロの達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- また、産業部門全体のCO2排出量は、日本全体の約35.1%、そのうち建機は約1.7%を占め、建機の電動化も必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）や建機の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

2. 事業内容

商用車（トラック・タクシー・バス）及び建機の電動化（BEV、PHEV、FCV等※1）のために、車両、建機及び充電設備の導入に対して補助を行う。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、脱炭素に意欲的に取り組む事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

また、GX建機※2の普及状況を踏まえ、今後、公共工事でGX建機の使用を段階的に推進していくことに伴い、GX建機を導入する事業者等に対して、機械及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※1 BEV：電気自動車　、　PHEV：プラグインハイブリッド車　、　FCV：燃料電池自動車
※2 GX建機：国土交通省の認定を受けた電動建機

3. 事業スキーム

■事業形態　　間接補助事業
■補助対象　　民間事業者・団体、地方公共団体等
■実施期間　　令和９年度～

4. 事業イメージ


EVトラック


EVバン


FCVトラック


EVタクシー


PHEVタクシー


FCVタクシー


EVバス


FCVバス


充電設備※




GX建機

※本事業において、
車両及び建機と一体的に
導入するものに限る

運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（一部　農林水産省・国土交通省連携事業）

環境省

【令和8年度予算額　1,415百万円（1,415百万円）】

運輸部門を始めとするモビリティの脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

1. 事業目的

- 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門を始めとしたモビリティの脱炭素化の加速化を図る。

2. 事業内容

（1）先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証や、電動化を支える技術・システム上の課題解決のためのモデル実証を実施する。
例えば、商用車におけるエネマネ、車載型太陽光パネル、非接触給電、バッテリー（LiB）の統一的に評価するための閾値の整理等の実証を想定。

（2）次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化や物流効率化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等）のモデル的な実証を行う。

（3）農業機械の電動化促進事業

多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及・使途拡大につなげる。

3. 事業スキーム

■事業形態：委託（1）～（3）、直接補助事業（補助率：1/2）（1），（2）、間接補助事業（補助率：2/3）（3）

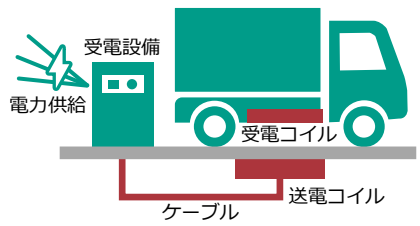
■委託先及び補助対象　：　地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間：（1）～（2）令和6年度～令和10年度、（3）令和7年度～令和9年度

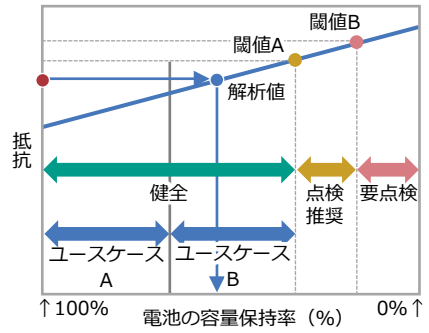
4. 事業イメージ

（1）先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

商用車における
非接触給電を活用したモデル実証

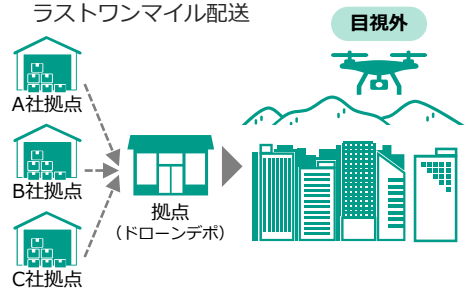


劣化状況に応じた性能目標（閾値）の整理



（2）次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

共同輸配送＋ドローン配送による
ラストワンマイル配送



（3）農業機械の電動化促進事業

多様な現場でのモデルケースの構築



小型トラクタ　草刈り機

自治体における普及啓発活動の推進

■ 関係都府県及び関係省庁等においては、低公害車の普及拡大等の関連する普及啓発の取組が実施されており、以下が、複数の基本的事項に係る都府県の普及啓発に関連する取組例。
（詳細は参考資料② P.9～36、参考資料③ P.6参照）

主な取組	実施主体	取組内容
基本的事項に係る横断的な普及啓発	千葉県	• エコメッセちばにて、パネル展示やエコドライブ体験、電気自動車・燃料電池自動車の展示・試乗会 • 水素をテーマにしたエコセミナーの開催
	東京都	• フォーミュラE東京大会の開催に合わせて、ZEV（ゼロエミッション・ビークル）に触れ体験し、環境にやさしい東京の未来が実感できるイベントを実施 • 水素社会実現に向けた普及促進として、「TOKYO H_2プロジェクト」にて、水素モビリティ等「水素を使うアクション」を加速させる官民連携の取組を実施
	愛知県	• あいち地球温暖化対策フォーラムを開催し、自動車利用における脱炭素化に積極的に取組み実践する事業所に自動車エコ事業所認定証を授与 • あいちＦＣＶ普及促進協議会を開催し、愛知県地域において、FCVや水素ステーションに関する実証実験の取組や普及啓発などを協議、推進
	三重県	• 対策地域内荷主・運送業者800社にヒアリング、各種対策啓発パンフレット等を配布。ＮＯｘ・ＰＭ排出量計算システムやエコドライブ計算システムをホームページで提供。
	大阪府	• 事業者等の環境に配慮した自動車利用の取組を推進する「おおさか交通エコチャレンジ推進運動」の実施、啓発リーフレット・ポスター作成配布、セミナー開催等 • 自動車環境対策に関する情報のホームページへの掲載やメールマガジン「おおさか自動車環境ニュース」の配信

各自治体における普及啓発活動の取組例

自動車の利用に係る対策の進捗
（エコドライブ、交通需要の調整・低減、交通流対策）
（答申案２．（４））

エコドライブの普及促進①

環境省

- 国においては関係省庁（警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省）からなる「エコドライブ普及連絡会」において、「エコドライブ１０のすすめ」の策定等を通じて、普及啓発を図っている。

エコドライブ普及連絡会

警察庁　経済産業省　国土交通省　環境省

「エコドライブ１０のすすめ」の策定等を通じて、エコドライブの普及啓発を図る。

「エコドライブ１０のすすめ」の見直しに伴い、その内容をわかりやすく説明するＤＶＤを作成し、貸出しを実施。オンラインにも掲載。



環境省動画チャンネル YouTube





出典：環境省HP

エコドライブの普及促進②

■ 関係都府県等においてもエコドライブの普及推進体制の整備や、エコドライブ講習会の開催、啓発等が行われている。（詳細は参考資料② P.37～39、参考資料③ P.4参照）
■ エコドライブが物流効率化に効いているといった事例も確認されている。

主な体制整備・取組み	実施主体	取組内容
条例による推進等	全都府県	• 運転者へアイドリングストップの義務づけ等を実施
講習会の実施	９都県市（※）、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府	• 事業者を対象とした講習会の実施（オンラインでの講習も含む。）
	愛知県	• 県民を対象とした講習会の実施
運転者への情報提供	神奈川県	• NO_2高濃度時に登録アドレスあてに情報提供、エコドライブ実施や不要不急の自動車利用自粛の呼びかけ
	愛知県	• NO_2・SPM日平均値の環境基準超過が予測される場合、道路交通情報板によりドライバーに協力を呼びかけ
運転者への支援措置	神奈川県、東京都、大阪府、兵庫県	• エコドライブシミュレーターの貸し出し
普及啓発の取組	警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省	• エコドライブ普及連絡会における「エコドライブ１０のすすめ」の策定、普及啓発
	兵庫県	• 街頭啓発やイベントでのキャンペーンなどによる県民への啓発

※9都県市：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の関東地方南部の一都三県と五政令指定都市

エコドライブ普及促進施策の取組例

エコドライブの普及促進③

■ エコドライブが物流効率化に効いているといった事例も確認されている。

株式会社エコワスプラント

所 在 地：東京都西多摩郡日の出町平井22-10
業務内容：産業廃棄物中間処理業・収集運搬業
拠 点 数：2
従業員数：82名
車 両 数：43台
活動実績：10年



トップダウンからボトムアップへ活動体制が整い、全社で取り組むエコドライブ活動

環境方針を部署ごとで策定し、全社で積極的にエコドライブ活動を推進。また、ドライバー教育にも力を入れており、組織として燃費改善への意識向上を図っている。

毎年取組の見直しを図り、**ボトムアップによる新しい取組を採用する**ことで、継続的なエコドライブ活動の発展・進化をこれからも続けていく。

エコドライブ活動の成果

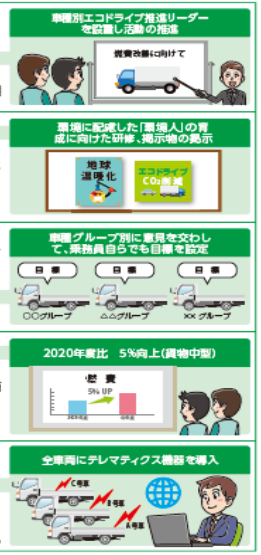
2020年度比
5%燃費向上（貨物中型車）
事故件数14件削減

受賞事業者の声

従業員が一丸となりエコドライブ活動に努めてきた結果、環境大臣賞を受賞することができました。
今後とも栄誉ある賞に恥じぬようエコドライブ活動を推進してまいります。

エコドライブ活動　主な基本取組

取組体制の整備	全体取組	・部門別エコドライブ活動宣言を策定、企業全体の取り組みとして実施
	体制・目標	
	点検・整備	・法定点検に加え社内独自点検の実施、管理表・日報などを作成し活用
教育の実施	環境問題	
	教育資料	・独自のドライバーマニュアルを作成し、全ドライバーに配布・指導
	教育実施	・入社後の一連の研修を経た後も、再研修や改善指導を実施
燃費管理	燃費管理	・日報データを運行管理課がデータ入力し車種別に燃費集計
	燃費目標	
活動成果	燃費向上	
	事故管理	・事故件数の減少、副次的効果として削減された保険料の還元実施
	対外活動	・自社HPにてエコドライブ活動の取組を掲載
継続実績と方策	活動実績	・2013年より活動開始
	エコカー等	
	独自工夫	・「チャレンジ!無事故180日」など参加型のイベントを開催 ・各成績の「見える化」で事故の把握と競争意識や連帯感を高める



エコドライブ活動　主な応用取組

取組体制の整備

評価ポイント：効率的な輸送を実現しCO2排出量を削減

エコドライブ活動を通じた経営改善

今年度は前年度比で産業廃棄物の処理量は増加しているが、会社全体における車両の走行距離は減少。昨年より効率的な輸送を実現し、輸送重量あたりのCO2排出量を削減している。

また、関東圏では産業廃棄物の最終処分場がなく、広域輸送が必要になる際はフェリーや鉄道などによるモーダルシフトを実施。費用面では自社トラックで輸送した方が安いが、CO2排出量削減の観点で取り組んでいる。



モーダルシフト

教育の実施

評価ポイント：業界団体に対する自社ノウハウの展開

エコドライブビデオを作成し業界団体に提供

エコドライブ普及のため、自社制作のドライバーマニュアルを業界組合に提供。共通マニュアルとして全組合員に配布している。

また、同社の代表取締役社長が主体となってエコドライブビデオを作成し組合員に配布。全組合員でのエコドライブ活動コンクールへの参加も呼び掛けており、業界全体でエコドライブ活動を推進していく活動を実施。業界団体を通じて業界内へのエコドライブの普及を行っている。



エコドライブビデオ

燃費管理

評価ポイント：ドライバーに役割を与え主体性を引き出す工夫

テレマティクスサービスを活用した効率的な改善の取組

テレマティクス機器を全車に導入。急挙動データを基にヒヤリハットの動画を検出し、乗務員会議で映像を視聴。また、テレマティクスサービスのエコドライブ点数が悪いドライバーが、トラックメーカー主催のエコドライブ講習に参加し、社内での改善リーダーとして研修内容を社内に展開。

さらに、危険な運転があったドライバーに対しては、ドライブレコーダーの該当シーンをチェックし指導している。



ドラレコ画像と分析結果

活動成果と評価

評価ポイント：活動によるコスト削減効果を活用したインセンティブ設計

削減した保険料金などをドライバーに還元

社員からの提案で車両管理システムを導入し、事故などの情報分析に活用し事故低減化を図っている。その効果もあり事故件数が減少。その副次的効果として保険料金も減少しており、削減された保険料を社員に還元している。

無駄な運行時間を削減したドライバーに対して削減分を能率手当として支給。この手当の導入によりドライバーが効率的な運行ルートを自主的に考え無駄な走行を削減したうえ、事前に渋滞を回避するなどの工夫を行なうドライバーが増加した。



事故件数と副次的効果

（出展）2023年度　エコドライブ活動コンクール優良取組事例集

交通需要の調整・低減①

環境省

■ 基本方針においては、「交通需要の調整・低減」として、効率的な物流システムの構築、輸送効率向上のための営業用トラックの積極的活用や共同輸配送の推進、プローブ情報の収集活用やＩＴＳによる物流の情報化推進、海運・鉄道の積極的活用、トラックターミナル等の物流施設の複合化・高度化の推進、公共交通機関の利用促進、パークアンドライド、自転車道等の整備、カーシェアリングの取組等を掲げている。

■ 関係都府県及び関係省庁等において関連する取組が実施されており、以下が関係各者の取組例。
（詳細は参考資料② P.40～43、参考資料③ P.4～5参照）

主な取組み	実施主体	取組内容
公共交通機関利用促進	各都府県	• 公共交通機関の整備および利便性の向上、コミュニティバスの運行等
	東京都、神奈川県、愛知県	• パークアンドライドの取組の推進
物流の効率化	国土交通省、経済産業省	• 鉄道貨物・海上貨物輸送へのモーダルシフト、宅配便再配達の削減、トラック輸送の効率化の推進等
自転車利用の推進	東京都	• 自転車シェアリングの普及促進
	愛知県	• リニモ（愛知高速交通東部丘陵線、常電導磁気浮上式リニアモーターカー）を利用する方を対象とした登録制のレンタサイクル事業の実施
	国土交通省	• 自転車活用推進計画に基づき、車道通行を基本とする自転車通行空間の整備やシェアサイクルの導入支援等
マイカー使用抑制	神奈川県	• ノーマイカーデーとして、市町村職員に取組の呼びかけ、事業所での実施
	三重県	• 「みえエコ通勤デー」など、企業と共同した通勤対策の実施

交通需要の調整・低減に係る施策の取組例

交通需要の調整・低減②

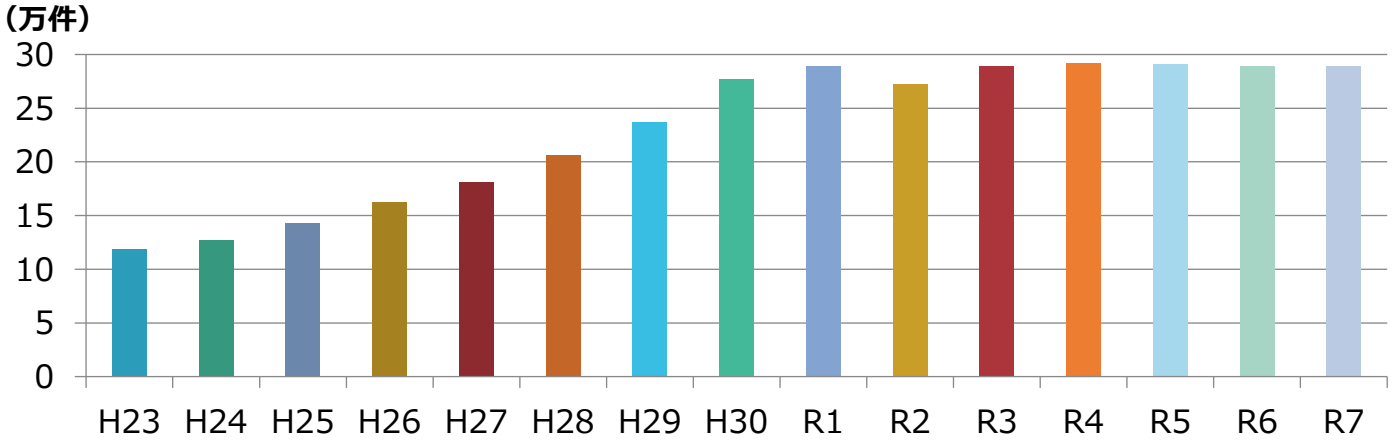
■ 「求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）」の成約件数は、平成23年度から令和７年度まで約144%増加し、年間29万件以上となっている。

<加入者集、成約件数>

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
加入者数（ID数）	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約件数	118,720	126,922	142,617	162.940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
加入者数（ID数）	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,544	6,653
対象成約件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	289,610	289,502

<年度別成約件数>



出典：公益社団法人全日本トラック協会【求荷求車情報ネットワーク「ＷｅｂＫＩＴ」成約運賃指数について】の資料を基に作成

交通流対策の推進

■ 基本方針においては、「交通流対策の推進」として、幹線道路ネットワークの整備、交通渋滞の解消のための立体交差化・交差点の改良等のボトルネック対策、駐車場の整備等の駐停車対策、道路交通情報通信システム（VICS）等の整備拡充、ITSの活用、ETC車載器等の国の率先導入と普及広報等の取組みの推進を掲げている。

■ 関係都府県及び関係省庁等において関連する取組が実施されており、以下が関係各者の取組例。
（詳細は参考資料② P.44～51、参考資料③ P.5参照）

主な取組	実施主体	取組内容
道路整備	各都府県、道路管理者	• 右左折レーン設置などの交差点改良、放射道路、環状道路、バイパス等道路ネットワークの整備、道路拡幅、退避所設置、連続立体交差化事業の実施
交通規制等の実施	阪神高速道路（株）	• 環境ロードプライシングの実施
	各都府県警察	• 交通規制の見直し等
駐車対策の推進	各都府県警察	• 違法駐車の取締りを実施
	各都府県	• 駐車場整備を実施
高速道路交通システム（ＩＴＳ）、新交通管理システム（ＵＴＭＳ）の推進	各都府県警察	• ＩＴＣＳ（高度交通管制システム）の推進、ＡＭＩＳ（交通情報提供システム）の整備拡充等
	愛知県	• 産・学・行政が一体となった「愛知県ITS推進協議会」の活動として、ＩＴＳの推進に向け、県民等に普及・啓発活動等を実施
ボトルネック対策	国土交通省	• 環境基準を達成していない地域を中心にバイパス整備、交差点改良等を実施 • 連続立体交差点事業や道路の立体化等による開かずの踏切等の解消

交通流対策に係る施策の取組例

局地汚染対策

（答申案２．（５））

局地汚染対策の推進

■ 基本方針においては、「局地汚染対策の進め方」として、汚染メカニズムについての解析調査、交差点の改良、道路緑化・環境施設帯の整備、エコドライブ等排出量低減に効果のある自動車使用の協力の促進、ITSの活用等、地域の実情に応じた対策を関係機関の連携の下で進めることとしている。

■ 関係都府県及び関係省庁等において関連する取組が実施されており、以下が関係各者の取組例。
（詳細は参考資料② P.52、参考資料③ P.6参照）

主な取組	実施主体	取組内容
交通負荷低減	各都府県警察	• 交通公害の状況に応じた交通情報提供や信号制御を行うことにより、排気ガス等を低減し、環境保護を図る
地域取組	神奈川県	• かわさき自動車対策推進協議会でプランを策定し、国、県、県警、市、地域の荷主、発注者、運送事業者等での情報共有及び連携取組推進
	千葉県、兵庫県	• 季節対策として、毎年11月～1月の期間の自動車排出ガス対策等の周知・要請
事業者対策推進	神奈川県・川崎市	• 川崎市条例に基づき、荷主、荷受人の要請による運送事業者のエコドライブ・低公害車使用を推進 • 常時監視局のNO_2が高濃度となった際に迂回やエコドライブを促す電子メール配信や道路情報板を通じた情報提供（対象：川崎市内）
沿道環境の改善	国土交通省	• 環境基準を達成していない地域を中心としたバイパス整備や交差点改良等の対策等推進

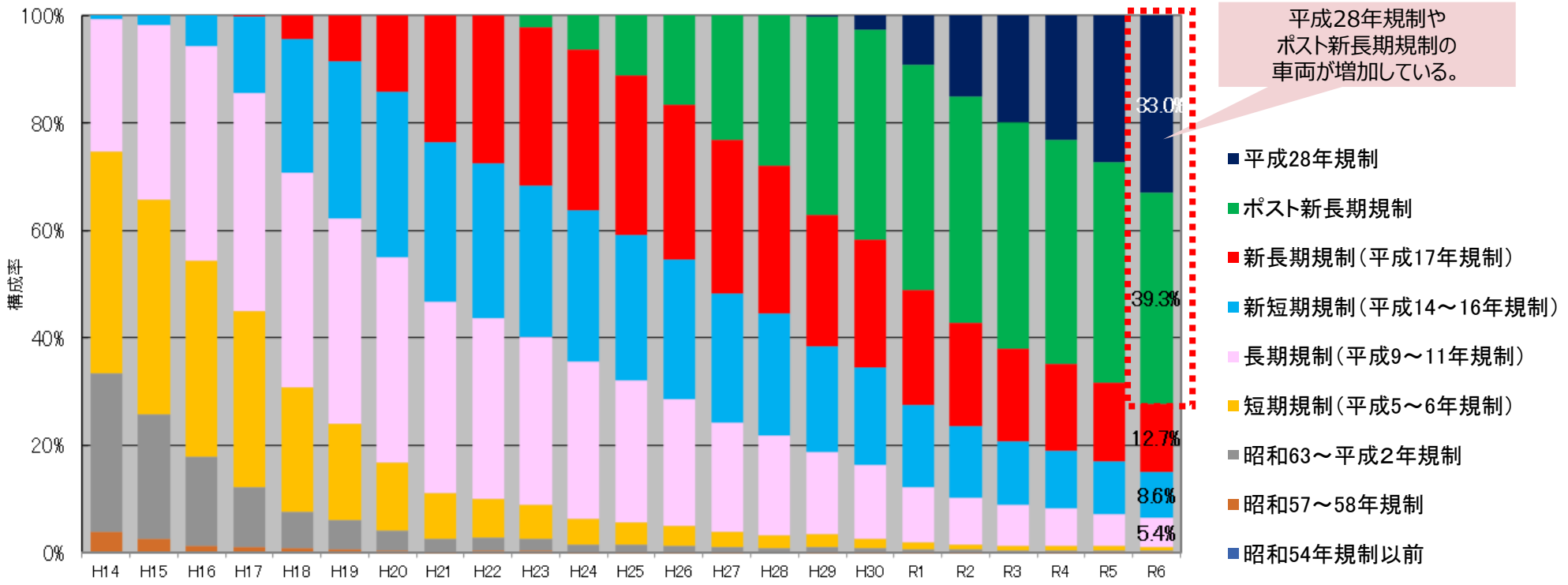
局地汚染対策施策の取組例

各施策の進捗による排出削減効果の評価

（答申案２．（６））

対策地域内の普通貨物車（ディーゼル車）の排出ガス規制区分別通行台数比率の推移

■ 車種規制（自動車NOx・PM法の排出基準に適合しない車両の対策地域内における登録禁止）や流入規制、単体規制強化の結果、対策地域内の普通貨物車（ディーゼル車）において、ポスト新長期規制及び平成28年規制の基準に適合した車両の比率が増加していることが確認された。（令和6年度において、平成28年規制区分適合車は約3割、ポスト新長期規制区分適合車は約4割）

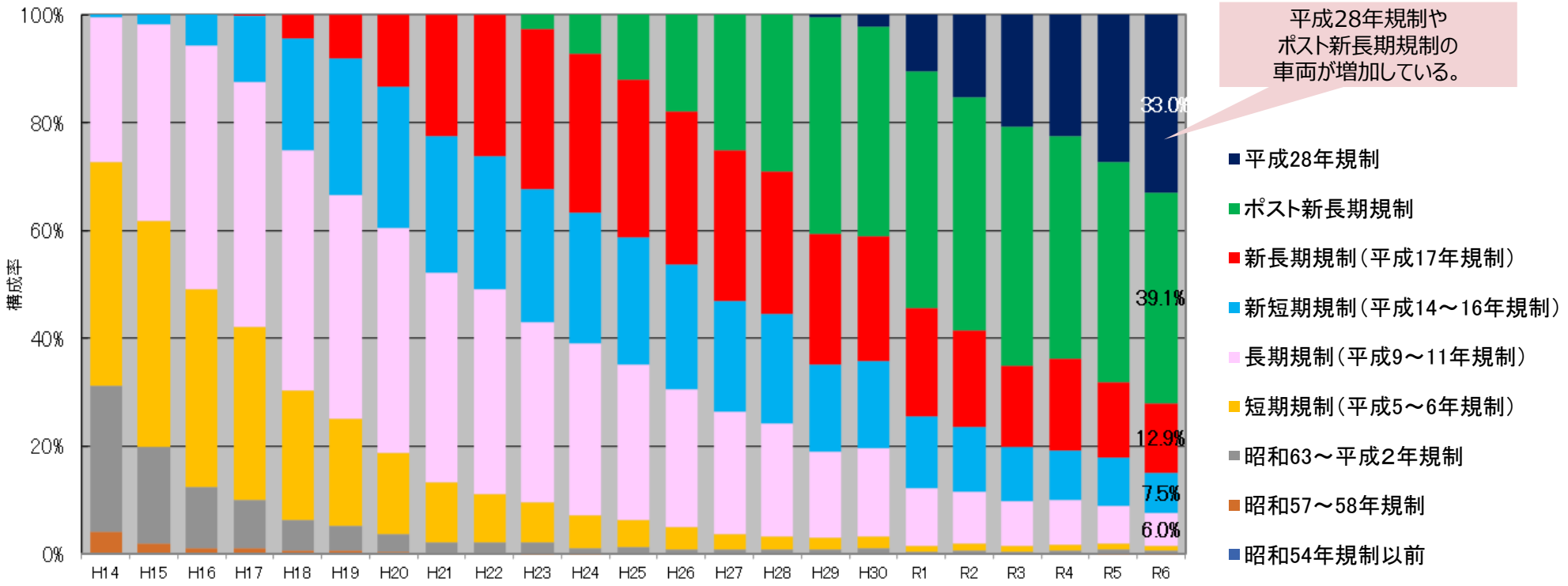


対策地域内の普通貨物車（ディーゼル車）の排出ガス規制区分別通行台数比率の推移

出典：自動車交通環境影響総合調査（環境省）

千葉県内の普通貨物車（ディーゼル車）の排出ガス規制区分別通行台数比率の推移

■ 車種規制（自動車NOx・PM法の排出基準に適合しない車両の対策地域内における登録禁止）や流入規制、単体規制強化の結果、千葉県対策地域内を走行する普通貨物車（ディーゼル車）において、ポスト新長期規制及び平成28年規制の基準に適合した車両の比率が増加していることが確認された。（令和6年度において、平成28年規制区分適合車は約3割、ポスト新長期規制区分適合車は約4割）

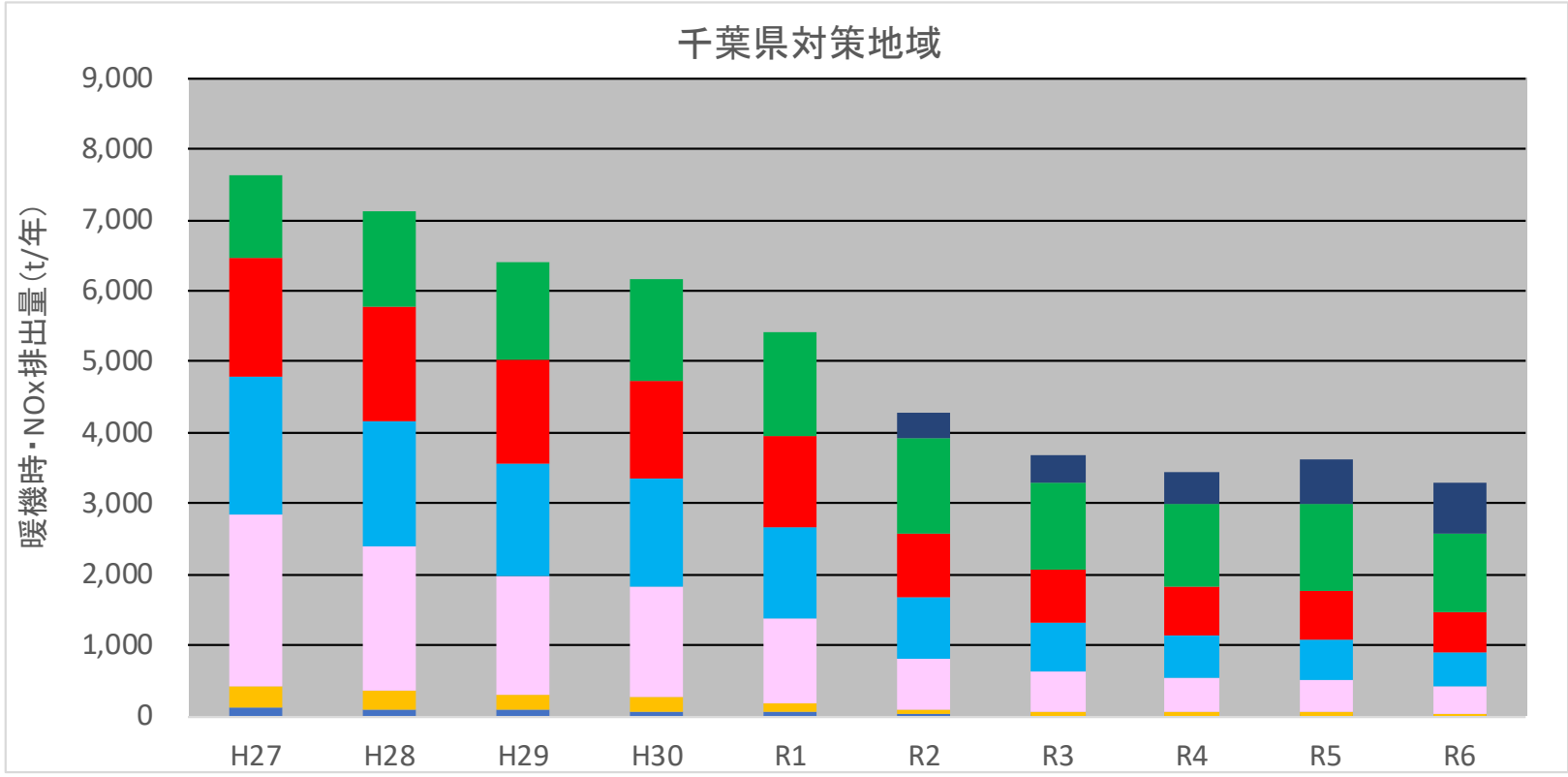


千葉県対策地域内をを走行する普通貨物車（ディーゼル車）の排出ガス規制区分別通行台数比率の推移

出典：自動車交通環境影響総合調査（環境省）

千葉県（対策地域内）における排出ガス規制区分別のNOx排出量

■ 車種規制（自動車NOx・PM法の排出基準に適合しない車両の対策地域内における登録禁止）や流入規制、単体規制強化の結果、千葉県対策地域内のNOx排出量（暖機時）は減少傾向にある。



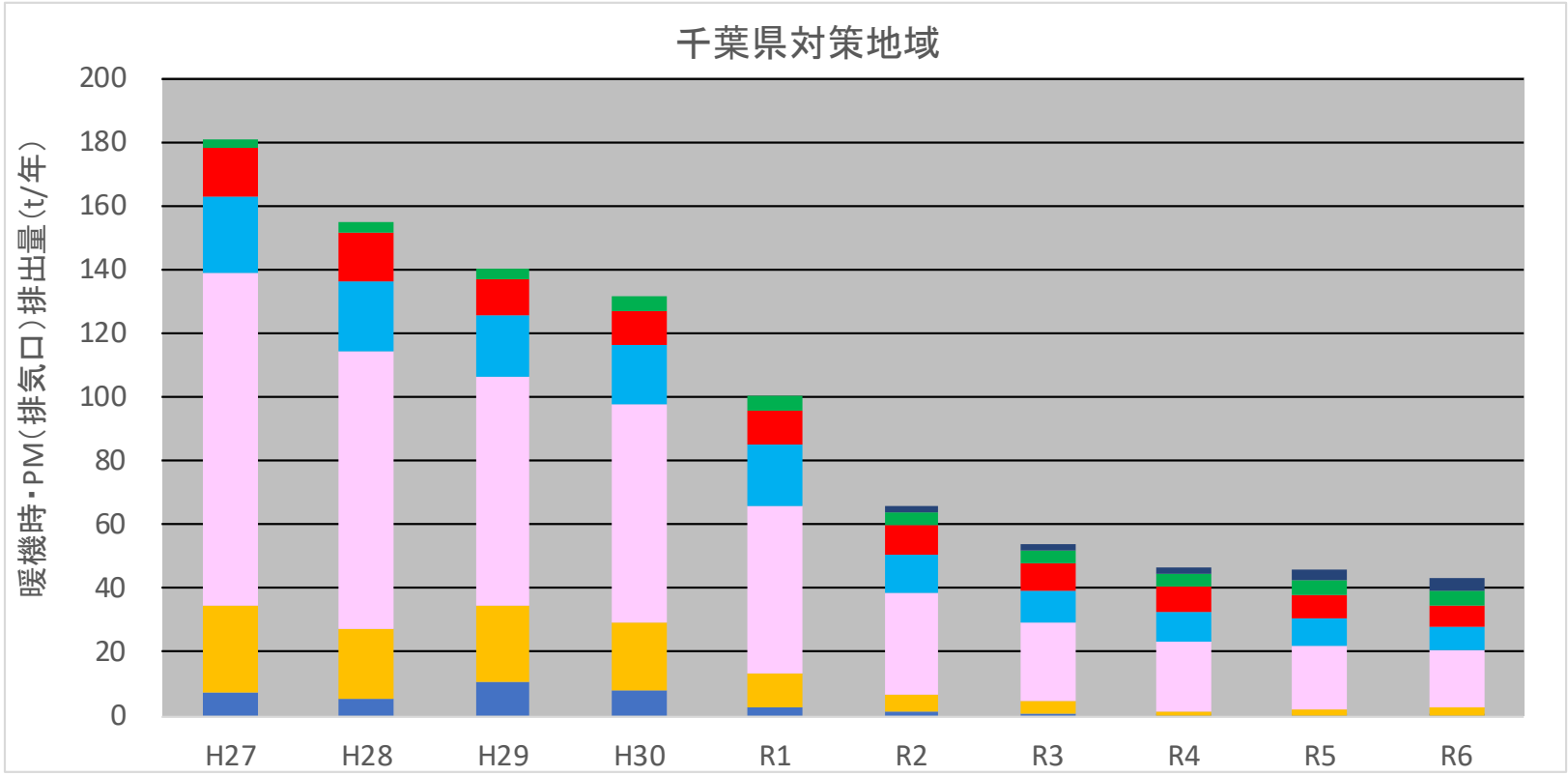
排出ガス規制区分別のNOx排出量（暖機時）の推移（千葉県対策地域内）

出典：総量削減計画進行管理調査（千葉県）

千葉県（対策地域内）における排出ガス規制区分別のPM排出量

■ 車種規制（自動車NOx・PM法の排出基準に適合しない車両の対策地域内における登録禁止）や流入規制、単体規制強化の結果、千葉県対策地域内のPM排出量（排気口※・暖機時）は減少傾向にある。

※PM排出量は、排気口からの排出分とタイヤ粉じん（タイヤ摩耗+ブレーキ摩耗）が含まれる。



排出ガス規制区分別のPM排出量（排気口・暖機時）の推移（千葉県対策地域内）

出典：総量削減計画進行管理調査（千葉県）

大気汚染の状況と総量削減基本方針の目標達成に係る評価

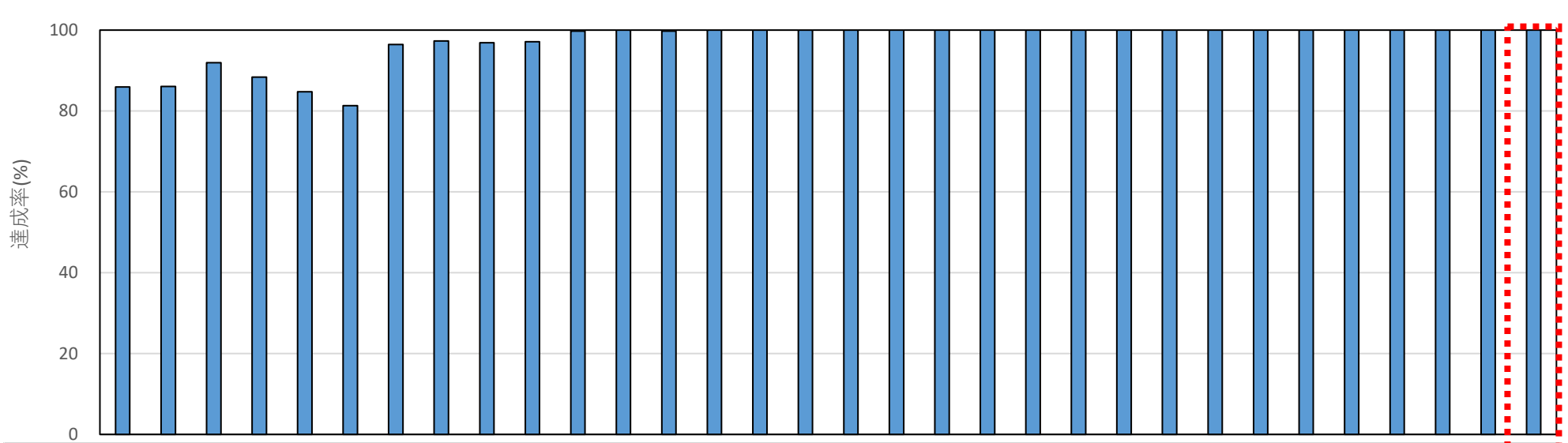
（答申案３.）

常時監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況

（答申案３．（１））

NO_2の環境基準達成率（一般局）

■ 平成18年度以降、対策地域内の全ての一般環境大気測定局（一般局）で環境基準を達成している。



年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
達成率(%)	86	86.1	92	88.4	84.8	81.3	96.5	97.3	96.9	97.1	99.8	100	99.8	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
有効局数	442	445	449	449	446	450	452	452	453	456	452	447	448	441	436	436	438	411	425	418	411	413	407	403	401	399	399	395	387	381	382	377
達成局数	380	383	413	397	378	366	436	440	439	443	451	447	447	441	436	436	438	411	425	418	411	413	407	403	401	399	399	395	387	381	382	377

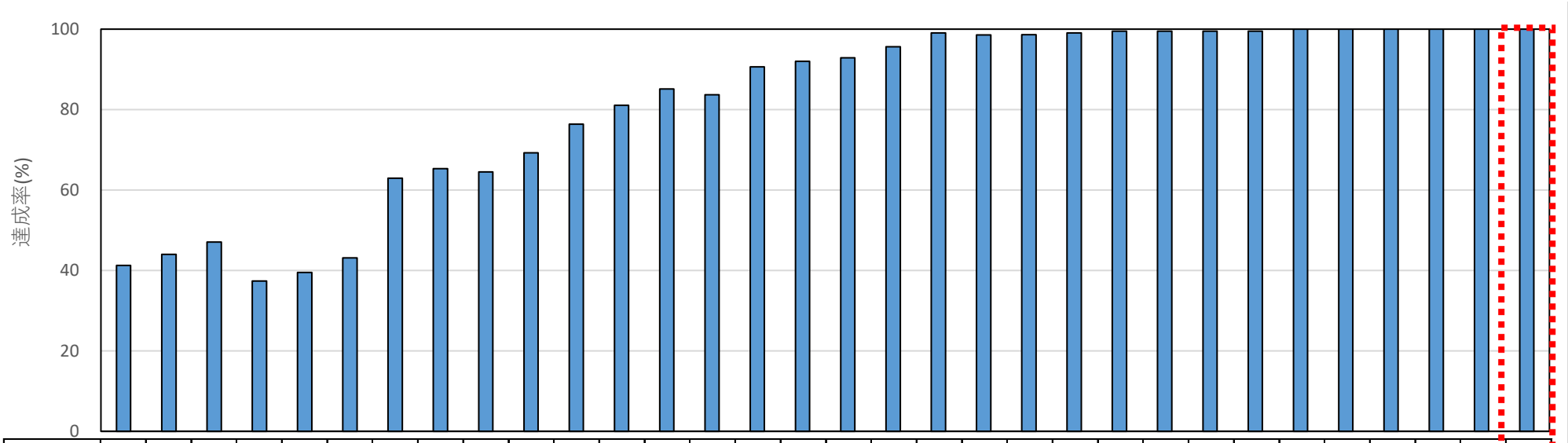
対策地域における一般局のNO_2の環境基準達成率の推移

※ 二酸化窒素（NO_2）の環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%値（例えば、年間有効測定日が350日の場合には343（=350×0.98）番目に当たる値（1日平均値の年間98%））を環境基準と比較して評価を行う。環境基準達成率とは、有効な測定局数（有効局数）に対する環境基準を達成している測定局数（達成局数）の割合（%）である。

環境省「大気汚染状況報告書」より作成

NO_2の環境基準達成率（自排局）

■ 令和元年度以降、対策地域内の全ての自動車排出ガス測定局（自排局）で環境基準を達成している。



年度	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
達成率(%)	41.2	44.0	47.1	37.4	39.5	43.1	62.9	65.3	64.5	69.3	76.4	81.1	85.1	83.7	90.6	92.0	92.9	95.7	99.1	98.6	98.6	99.1	99.5	99.5	99.5	99.5	100	100	100	100	100	100
有効局数	177	184	187	190	195	197	197	199	200	205	212	217	222	227	224	225	226	207	219	216	218	216	217	215	212	209	208	207	206	197	199	198
達成局数	73	81	88	71	77	85	124	130	129	142	162	176	189	190	203	207	210	198	217	213	215	214	216	214	211	208	208	207	206	197	199	198

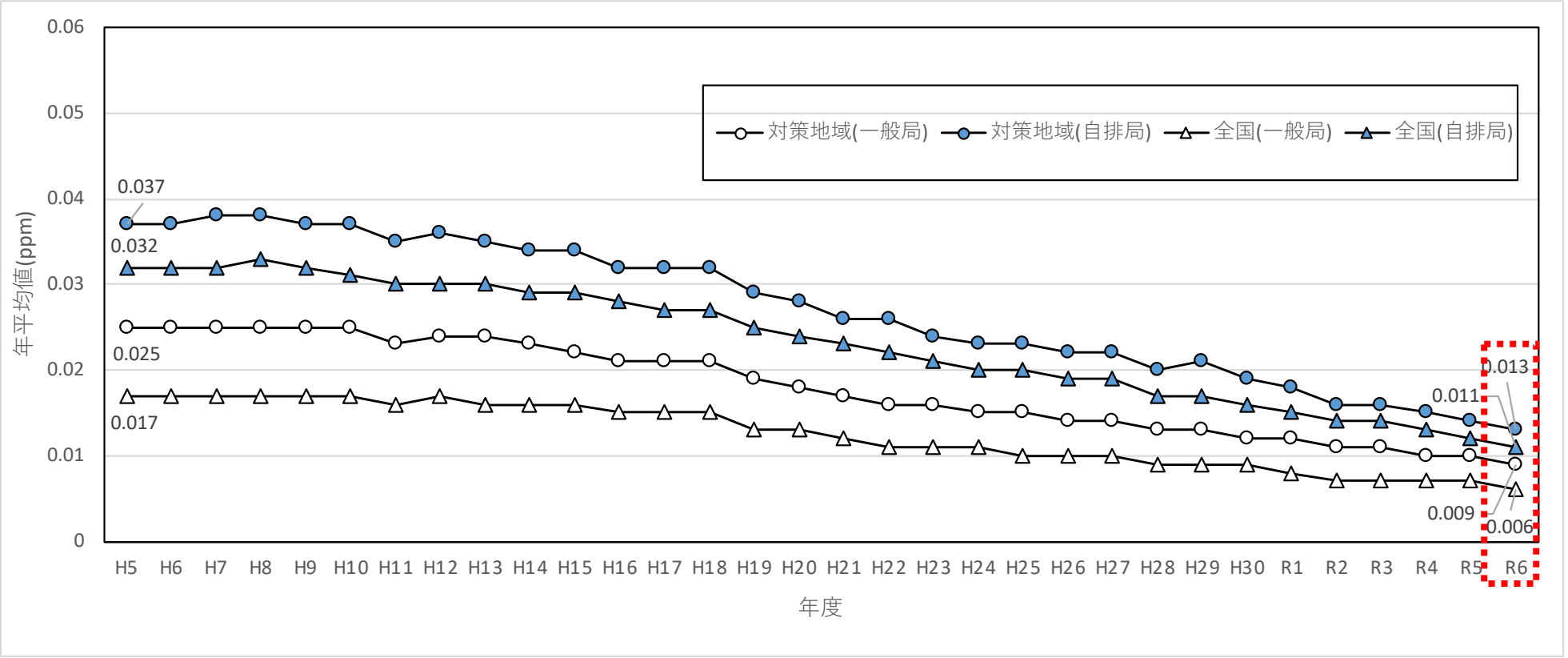
対策地域における自排局のNO_2の環境基準達成率の推移

※ 二酸化窒素（NO_2）の環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%値（例えば、年間有効測定日が350日の場合には343（=350×0.98）番目に当たる値（1日平均値の年間98%））を環境基準と比較して評価を行う。環境基準達成率とは、有効な測定局数（有効局数）に対する環境基準を達成している測定局数（達成局数）の割合（%）である。

環境省「大気汚染状況報告書」より作成

NO_2年平均値における対策地域と全国平均の比較

■ 一般局・自排局ともに、対策地域の平均と全国平均との差は年々小さくなっている。



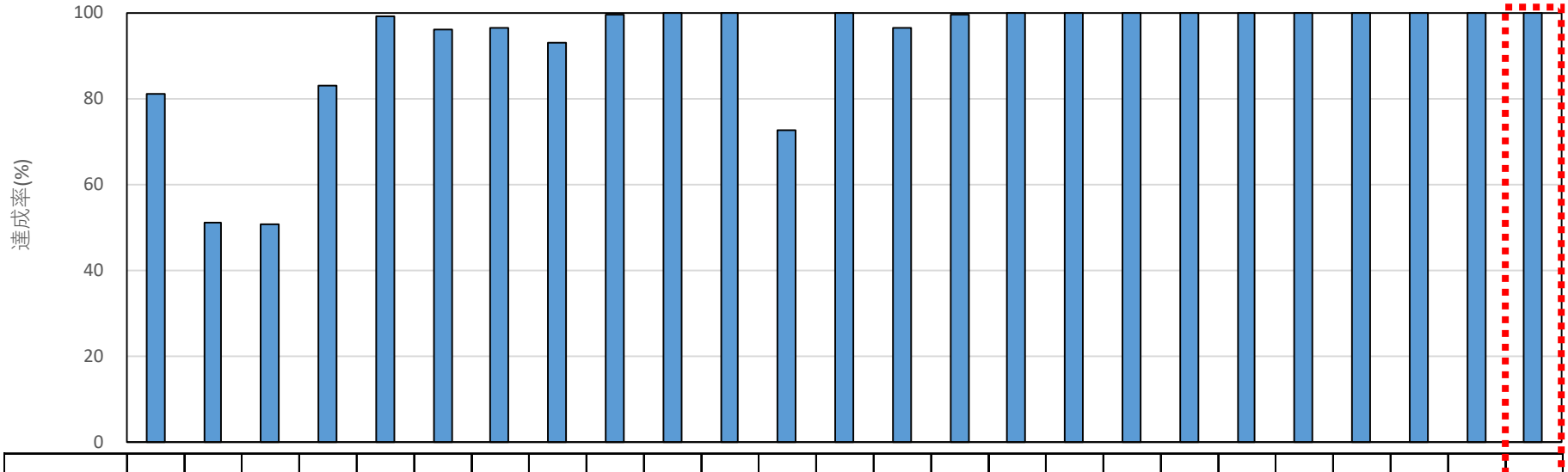
対策地域と全国の測定局におけるNO_2濃度の推移

※ 年平均値 ： 4月から翌年3月までの1年間（年度）に測定された欠測を除くすべての1時間値を合計した数値を、その年度での測定時間数で割り算して得られる平均値。
図中の年平均値は、一般局及び自排局の各測定局の平均値の平均である。

環境省「大気汚染状況報告書」より作成

SPMの環境基準達成率（一般局）

■ 平成27年度以降、全ての一般局で環境基準を達成している。



年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
達成率(%)	81.1	51.2	50.7	83.0	99.1	96.0	96.7	93.2	99.8	100	100	72.7	100	96.4	99.8	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
有効局数	470	471	473	459	452	452	448	443	440	439	415	429	421	415	415	413	412	409	406	403	400	394	384	383	380
達成局数	381	241	240	381	448	434	433	413	439	439	415	312	421	400	414	413	412	409	406	403	400	394	384	383	380

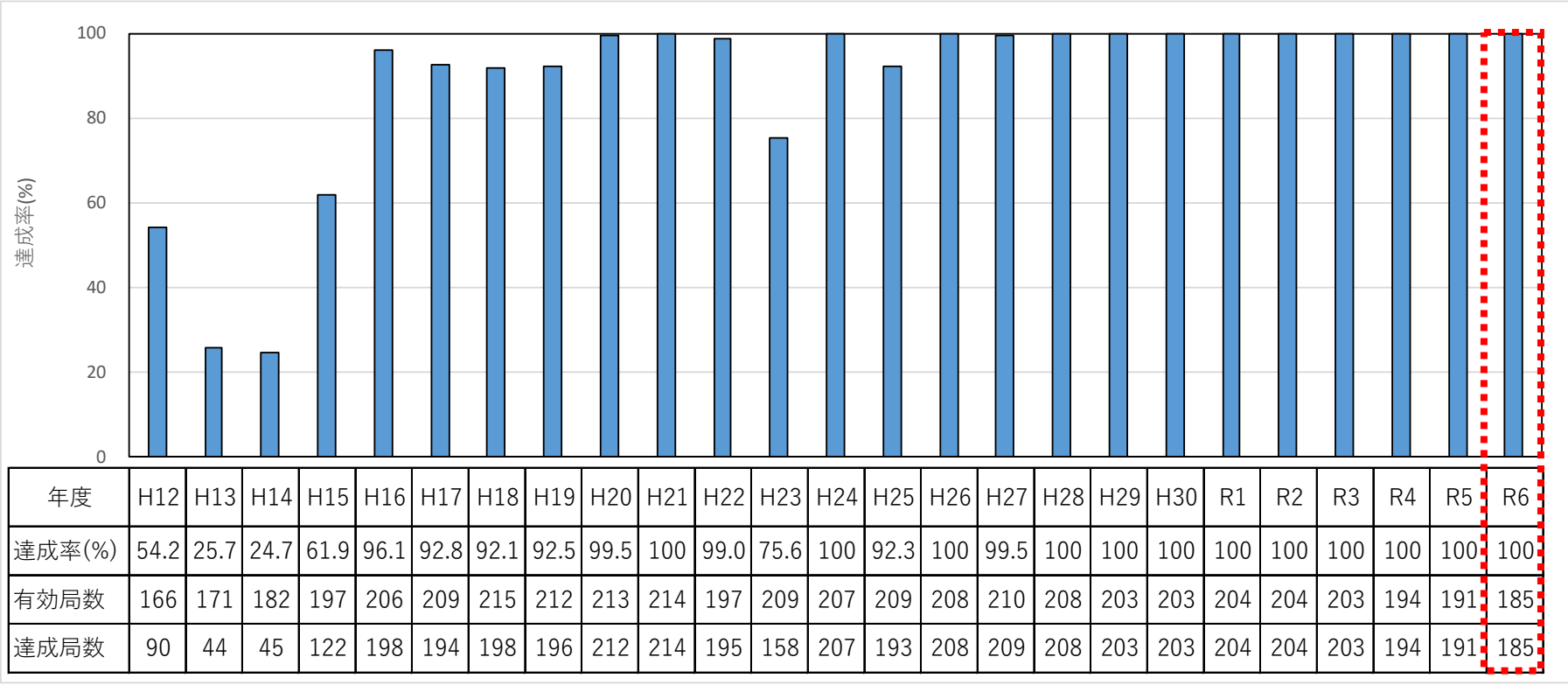
SPMの一般局における環境基準達成率の推移

※ 浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準 ： 1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値（例えば、年間有効測定日が335日の場合には7（=335×0.02、四捨五入）個の測定値）を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値））を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。環境基準達成率とは、有効な測定局数（有効局数）に対する環境基準達成している測定局数（達成局数）の割合（%）である。

環境省「大気汚染状況報告書」より作成

SPMの環境基準達成率（自排局）

■ 平成28年度以降、全ての自排局で環境基準を達成している。



年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
達成率(%)	54.2	25.7	24.7	61.9	96.1	92.8	92.1	92.5	99.5	100	99.0	75.6	100	92.3	100	99.5	100	100	100	100	100	100	100	100	100
有効局数	166	171	182	197	206	209	215	212	213	214	197	209	207	209	208	210	208	203	203	204	204	203	194	191	185
達成局数	90	44	45	122	198	194	198	196	212	214	195	158	207	193	208	209	208	203	203	204	204	203	194	191	185

SPMの自排局における環境基準達成率の推移

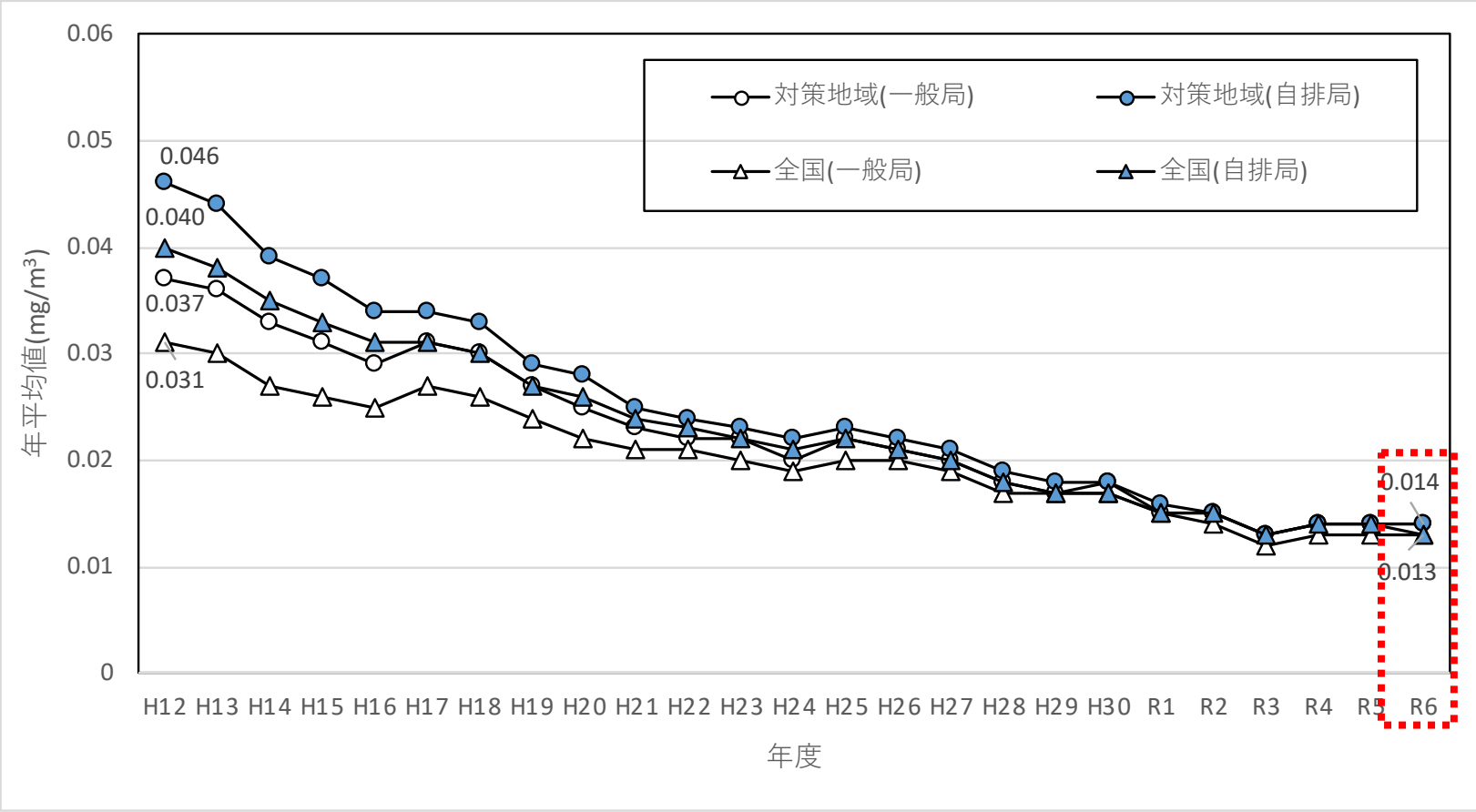
※ 浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準 ： 1時間値の1日平均値が0.10mg/m^{3}以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^{3}以下であること。
1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値（例えば、年間有効測定日が335日の場合には7（=335×0.02、四捨五入）個の測定値）を除外した後の最高値（1日平均値の年間2%除外値））を環境基準と比較して評価を行う。ただし、1日平均値が環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。環境基準達成率とは、有効な測定局数（有効局数）に対する環境基準達成している測定局数（達成局数）の割合（%）である。

環境省「大気汚染状況報告書」より作成

SPM年平均値における対策地域と全国平均の比較

■ 一般局・自排局ともに、対策地域の平均と全国平均との差は年々小さくなっている。

■ 特に過去５年においては、対策地域と全国平均との濃度差は「対策地域の内外でSPM年平均値は同程度」であると言える。



【図】 対策地域と全国の測定局におけるSPM濃度の推移

環境省「大気汚染状況報告書」より作成

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準確保に係る評価

（答申案３．（２））

環境基準確保に係る評価の考え方

■ 令和４年の「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」において示された、環境基準確保に係る評価の考え方は以下のとおり。

（Ⅰ）常時監視測定局における継続的・安定的な環境基準達成に係る評価

（ア）測定データの経年的の推移（長期的及び短期的な変動等）から、環境基準値を超過する可能性が十分低いと考えられること

評価	評価項目	評価項目の見方（評価指標）
① 長期的な評価	NO_2 年平均値及びNO_2 98%値の経年推移 SPM年平均値及びSPM２%除外値の経年推移	至近10年度の測定局における年平均値等の濃度が減少傾向あるいは低濃度で横ばいであること
② 短期的な評価	測定局のNO_2 98%値，SPM２%除外値の3年移動平均	各測定局の至近3年度の平均値が、環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベル※であること

✓ 「環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベル」は、NO_2 98%値は0.055ppm以下、SPM ２%除外値は0.080mg/m^{3}以下

（イ）自動車からの排出量が低減傾向または横ばいであるか、少なくとも現状の変化が継続した場合に環境基準値を超過する状況まで悪化すると考えられないこと

評価項目	評価項目の見方（評価指標）
８都府県対策地域内の自動車からのNOx排出量、PM排出量	各都府県において基準年度と比して自動車からの排出量が低減傾向または横ばいであること

（Ⅱ）対策地域全体における面的評価

➢ 常時監視測定局がない場所において、汚染の広がりを考慮して、常時監視測定局に加えて、数値計算手法や簡易測定等の測定手法を組み合わせて行った評価において、判定基準値に適合していること。

面的評価において判定するための基準値（判定基準値）

✓ NO_2：$NO_2$98%値に適用される環境基準上限値の0.06ppm

✓ SPM：SPM２%除外値に適用される環境基準値の0.10mg/m^3

常時監視測定局における
継続的・安定的な環境基準達成に係る評価

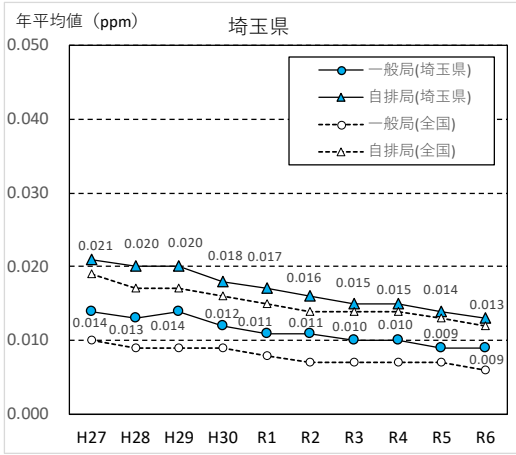
（答申案３．（２－１））

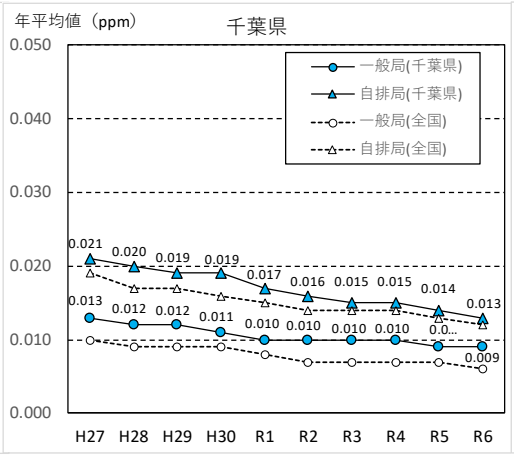
（ア）

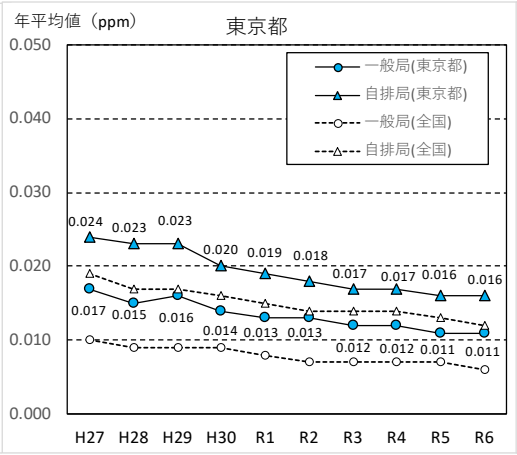
測定データの経年的な推移（長期的及び短期的な変動等）から、
環境基準値を超過する可能性が十分低いと考えられることについて

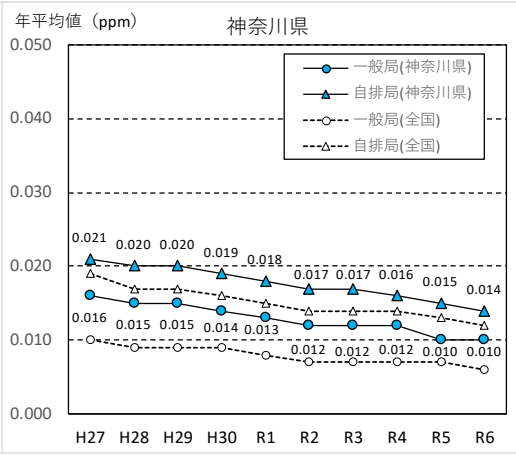
NO_2年平均値の推移（平成27年度～令和６年度）

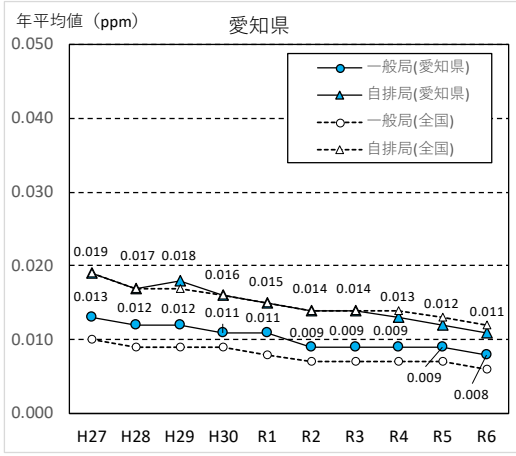
■ 対策地域内における一般局・自排局のNO_2年平均値はゆるやかな減少傾向にある。

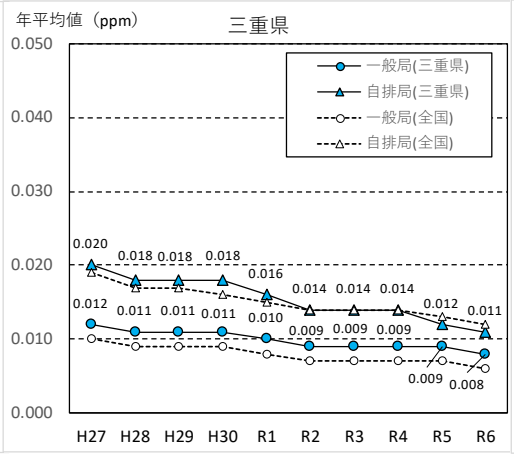


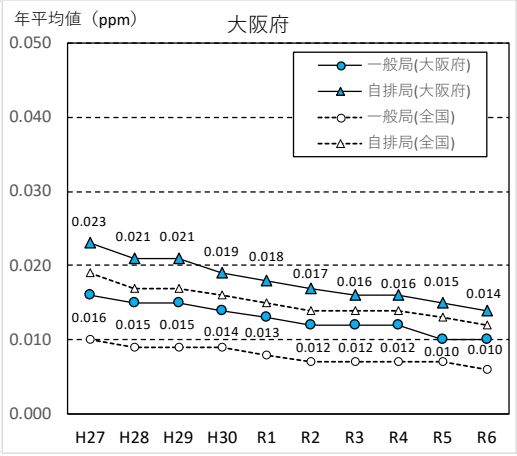


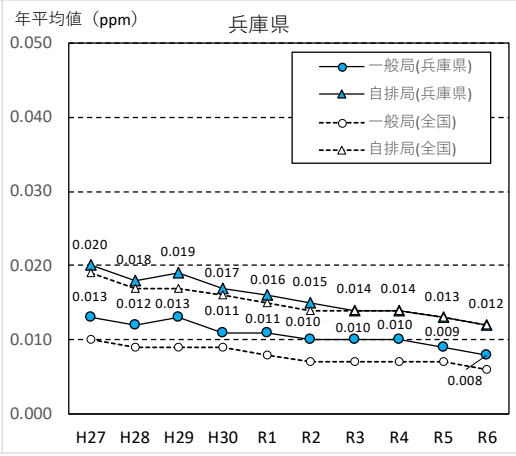










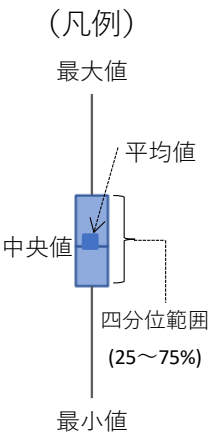


※図中の値は、一般局及び自排局における年平均値を示す。

NO_2 98%値の推移（平成27年度～令和６年度）

■ 対策地域内の常時監視測定局（自排局）における$NO_2$98%値は、ゆるやかな減少傾向にある。

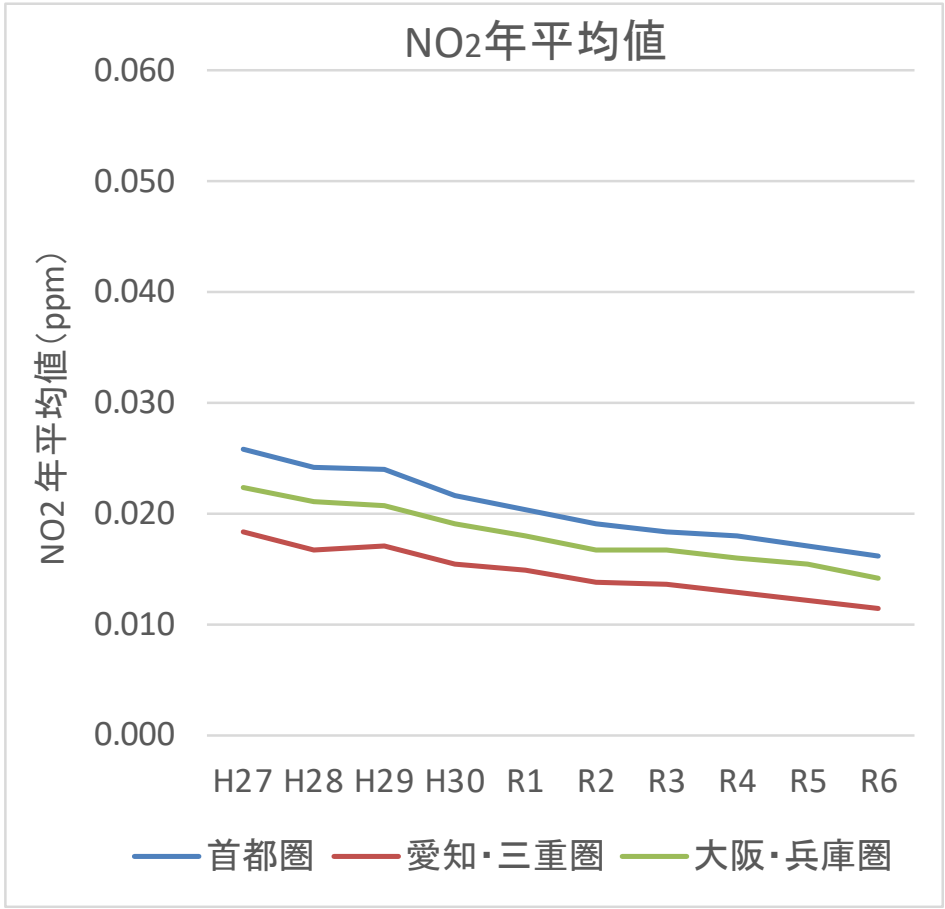


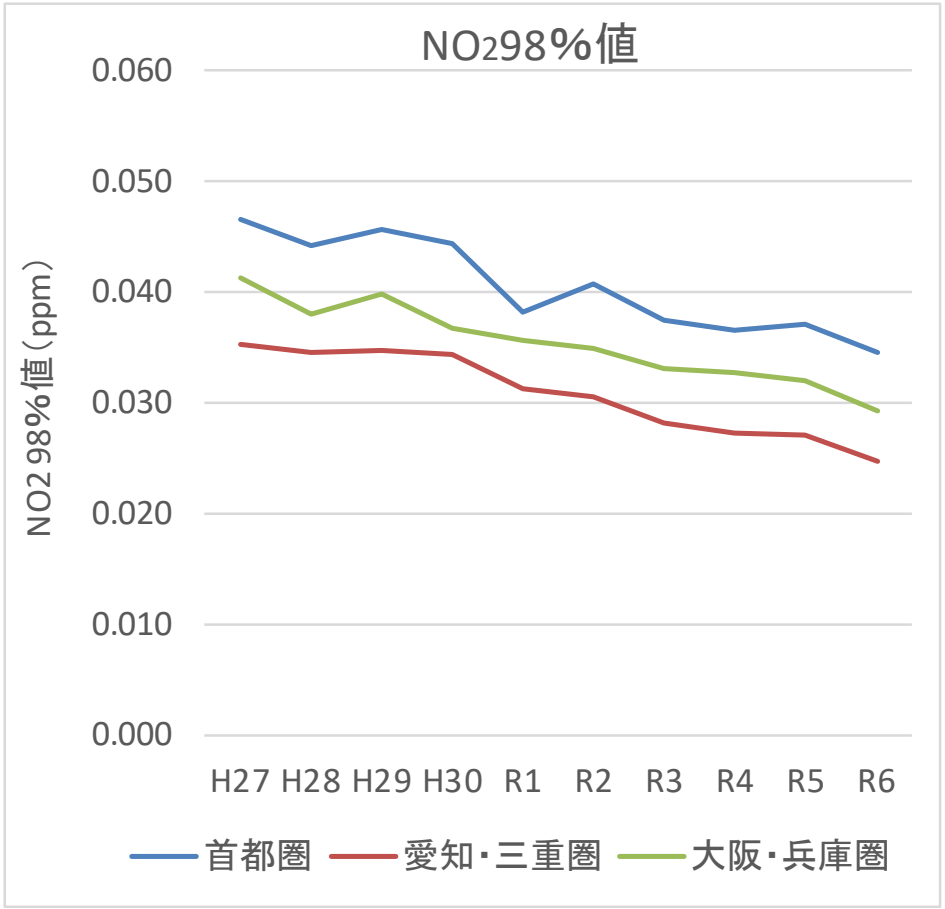


NO_2 年平均値、NO_2 98%値の推移（平成27年度～令和6年度）
（大気汚染防止法に基づかない測定局）

環境省

- 大気汚染防止法には基づかないが、自治体や道路管理者等において実施されている公定法※に基づく測定局においても、NO_2年平均値、 $NO_2$98%値は減少傾向にある。
- なお、平成27年度～令和６年度については、昨年度より測定局数を増やして評価を行っている。





※公定法：NO_2にあっては昭和53年環境庁告示第38号、SPMにあっては昭和48年環境庁告示第25号に基づく測定法をいい、具体的な方法は「環境大気常時監視マニュアル（第6版）」（環境省水・大気環境局）に規定されている。

NO_2 98%値の3年移動平均（令和４年度～令和６年度まで）（常時監視測定局）

環境省

- 平成21年度以降に環境基準非達成となったことがある測定局における至近3年度（令和4年度～令和6年度）のNO_2 98%値の平均値はいずれも0.055ppm以下であり、全ての測定局（581局）において、至近3年度（令和4年度～令和6年度）のNO_2 98%値の平均値は0.055ppm以下であった 。
- なお、以下の表のとおり、全ての測定局において令和元年度以降の至近３年度のNO_2 98%値の平均値も0.055ppm以下であった 。

至近3年度（R4～R6）の平均値が0.055ppm以下

(ppm)

都府県	市町村	測定局	H21-23	H22-24	H23-25	H24-26	H25-27	H26-28	H27-29	H28-30	H29-R1	H30-R2	R1-R3	R2-R4	R3-R5	R4-R6
千葉県	船橋市	船橋日の出	0.060	0.060	0.057	0.056	0.054	0.053	0.053	0.051	0.050	0.047	0.046	0.044	0.042	0.040
	松戸市	松戸上本郷	0.060	0.056	0.054	0.050	0.048	0.045	0.044	0.054	0.053	0.052	0.039	0.038	0.035	0.033
東京都	品川区	北品川交差点	0.059	0.057	0.056	0.054	0.052	0.051	0.050	0.049	0.047	0.046	0.042	0.041	0.040	0.040
	大田区	環七通り松原橋	0.074	0.073	0.070	0.067	0.066	0.065	0.066	0.062	0.060	0.056	0.054	0.051	0.051	0.049
	世田谷区	玉川通り上馬	0.065	0.062	0.061	0.061	0.060	0.058	–	–	–	–	–	–	–	–
	板橋区	中山道大和町	0.064	0.060	0.059	0.059	0.058	0.056	0.056	0.055	0.055	0.052	0.049	0.047	0.045	0.044
神奈川県	川崎市川崎区	池上新田公園前	0.067	0.066	0.063	0.062	0.059	0.059	0.057	0.057	0.055	0.054	0.051	0.048	0.046	0.044
	川崎市幸区	遠藤町交差点	0.061	0.060	0.057	0.056	0.055	0.054	0.053	0.052	0.050	0.049	0.045	0.043	0.041	0.041
	川崎市高津区	二子	0.062	0.061	0.058	0.058	0.056	0.054	0.053	0.052	0.049	0.047	0.044	0.042	0.041	0.041
	相模原市	淵野辺十字路	0.054	0.049	0.048	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
愛知県	名古屋市南区	元塩公園	0.058	0.055	0.054	0.053	0.052	0.050	0.048	0.046	0.045	0.043	0.040	0.039	0.038	0.036
	岡崎市	朝日	0.054	0.051	0.049	0.048	0.044	0.040	0.036	–	–	–	–	–	–	–
	岡崎市	大平	0.059	0.059	0.059	0.059	0.055	0.050	0.046	0.043	0.041	0.037	0.035	0.034	0.033	0.031
三重県	四日市市	納屋	0.063	0.058	0.054	0.053	0.051	0.048	0.048	0.047	0.045	0.042	0.038	0.037	0.035	0.035
大阪府	大阪市東成区	今里交差点	0.057	0.054	0.055	0.056	0.057	0.054	0.053	0.049	0.047	0.044	0.043	0.042	0.041	0.039
	大阪市住之江区	住之江交差点	0.055	0.053	0.054	0.055	0.053	0.050	0.048	0.045	0.045	0.042	0.041	0.039	0.037	0.035
兵庫県	宝塚市	栄町	0.061	0.056	0.052	0.048	0.047	0.045	0.046	0.042	0.042	0.037	0.035	0.032	0.031	0.030

注）上記は全て自排局。一般局では平成21年度以降、非達成の測定局はなかった。
注）平成30年度の松戸上本郷（千葉県）の高濃度の要因は大気環境の変化ではなく、自動測定機の何らかの異常による可能性が高い。

NO_2 98%値の3年移動平均（令和４年度～令和６年度まで）
（大気汚染防止法に基づかない測定局）

環境省

- 平成23年度以降に環境基準非達成となった大気汚染防止法に基づかないが、自治体や道路管理者等において実施されている公定法に基づく測定局における至近3年度（令和4年度～令和6年度）の$NO_2$98%値の平均値は、全ての測定局において0.055ppm以下であった。
- また、全ての測定局（114局）における、至近3年度（令和4年度～令和6年度）の$NO_2$98%値の平均値は、0.055ppm以下であった。
- なお、大井中央陸橋下交差点の令和７年度の測定値（速報値）を確認したところ0.052ppmであり、至近3年度（令和５年度～令和７年度）の$NO_2$98%値の平均値は0.054ppmであった。

全ての測定局において、0.055ppm以下

(ppm)

都府県	所管機関	測定局	H23-H25	H24-H26	H25-H27	H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2	R1-R3	R2-R4	R3-R5	R4-R6
東京都	市区町村	大井中央陸橋下交差点	0.070	0.070	0.070	0.070	0.069	0.068	0.068	0.065	0.062	0.058	0.057	0.055*
		大森西	0.063	0.061	0.058	0.055	0.053	0.053	0.052	0.051	0.048	0.047	0.046	0.046*
	首都高速道路	湾岸八潮	0.061*	0.063*	0.063	0.063	0.062	0.059	0.056	0.052	0.051*	0.050*	0.041*	0.042
愛知県	国土交通省	要町	0.061	0.055	0.049	0.045	0.043	0.042	0.041	0.040	0.038	0.036	0.035	0.034
大阪府	国土交通省	市岡元町	0.060	0.059	0.058	0.055	0.056	0.053	0.052	0.048	0.046	0.045	0.043	0.041

平成23年度以降の大気汚染防止法に基づかない測定局における環境基準非達成局一覧

※１　＊印は３年平均のうち、１ないし２年分が有効測定局ではなかったため、当該期間内で有効測定局だった年度の平均値を記載。
※２　表中の網掛けは、環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベル（0.055ppm以下）を超過していることを示す。

(ppm)

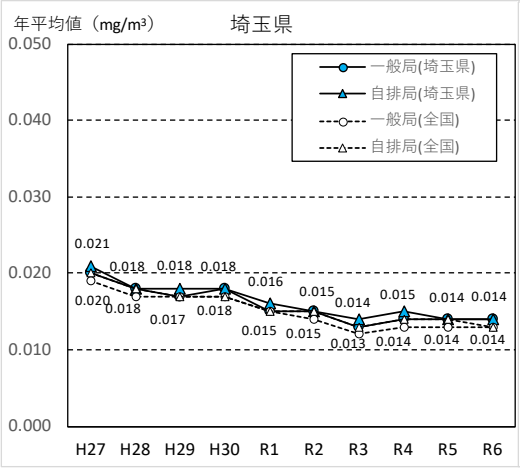
都府県	所管機関	測定局	R2	R3	R4	R5	R6	R7
東京都	市区町村	大井中央陸橋下交差点	0.060	0.060	0.055	0.055	－※	0.052

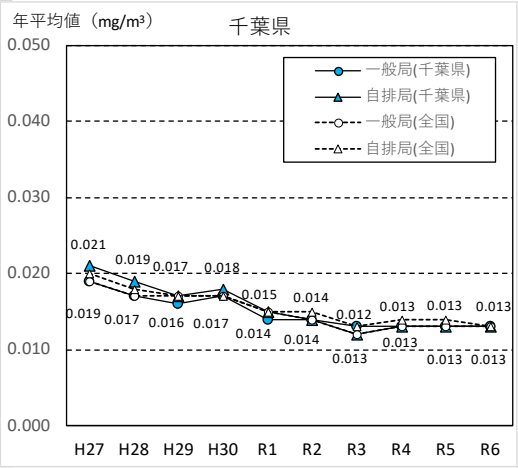
令和2年度以降の大井中央陸橋下交差点における測定データ

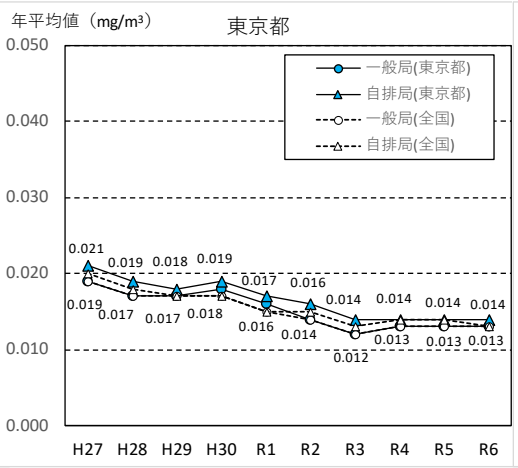
※　有効測定時間数は不足しているものの、測定時間数における$NO_2$98%値の平均値は0.054ppmであった。

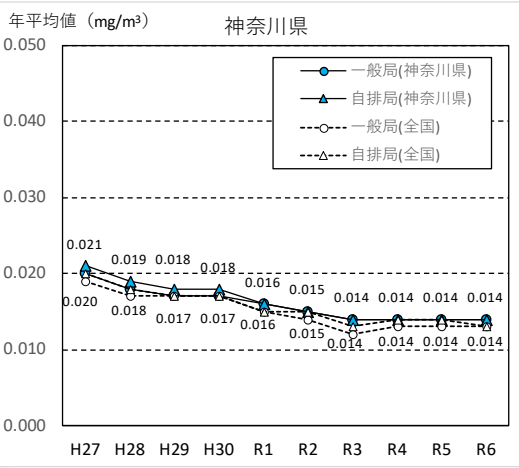
SPM年平均値の推移（平成２７年度～令和６年度）

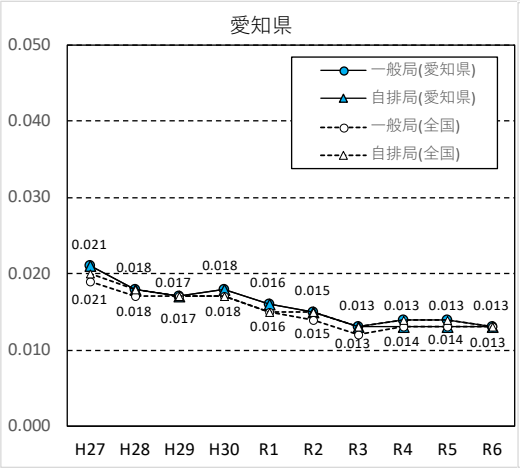
■ 対策地域内における一般局・自排局のSPM年平均値はゆるやかな減少傾向にある。

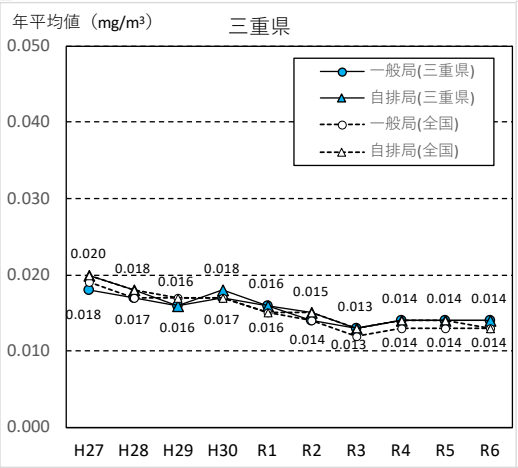


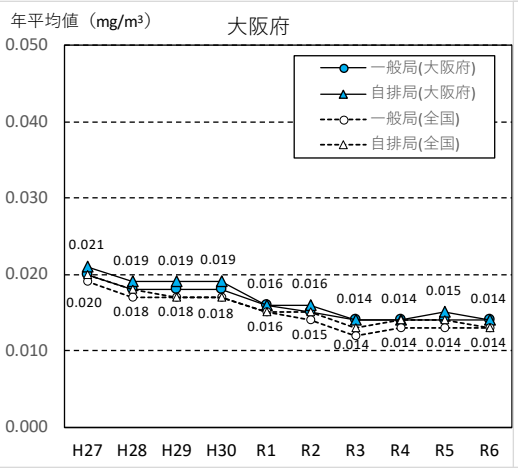


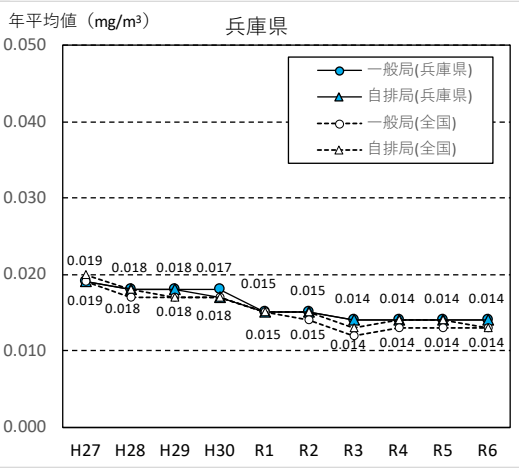








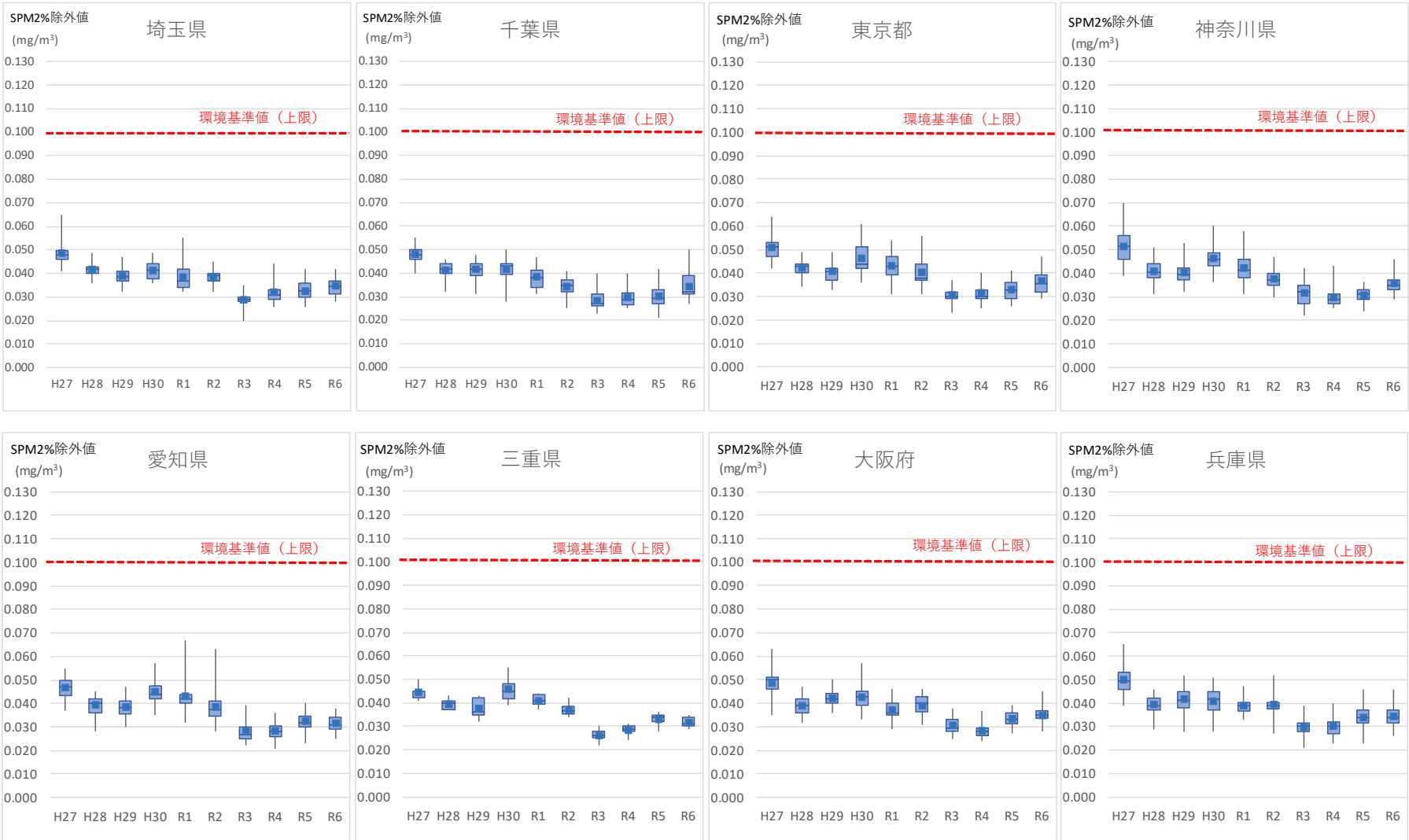


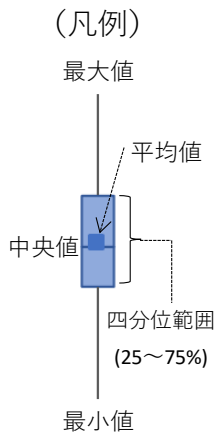


※図中の値は、一般局及び自排局における年平均値を示す。

SPM２%除外値の推移（平成２７年度～令和６年度）

■ 対策地域内における常時監視測定局（自排局）におけるSPM２%除外値はゆるやかな減少傾向にある。

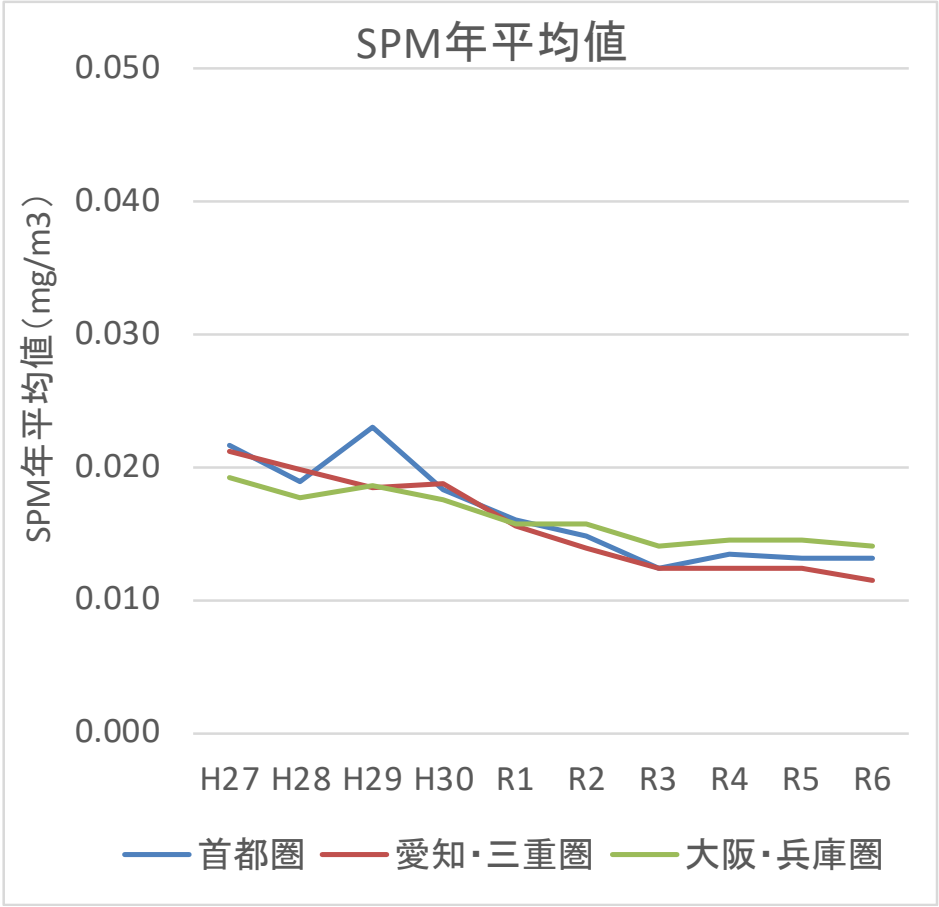


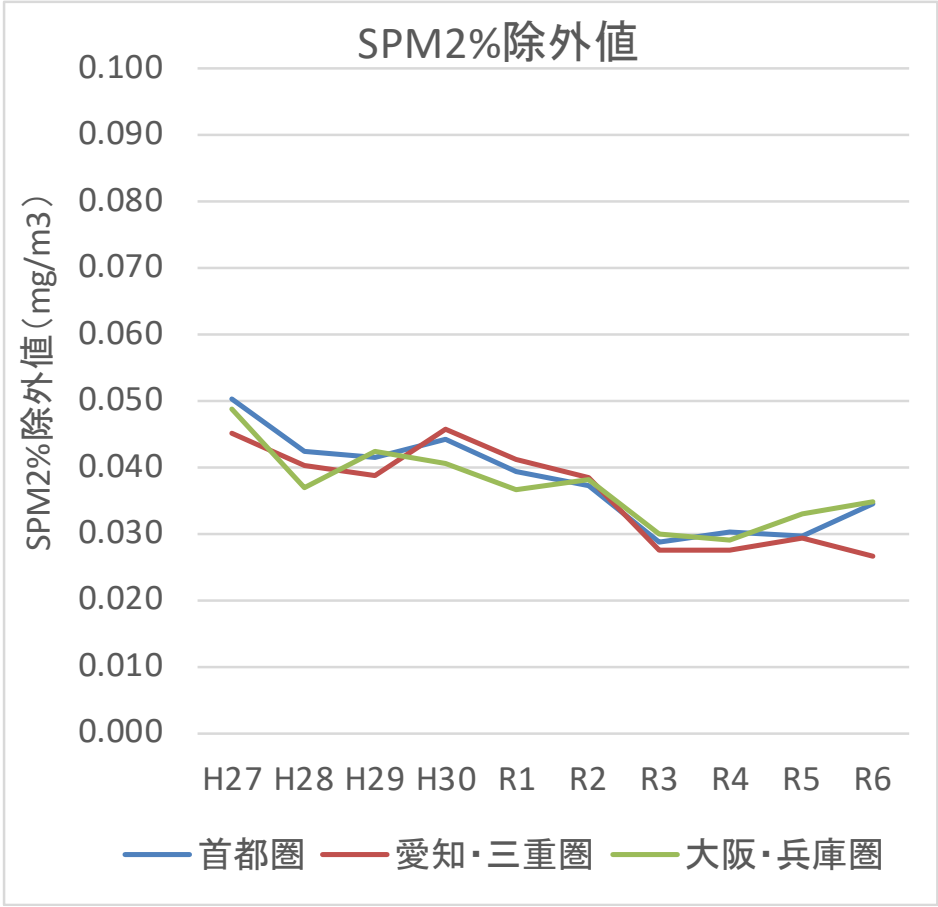


SPM 年平均値、SPM２%除外値の推移（平成27年度～令和６年度）
（大気汚染防止法に基づかない測定局）

環境省

- 大気汚染防止法に基づかないが、自治体や道路管理者等において実施されている公定法※に基づく測定局のSPM年平均値、SPM２%除外値は減少傾向にある。
- なお、平成27年度～令和６年度については、昨年度より測定局数を増やして評価を行っている。





※公定法：NO_2にあっては昭和53年環境庁告示第38号、SPMにあっては昭和48年環境庁告示第25号に基づく測定法をいい、具体的な方法は「環境大気常時監視マニュアル（第6版）」（環境省水・大気環境局）に規定されている。

SPM２%除外値の3年移動平均（令和4年度～令和6年度）（常時監視測定局）

環境省

- SPM２%除外値が高濃度の測定局における至近3年度のSPM２%除外値の平均値は0.080mg/m^{3}以下であり、全ての測定局（574局）において、至近3年度（令和4年度～令和6年度）のSPM２%除外値の平均値は0.080mg/m^{3}以下であった。
- なお、以下の表のとおり、全ての測定局においてあらゆる時点の至近３年度のSPM２%除外値の平均値も0.080mg/m^{3}以下であった 。

至近3年度（R4～R6）の平均値は0.080mg/m^{3}以下

(mg/m^3)

都府県	市町村	測定局	H21-23	H22-24	H23-25	H24-26	H25-27	H26-28	H27-29	H28-30	H29-R1	H30-R2	R1-R3	R2-R4	R3-R5	R4-R6
千葉県	千葉市稲毛区	千草自排	0.068	0.067	0.071	0.070	0.065	0.053	0.043	0.042	0.039	0.038	0.033	0.030	0.028	0.029
	松戸市	松戸上本郷（車）	0.063	0.064	0.070	0.062	0.056	0.044	0.040	0.034	0.030	0.028	0.029	0.028	0.027	0.026
	野田市	国設野田	0.056	0.065	0.069	0.067	0.059	0.052	0.047	0.043	0.042	0.039	0.035	0.034	0.033	0.037
	習志野市	習志野秋津（車）	0.067	0.065	0.069	0.065	0.061	0.051	0.047	0.047	0.043	0.037	0.030	0.029	0.029	0.031
東京都	目黒区	環七通り柿の木坂	0.063	0.058	0.064	0.062	0.064	0.050	0.044	0.040	0.041	0.040	0.036	0.032	0.028	0.029
神奈川県	横浜市旭区	旭区都岡小学校	0.058	0.056	0.062	0.063	0.066	0.055	0.049	0.044	0.044	0.042	0.038	0.034	0.032	0.034
	川崎市川崎区	池上新田公園前	0.074	0.072	0.068	0.066	0.068	0.057	0.054	0.053	0.052	0.048	0.040	0.037	0.035	0.036
	川崎市高津区	二子	0.056	0.056	0.062	0.059	0.056	0.041	0.036	0.035	0.033	0.032	0.028	0.026	0.025	0.030
愛知県	岡崎市	大平	0.066	0.060	0.052	0.051	0.047	0.038	0.033	0.035	0.040	0.041	0.036	0.030	0.027	0.028
	飛島村	国設飛島	0.070	0.070	0.069	0.067	0.064	0.053	0.047	0.043	0.042	0.039	0.033	0.029	0.028	0.030
大阪府	大阪市住之江区	北粉浜小学校	0.067	0.067	0.071	0.067	0.065	0.053	0.052	0.049	0.048	0.047	0.043	0.040	0.037	0.038
	大阪市北区	梅田新道	0.067	0.065	0.061	0.060	0.058	0.051	0.049	0.047	0.046	0.044	0.040	–	–	–
	堺市西区	湾岸	0.067	0.068	0.065	0.066	0.065	0.055	0.051	0.047	0.046	0.044	0.039	0.038	0.036	0.040
	柏原市	西名阪柏原旭ヶ丘	0.066	0.068	0.061	0.057	0.052	0.048	0.048	0.046	0.044	–	–	–	–	–
兵庫県	神戸市垂水区	垂水自動車	0.069	0.063	0.056	0.059	0.062	0.055	0.052	0.047	0.045	0.043	0.036	0.032	0.028	0.029
	明石市	林崎	0.061	0.062	0.066	0.072	0.071	0.057	0.043	0.036	0.040	0.046	0.046	0.044	0.042	0.044

SPM２%除外値が高濃度の測定局における3年移動平均値

SPM２%除外値の3年移動平均（令和４年度～令和６年度）
（大気汚染防止法に基づかない測定局）

環境省

- 大気汚染防止法に基づかないが、自治体や道路管理者等において実施されている公定法に基づく高濃度の測定局における至近3年度のSPM２%除外値の平均値は推移は0.080mg/m^{3}以下であり、全ての測定局（107局）において、至近3年度（令和4年度～令和6年度）の平均値は0.080mg/m^{3}以下であった。
- なお、以下の表のとおり、全ての測定局においてあらゆる時点の至近３年度のSPM２%除外値の平均値も0.080mg/m^{3}であった。

至近3年度（R4～R6）の平均値は
0.080mg/m^{3}以下

(mg/m^3)

都府県	測定局	H23-H25	H24-H26	H25-H27	H26-H28	H27-H29	H28-H30	H29-R1	H30-R2	R1-R3	R2-R4	R3-R5	R4-R6
東京都	東六郷	0.063	0.064	0.066	0.055	0.052	0.049	0.048	0.043	0.039	0.035	0.034	0.035
	東矢口	0.073	0.070	0.070	0.056	0.047	0.041	0.040	0.039	0.034	0.033	0.032	0.035

【表】 SPM２%除外値が高濃度の測定局における3年移動平均値

（大気汚染防止法に基づかない測定局のうち、平成23年度以降にSPM２%除外値が0.075mg/m^{3}を超過したことがある測定局）

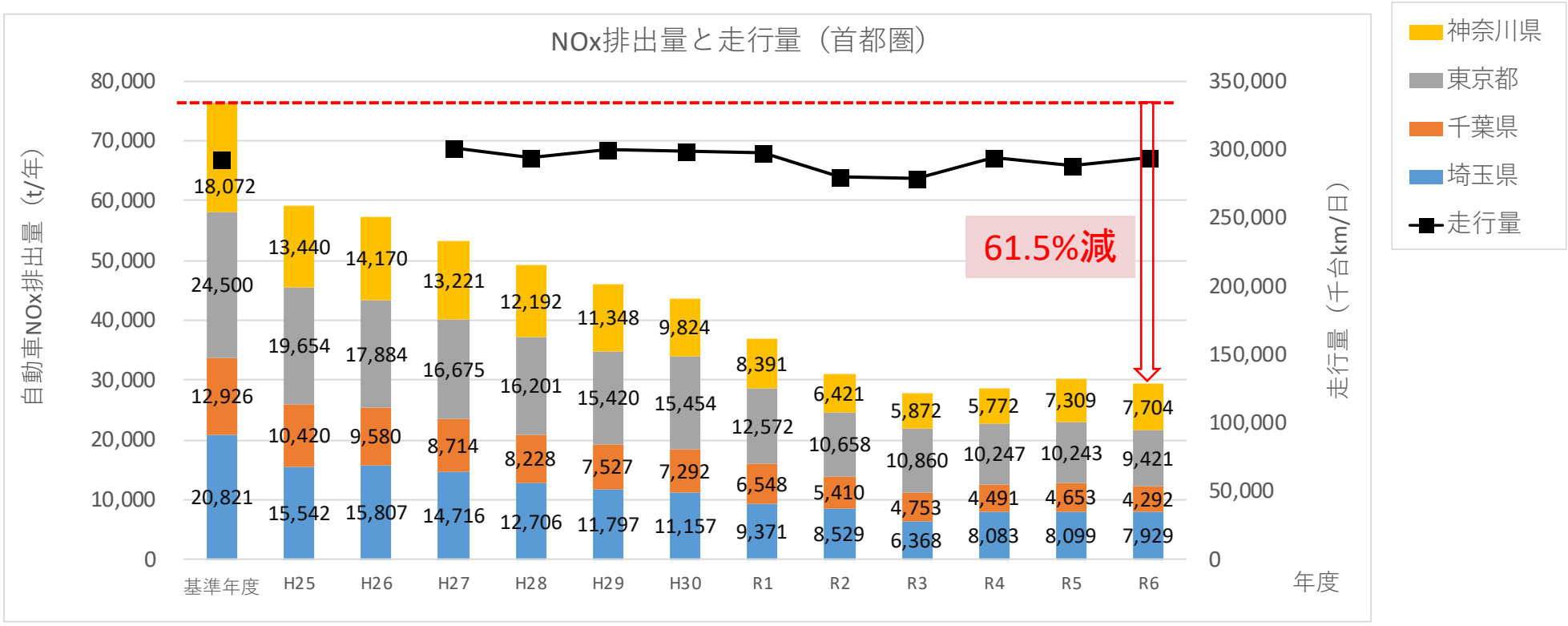
常時監視測定局における
継続的・安定的な環境基準達成に係る評価

（答申案３．（２－１））

（イ）
自動車からの排出量が低減傾向又は横ばいであるか、
少なくとも現状の変化が継続した場合に環境基準値を超過する状況まで
悪化すると考えられないことについて

NOx排出量（首都圏）（令和６年度）

- 自動車からのNOx排出量は、いずれの都県でも基準年度と比較して低減傾向にある。
- 首都圏において、令和６年度のNOx排出量は基準年度※から61.5%減少した。



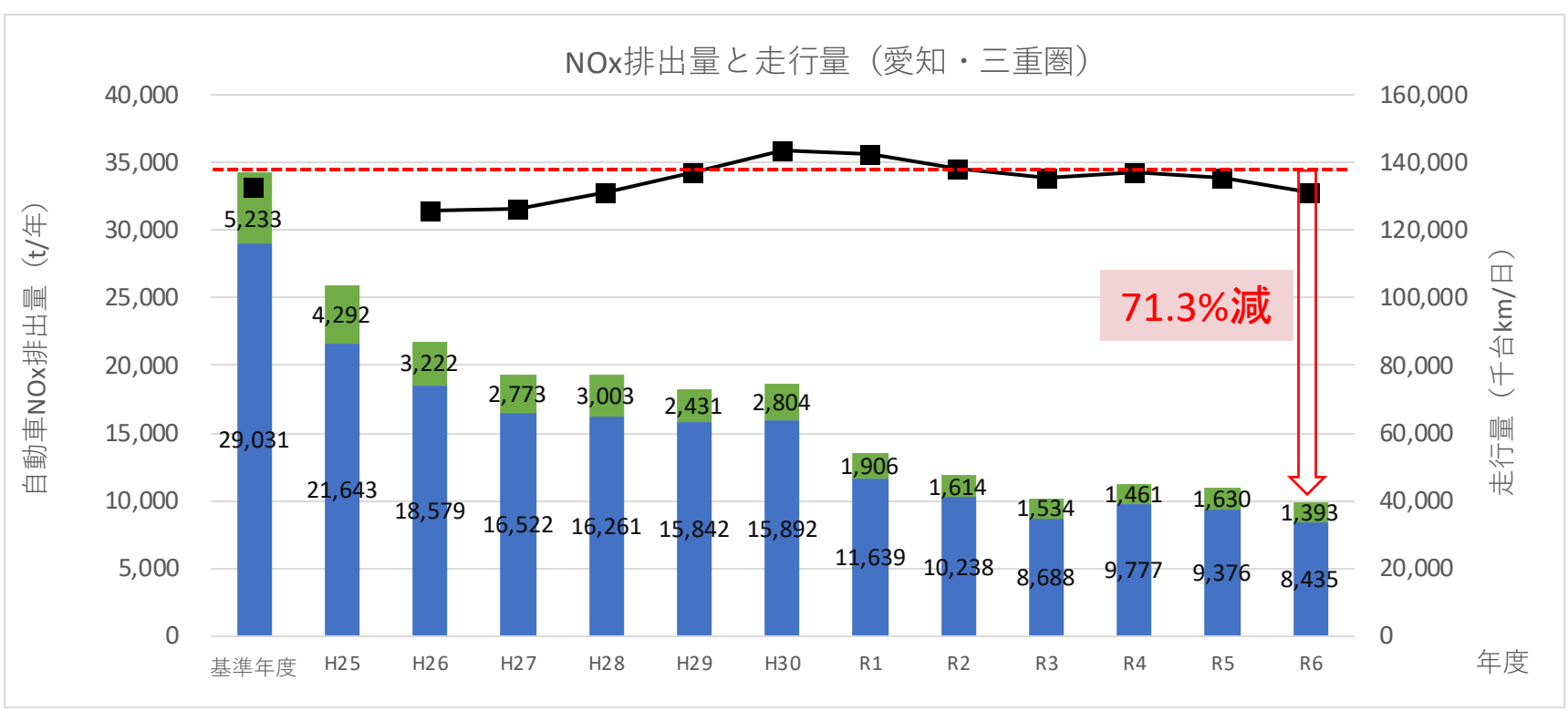
※基準年度：東京都は平成22年度、その他は平成21年度

出典：環境省委託業務の総量削減計画進行管理調査（各自治体）において算定した自動車からの排出量

NOx排出量（愛知・三重圏）（令和６年度）

環境省

- 自動車からのNOx排出量は愛知県、三重県ともに基準年度と比較して低減傾向にある。
- 愛知・三重圏において、令和６年度のNOx排出量は基準年度※から71.3%減少した。



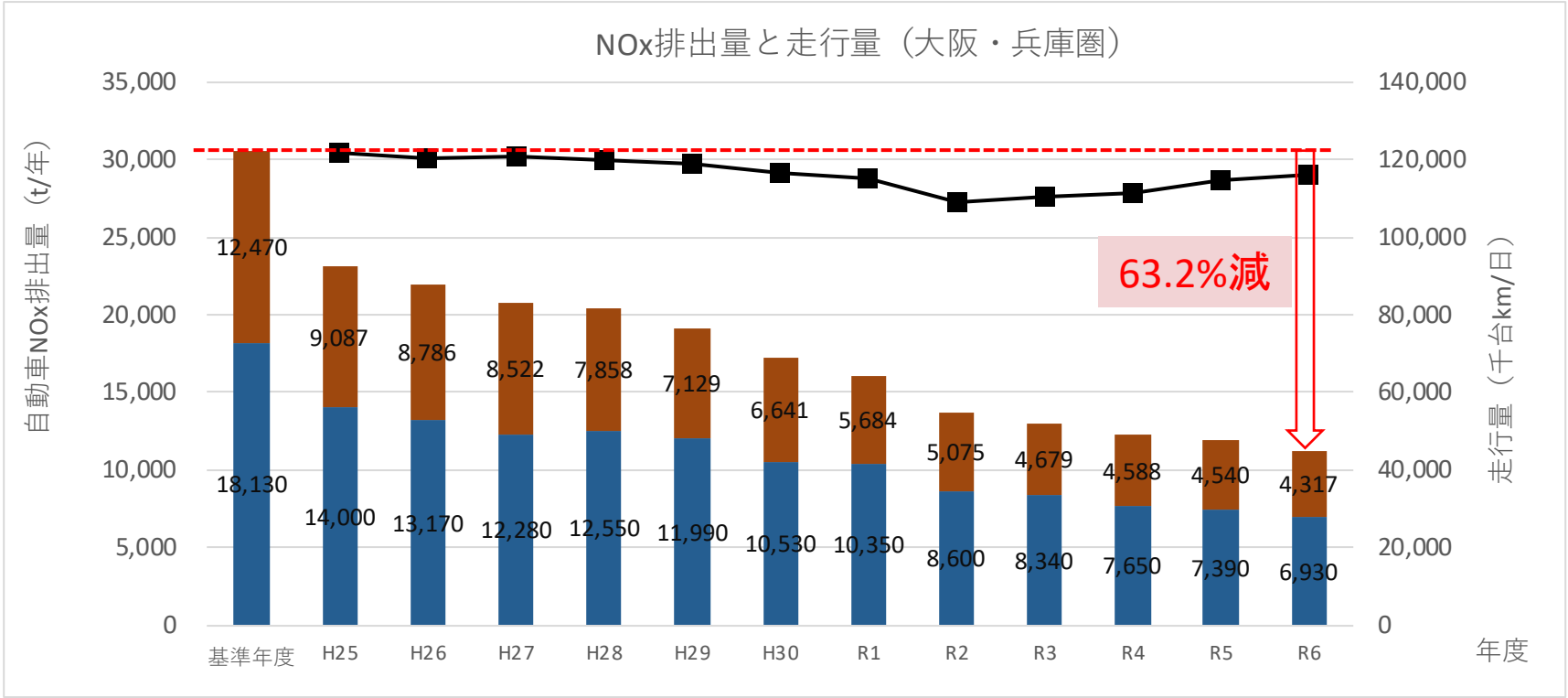
※基準年度：愛知県、三重県ともに平成21年度

出典：環境省委託業務の総量削減計画進行管理調査（各自治体）において算定した自動車からの排出量

NOx排出量（大阪・兵庫圏）（令和６年度）

環境省

- 自動車からのNOx排出量は大阪府、兵庫県ともに基準年度と比較して低減傾向にある。
- 大阪・兵庫圏において、令和６年度のNOx排出量は基準年度※から63.2%減少した。

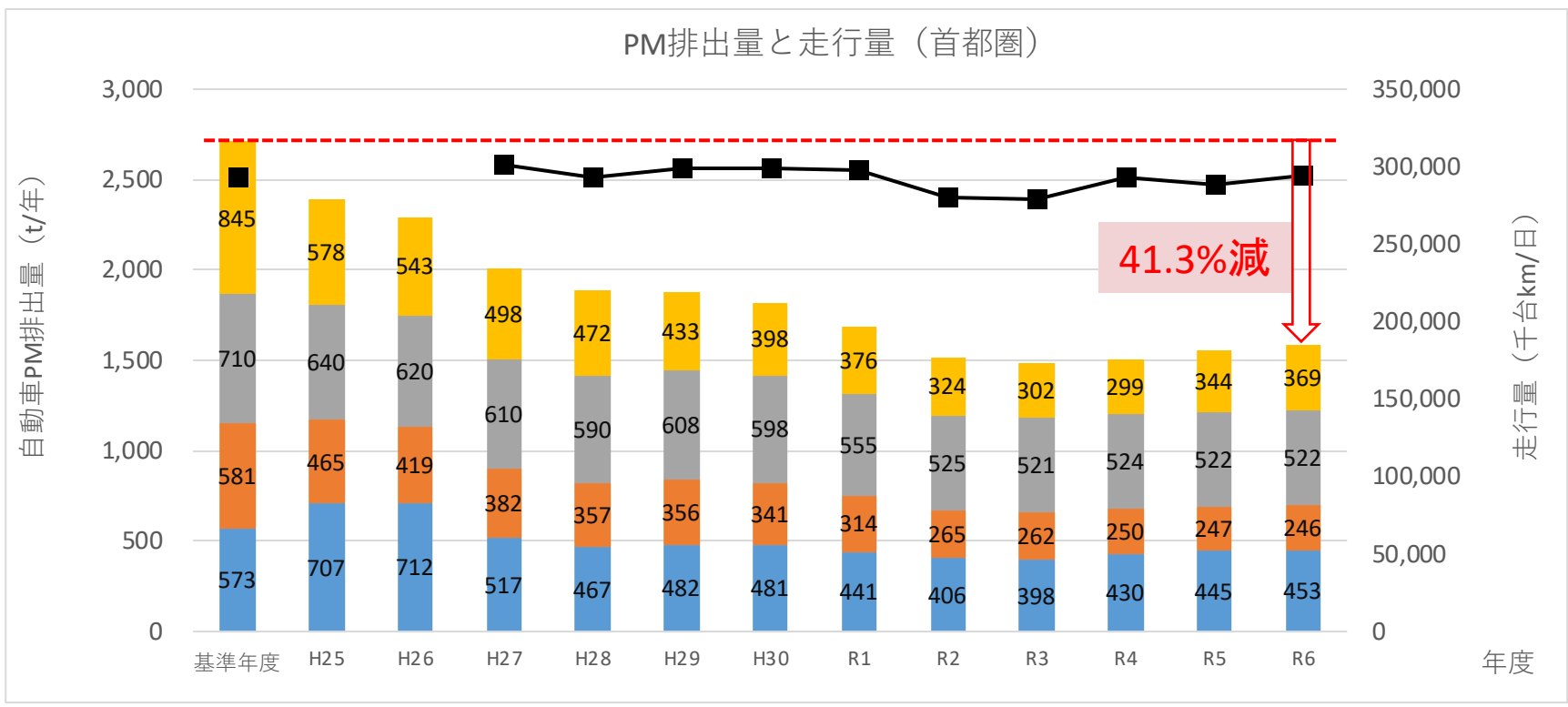


※基準年度：大阪府、兵庫県ともに平成21年度

出典：環境省委託業務の総量削減計画進行管理調査（各自治体）において算定した自動車からの排出量
ただし、兵庫県のH25～H26の温度湿度補正と冷機時は同調査では考慮されていない。
そこで、他都府県や他年度と揃えるため、それらを推計し加算した。

PM排出量（首都圏）（令和６年度）

- 自動車からのPM排出量はいずれの都県でも基準年度と比較して低減傾向にある。
- 首都圏において、令和６年度のPM排出量は基準年度※から41.3%減少した。

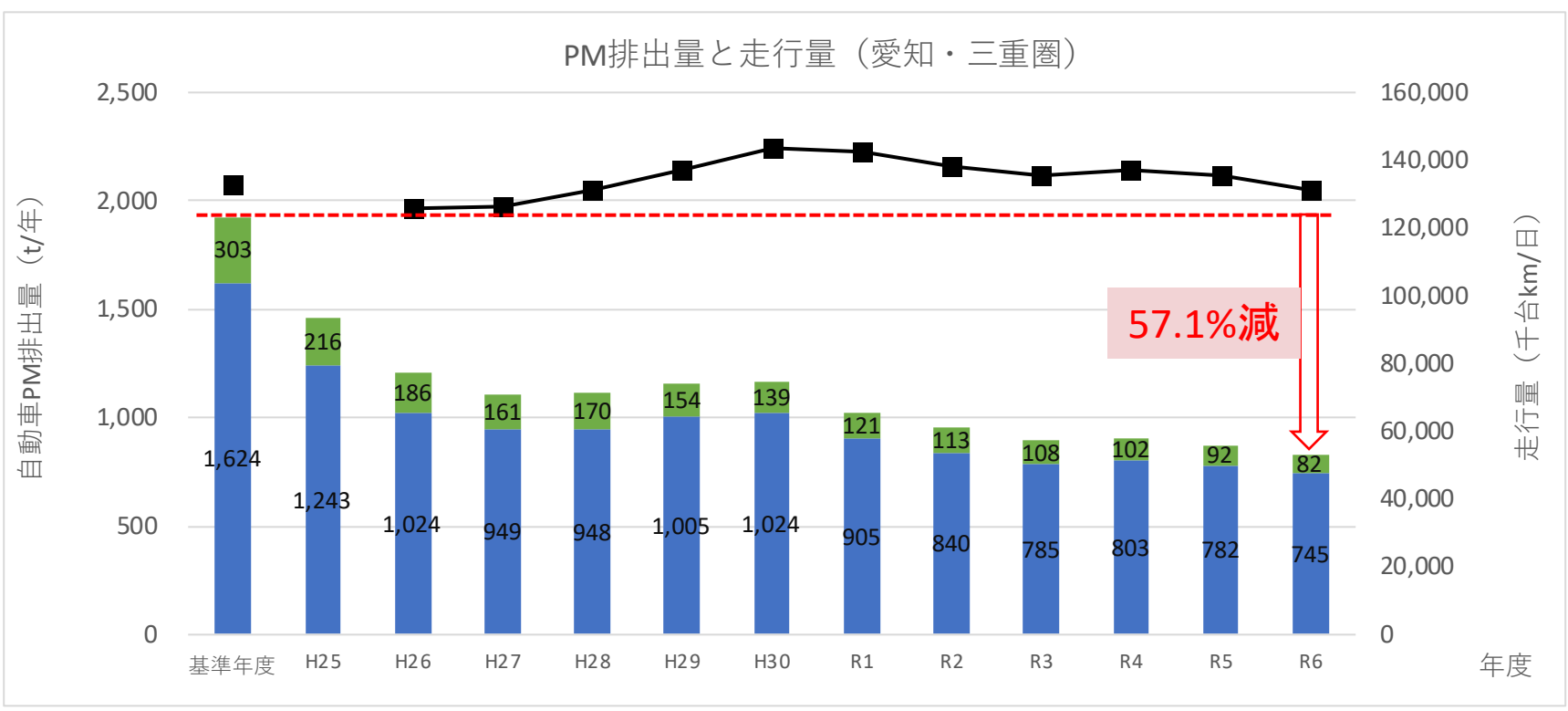


※基準年度：東京都は平成22年度、その他は平成21年度

出典：環境省委託業務の総量削減計画進行管理調査（各自治体）において算定した自動車からの排出量
埼玉県のH25～H26のタイヤ粉じんは同調査では考慮されていない。
そこで、他都府県や他年度と揃えるため、それらを推計し加算した。

PM排出量（愛知・三重圏）　（令和６年度）

■ 自動車からのPM排出量は愛知県、三重県ともに基準年度と比較して低減傾向にある。
■ 愛知・三重圏において、令和６年度のPM排出量は基準年度※から57.1%減少した。



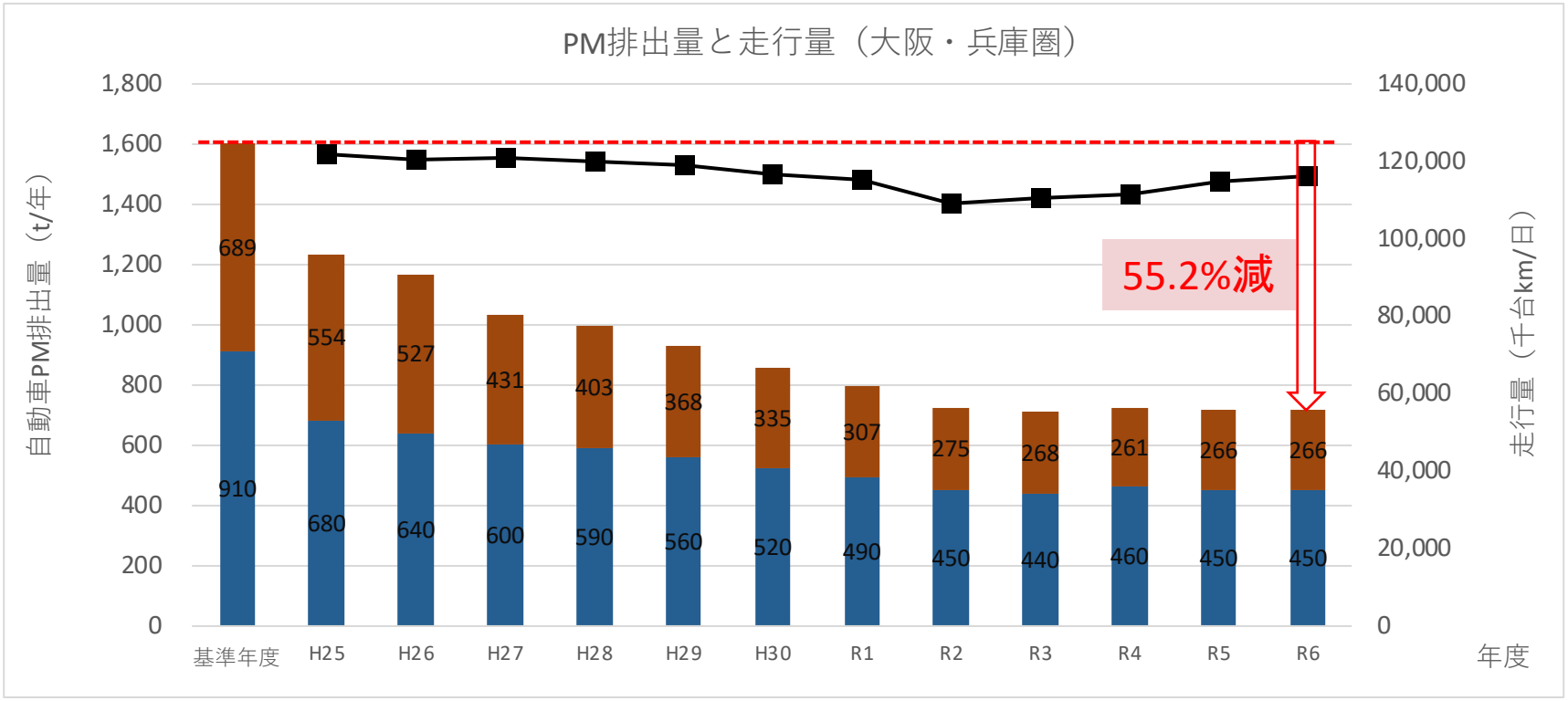
※基準年度：愛知県、三重県ともに平成21年度

出典：環境省委託業務の総量削減計画進行管理調査（各自治体）において算定した自動車からの排出量

PM排出量（大阪・兵庫圏）（令和６年度）

環境省

- 自動車からのPM排出量は大阪府、兵庫県ともに基準年度と比較して低減傾向にある。
- 大阪・兵庫圏において、令和６年度のPM排出量は基準年度※から55.2%減少した。



※基準年度：大阪府、兵庫県ともに平成21年度

出典：環境省委託業務の総量削減計画進行管理調査（各自治体）において算定した自動車からの排出量
ただし、兵庫県のH25～H26の冷機時は同調査では考慮されていない。
そこで、他都府県や他年度と揃えるため、それらを推計し加算した。

評価結果のまとめ（令和6年度まで）
（常時監視測定局における継続的・安定的な環境基準達成に係る評価）

（ア）測定データの経年的の推移（長期的及び短期的な変動等）から、環境基準値を超過する可能性が十分低いと考えられること

■ NO_2

	評価	評価項目	評価結果
①	長期的な評価	NO_2年平均値、$NO_2$98%値の経年推移	各都府県のNO_2年平均値、$NO_2$98%値は減少傾向にある。
②	短期的な評価	測定局の$NO_2$98%値の3年移動平均	至近3年度（令和4年度～令和6年度）の$NO_2$98%値の平均値は、全ての測定局において、環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベル（0.055ppm以下）である。

■ SPM

	評価	評価項目	評価結果
①	長期的な評価	SPM年平均値及びSPM２%除外値の経年推移	各都府県のSPM年平均値及びSPM２%除外値は減少傾向にある。
②	短期的な評価	測定局のSPM２%除外値の3年移動平均	至近3年度（令和4年度～令和6年度）のSPM２%除外値の平均値は、全ての測定局において環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベル（0.080mg/m^3以下）である。

（イ）自動車からの排出量が低減傾向または横ばいであるか、少なくとも現状の変化が継続した場合に環境基準値を超過する状況まで悪化すると考えられないこと

評価項目	評価結果
８都府県対策地域内の自動車からのNOx排出量、PM排出量	各都府県において基準年度と比して自動車からのNOx排出量及びPM排出量（自動車NOx・PM法対策地域内）は低減傾向にある。

対策地域全体における面的評価

（答申案３．（２－２））

面的評価の方法

■評価方法

- ✓ 数値計算手法及びその結果と評価年度の実測値（測定結果）を用いて、対策地域全体における面的評価を行う。
- ✓ 評価年度の実測値（測定結果）は、測定局のほか、自治体（市区町）や道路管理者等において実施されている公定法に基づく測定や測定条件を満たす簡易測定結果も評価対象とする。
- ✓ 対策地域全体における面的評価は、数値計算結果と評価年度の実測値（測定結果）を用いて評価した結果が、判定基準（$NO_2$98%値は0.06ppm、SPM２%除外値は0.10mg/m^3）に適合するかどうかで判定する。

面的評価とは

出典：「答申」参考資料・目録１のS30

■ 対策地域全体における面的評価の流れ

- 常時監視測定局がない場所において、汚染の広がりを考慮して、常時監視測定局に加えて数値計算手法や簡易測定等の測定手法を組み合わせて行う評価を「面的評価」という。
- 面的評価において判定するための基準値（判定基準値）
  - ✓ NO_2：NO_2 98%値に適用される環境基準上限値の0.06ppm
  - ✓ SPM：SPM２%除外値に適用される環境基準値の0.10mg/m^3
- 対策地域全体における面的評価は、「評価範囲ごとの面的評価」の結果を基に行う。

● 評価範囲とは

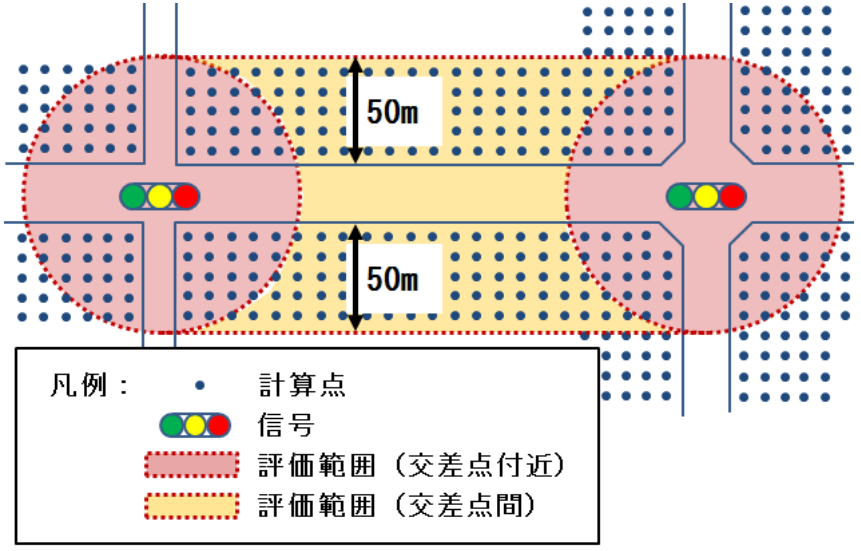
- 幹線道路沿道の「交差点付近」、「交差点間」

【交差点付近】

✓ デジタル道路地図における信号機が設置してある交差点や単路部を中心として半径が道路端から50mで囲まれた範囲

【交差点間】

✓ 評価範囲（交差点付近）に挟まれた、道路端から50mの範囲



今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について （中間報告）（平成23年１月）（抄）

環境省

２．大気汚染の状況

（４）自排局周辺等の汚染の状況

自排局の設置に関しては、「自動車排出ガス測定局の配置等について」（平成７年６月、環境庁大気保全局自動車環境対策第二課長通知）により、参考となる考え方が示され、その後、「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の常時監視に関する事務の処理基準について」（平成13年５月、環境省環境管理局長通知）において、「自動車排出ガス測定局の設置に当たっては、自動車排出ガスによる大気汚染の状況が効率的に監視できるよう、道路、交通量等の状況を勘案した配置地点の類型化を行い設置する。」と定められており、これらを踏まえて、各都府県において設置地点が選定されてきた経緯があることから、一定の地域代表性があり、自排局における環境基準の達成がまずは優先される。

しかし、自排局における測定結果は、測定局という「点」としてのものであり、局地の地理的状況等により、自排局の周辺にもある程度の広がりを持った二酸化窒素の高濃度域が生じている局地もあると見込まれる。このため、対策地域における環境基準の達成については、自排局の「点」としての測定結果から、それぞれの局地の特性を踏まえ、汚染の広がりを考慮して評価する必要がある。

対策地域のある８都府県からのヒアリングと各種の数値シミュレーションの結果から、交通量の多い交差点周辺といった比較的限定された範囲が二酸化窒素の高濃度域である局地と、さらに自排局から道路沿いに二酸化窒素の高濃度域が広がっている局地があるものと推察される。

例えば、神奈川県が行ったシミュレーション調査では、自排局のある交通量の多い交差点周辺のみが二酸化窒素の高濃度域である局地と、自排局から道路沿いに二酸化窒素の高濃度域が広がっている局地があると予測された。また、前述の環境省調査による将来予測では、自排局が設置されている箇所に限らず、対策地域内の交通量が多いと考えられる地点を中心とした広範囲に環境基準を超過する地点が散在し、かつ環境基準の上限値に近い高濃度域が広がっていると予測された。

地域住民の理解を得るためにも、対策地域での環境基準の達成については、単に自排局における達成状況をもってのみ評価するのではなく、自排局周辺の沿道や同様の局地としての地域特性を持っている他の地区の状況についても評価するよう考慮することが重要である。

面的評価の結果① - 数値計算の結果

環境省

- 対策地域内の道路沿道における令和６年度の大気濃度を数値計算した。
- NO_2、SPMとも判定基準値を超過すると予測された地点はなかった。

道路沿道における濃度ランク別計算地点数及び比率

判定用算定値 (NO_2 98%値) (単位：ppm)	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	愛知県	三重県	大阪府	兵庫県
～0.040	2,012,383	902,368	1,691,904	1,591,051	3,227,286	353,670	2,109,453	1,284,987
0.041～0.045	41,675	28,273	719,350	166,785	3,338	3,567	74,508	29,792
0.046～0.050	1,519	2,140	15,684	21,367	161	170	2,389	2,110
0.051～0.055	19	4	1,214	641	0	9	71	6
0.056～0.060	0	0	16	3	0	0	0	0
0.061～	0	0	0	0	0	0	0	0

判定用算定値 (SPM 2%除外値) (単位：mg/m^3)	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	愛知県	三重県	大阪府	兵庫県
～0.040	1,893,064	806,025	1,160,302	1,044,001	2,344,525	309,078	1,557,921	1,136,968
0.041～0.050	162,532	126,760	1,267,054	735,846	886,260	48,338	628,500	179,927
0.051～0.060	0	0	812	0	0	0	0	0
0.061～0.080	0	0	0	0	0	0	0	0
0.081～0.100	0	0	0	0	0	0	0	0
0.101～	0	0	0	0	0	0	0	0

面的評価の結果② - 実測値の結果（測定局での測定・簡易測定）

■ 対策地域内における全ての常時監視測定局、自治体や道路管理者（国土交通省等）が測定した公定法に基づく測定、及び簡易測定の結果（令和６年度データ）は、全地点とも環境基準値以下であった。

● NO_2に係る測定結果

都市圏	常時監視測定局			自治体や道路管理者実施の測定（公定法）			自治体等実施の測定（簡易測定）		
	局数	環境基準値以下	環境基準値超過	局数	環境基準値以下	環境基準値超過	地点（評価範囲）	環境基準値以下	環境基準値超過
首都圏	112	112	0	60	60	0	59	59	0
愛知・三重圏	31	31	0	15	15	0	20	20	0
大阪・兵庫圏	57	57	0	29	29	0	34	34	0
計	200	200	0	104	104	0	113	113	0

● SPMに係る測定結果

都市圏	常時監視測定局			自治体や道路管理者実施の測定（公定法）			自治体等実施の測定（簡易測定）		
	局数	環境基準値以下	環境基準値超過	局数	環境基準値以下	環境基準値超過	地点（評価範囲）	環境基準値以下	環境基準値超過
首都圏	103	103	0	55	55	0	–	–	–
愛知・三重圏	31	31	0	15	15	0	–	–	–
大阪・兵庫圏	51	51	0	27	27	0	–	–	–
計	185	185	0	97	97	0	–	–	–

①数値計算手法及び②測定手法（常時監視測定局や簡易測定）を組み合わせて評価した結果、**NO_2、SPMともに、全ての評価範囲において「適合」**であった。

環境基準確保の評価について

（答申案３．（２－３））

対策地域における環境基準確保の評価（まとめ）

環境省

①常時監視測定局の継続的・安定的な環境基準達成に係る評価	
（ア）測定データの経年的な推移（長期的及び短期的な変動等）から、環境基準値を超過する可能性が十分低いと考えられること	【評価結果】 ・至近10年度（H27～R6）のNO_2年平均値及び$NO_2$98%値、SPM年平均値、SPM２%除外値は**減少傾向**にある。 ・至近3年度（R4～R6）の$NO_2$98%値の平均値は、**全ての測定局において、環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベル**である。 ・至近3年度（R4～R6）のSPM２%除外値の平均値は、**全ての測定局において環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベル**である。
（イ）自動車からの排出量が低減傾向または横ばいであるか、少なくとも現状の変化が継続した場合に環境基準値を超過する状況まで悪化すると考えられない	【評価結果】 ・各都府県において基準年度と比して自動車からのNOx排出量及びPM排出量（自動車NOx・PM法対策地域内）は**低減傾向**にある。

②対策地域全体における面的評価	
数値計算手法及び測定手法を組み合わせて「評価範囲ごとの面的評価」を行う。	【評価結果】数値計算手法及び測定手法（常時監視測定局や簡易測定）を組み合わせて評価した結果、**NO_2、SPMともに、全ての評価範囲において「適合」**であった。

青色：評価項目の見方（指標）を満たしたもの
赤色：評価項目の見方（指標）を満たさなかったもの

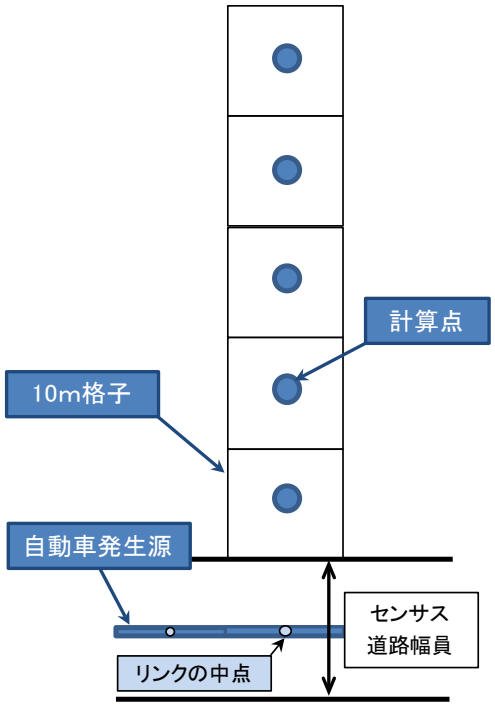
➢ 8都府県対策地域において、NO_2及びSPMに係る大気環境基準を確保するとの総量削減基本方針の目標は達成されたと考えられる。

大気環境状況の将来予測

（答申案４．）

大気環境濃度予測の概要

- NOx及びPM排出量算定（発生源別）
- 大気環境濃度予測モデルの構築
  - ✓ 現状年度：令和元年度（2019年度）
- 大気環境濃度予測
  - ✓ 予測地点：常時監視測定局、道路沿道
  - ✓ 評価年度：令和6年度（2024年度）　：現行の対策を継続した場合
  - ✓ 将来年度：令和11年度（2029年度）：車種規制や各自治体条例の流入車規制を廃止する場合（規制廃止ケース）



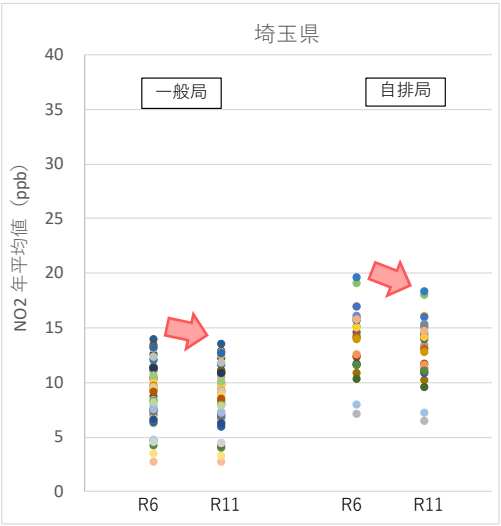


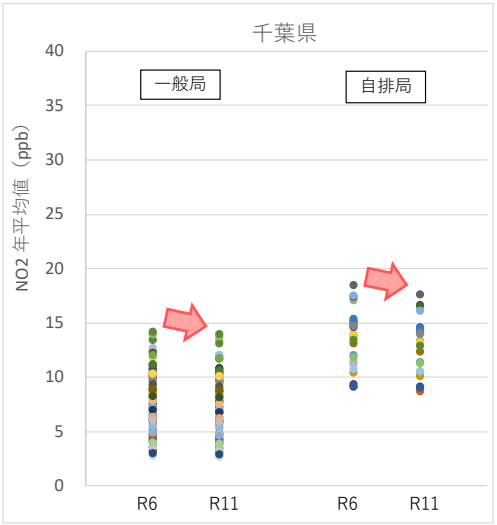
【図】 道路沿道の計算点の設定

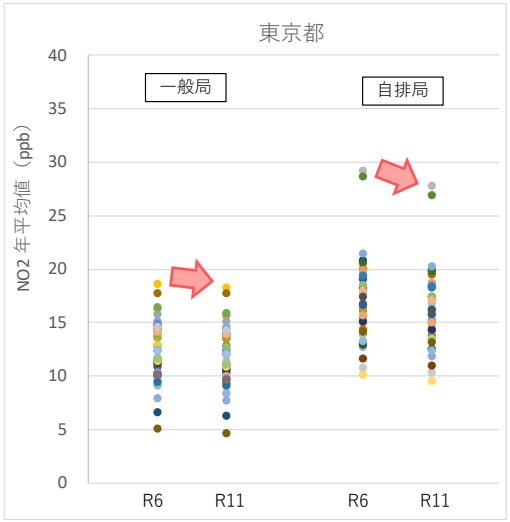
（１）各測定局におけるNO_2及びSPMの濃度の推計

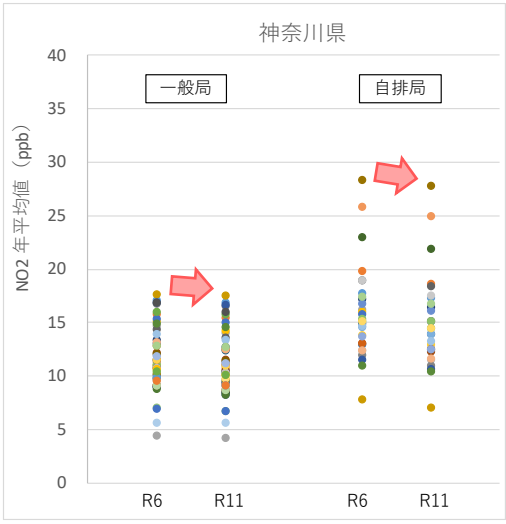
NO_2 年平均値（常時監視測定局）の推計結果

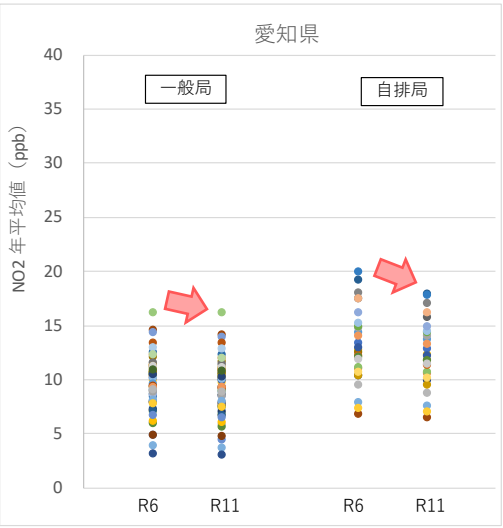
■ 将来年度(令和11年度)は評価年度(令和６年度)と比較して、減少傾向または横ばい状態にある。

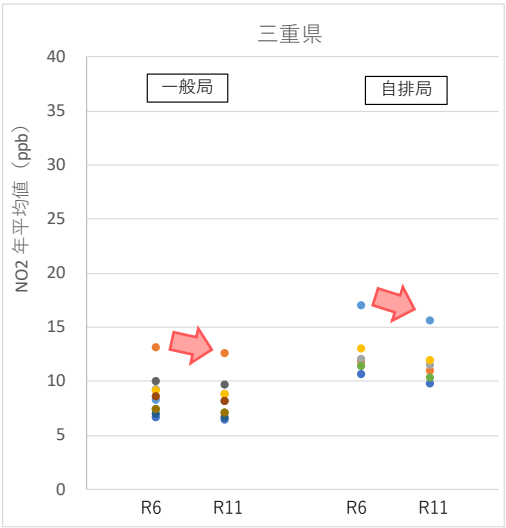


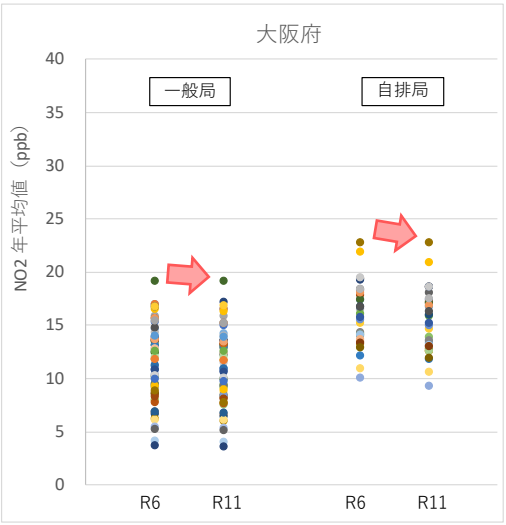


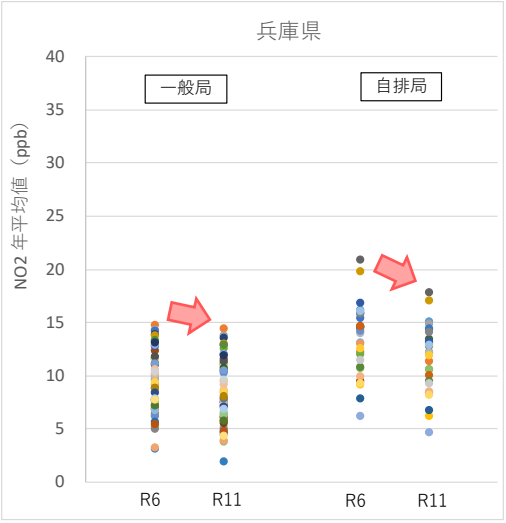








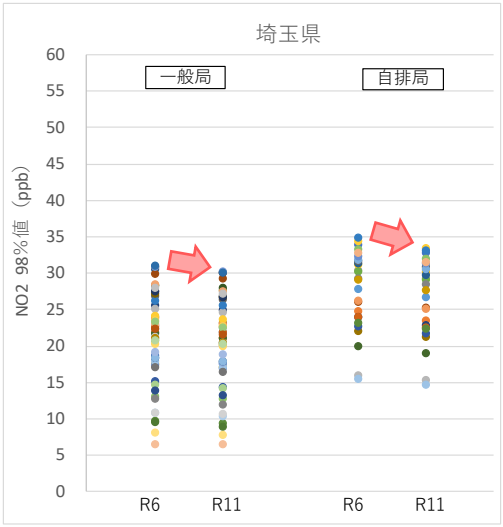


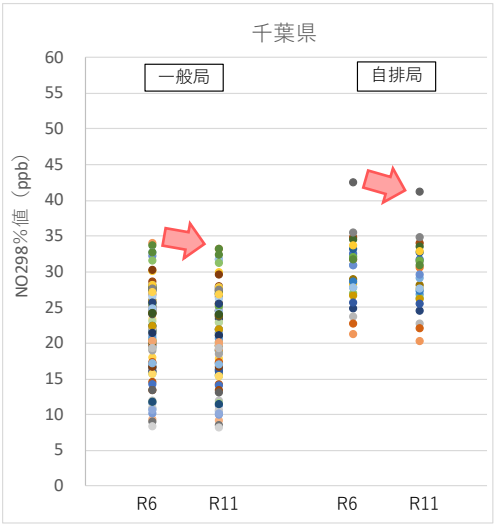


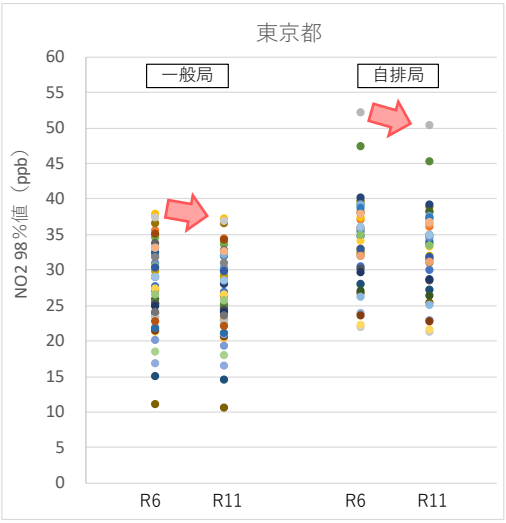
〔• 各プロットは個別の測定局の予測濃度を示す〕

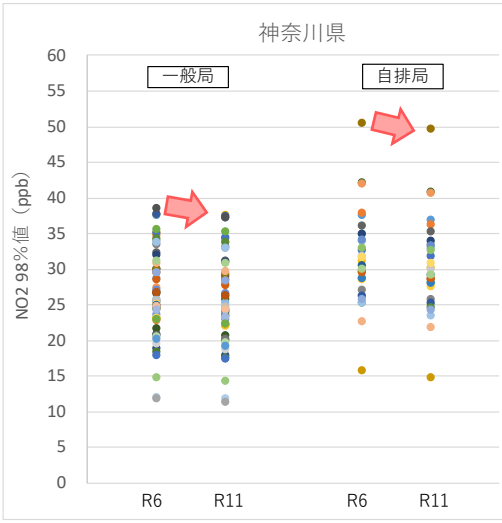
NO_2 98%値（常時監視測定局）の推計結果

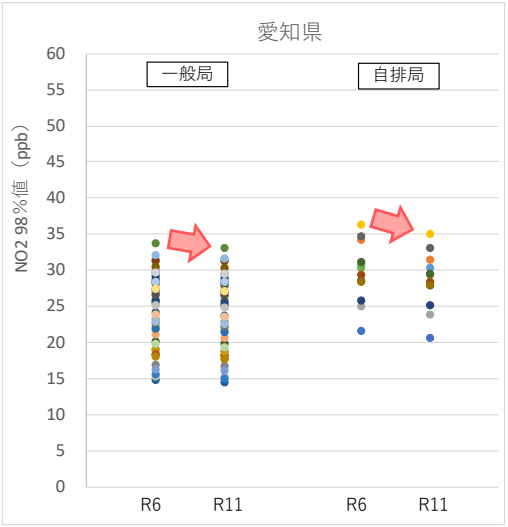
■ 将来年度(令和11年度)は評価年度(令和６年度)と比較して、減少傾向または横ばい状態にある。

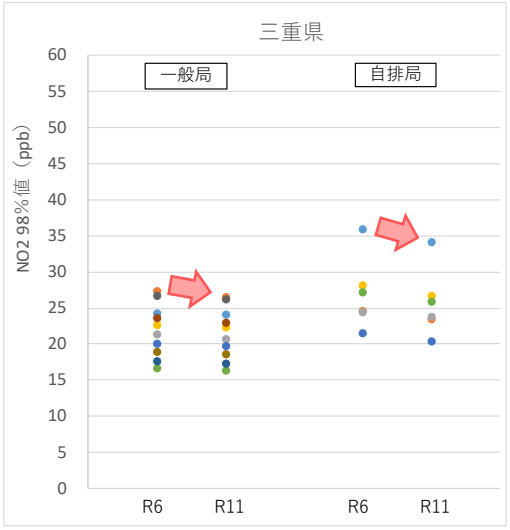


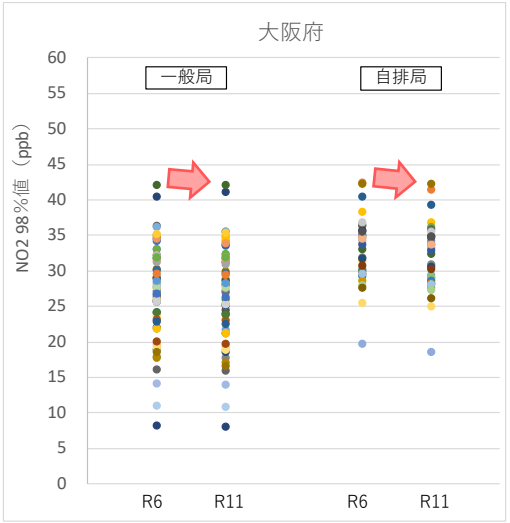


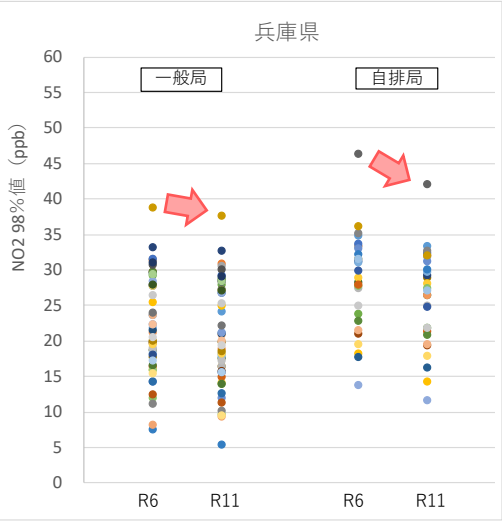








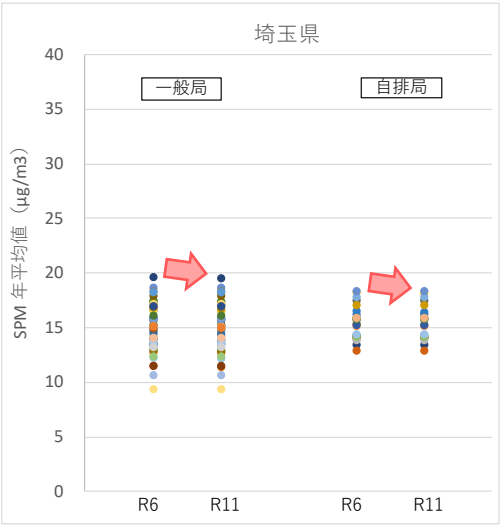


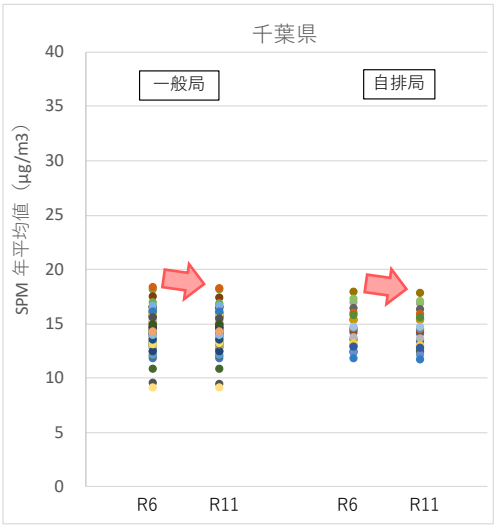


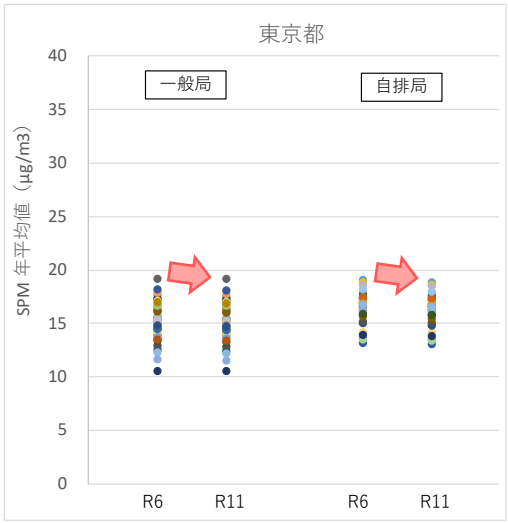
〔• 各プロットは個別の測定局の予測濃度を示す〕

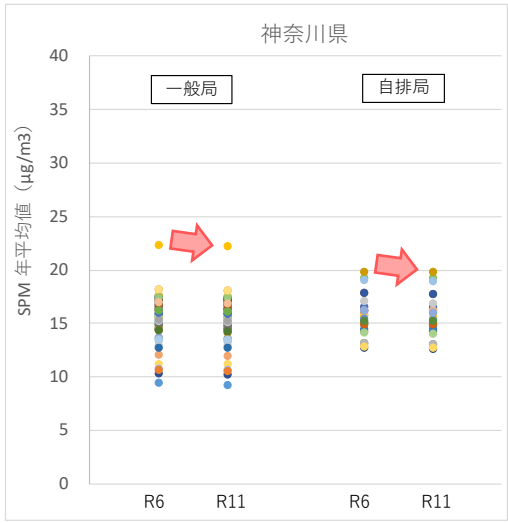
SPM 年平均値（常時監視測定局）の推計結果

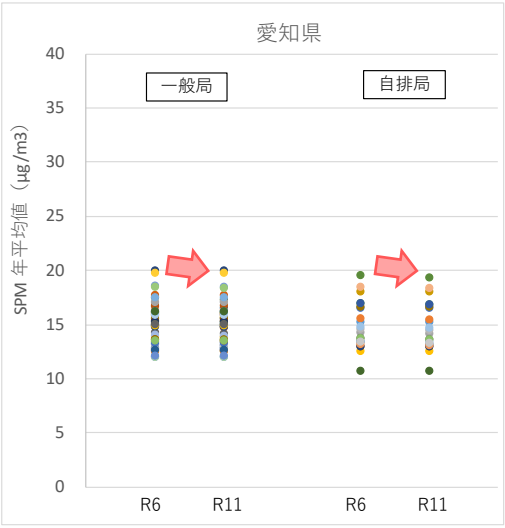
■ 将来年度(令和11年度)は評価年度(令和６年度)と比較して、減少傾向または横ばい状態にある。

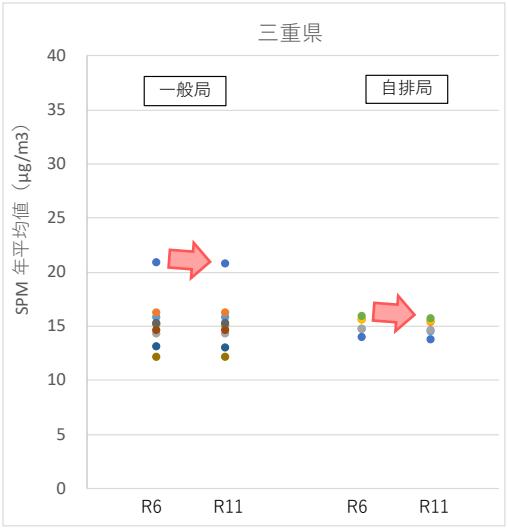


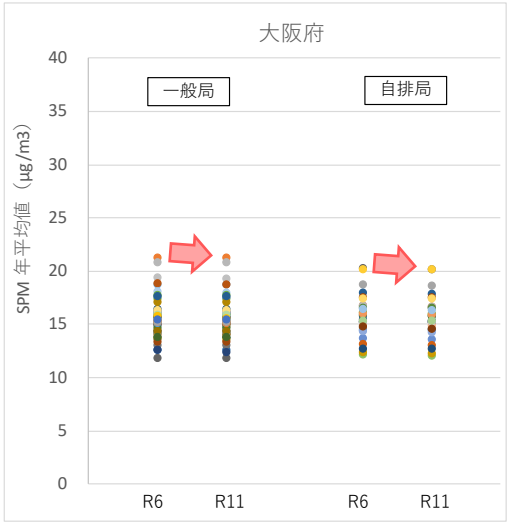


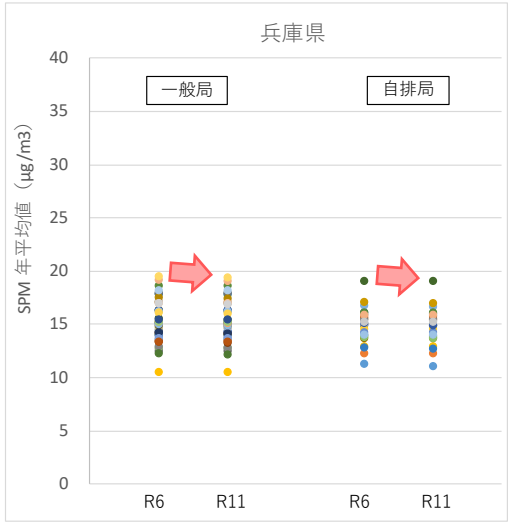








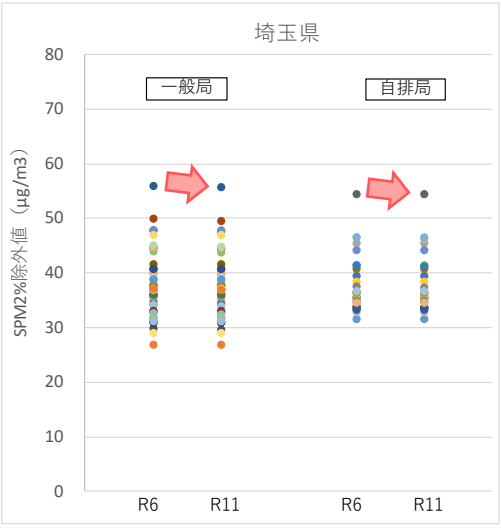


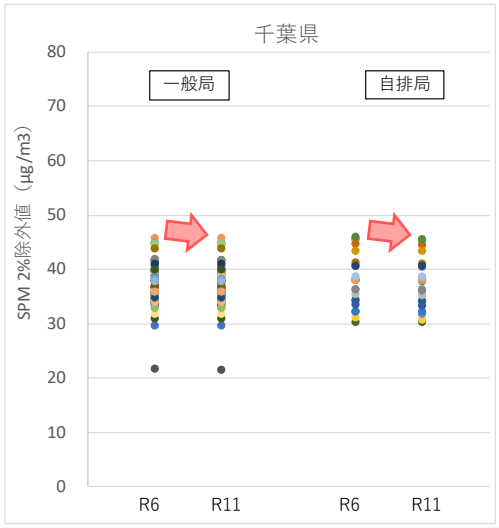


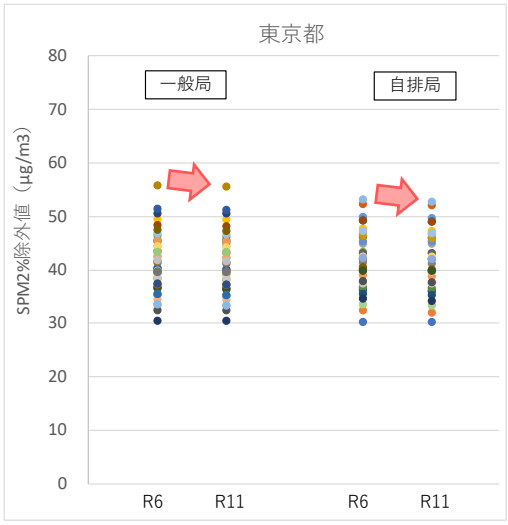
〔• 各プロットは個別の測定局の予測濃度を示す〕

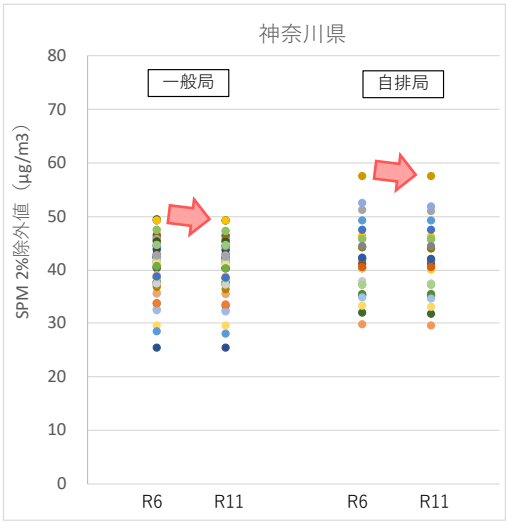
SPM　２%除外値（常時監視測定局）の推計結果

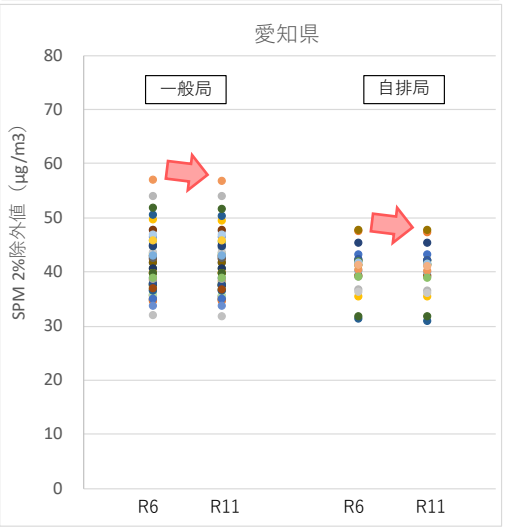
■ 将来年度(令和11年度)は評価年度(令和６年度)と比較して、減少傾向または横ばい状態にある。

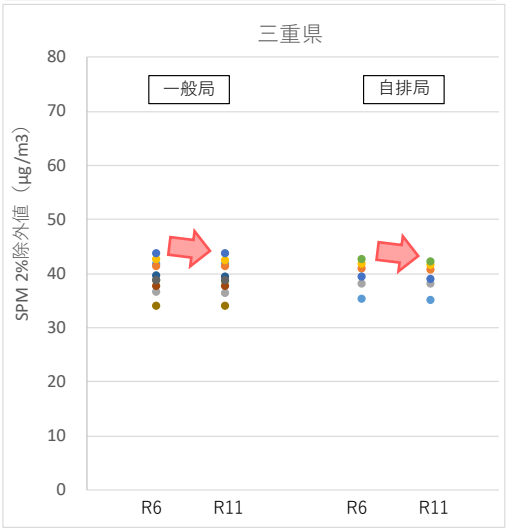


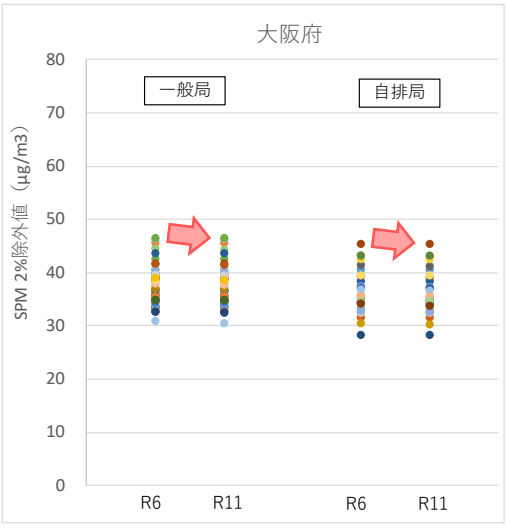


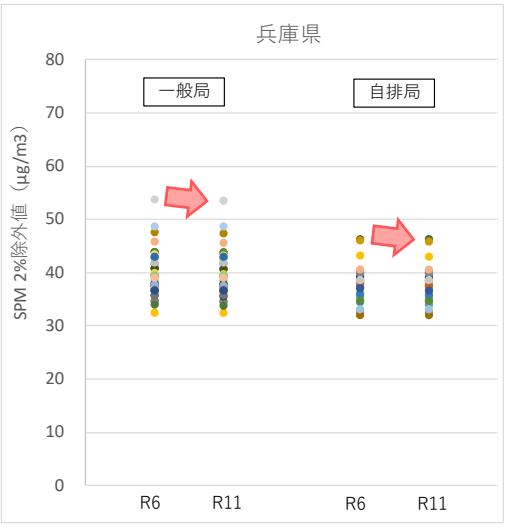












〔• 各プロットは個別の測定局の予測濃度を示す〕

単年度のNO_2 98%値（常時監視測定局）の 推計結果

■ 将来年度（令和11年度）では、いずれの都府県においても、0.055ppmを超過する地点はなかった。

濃度予測値($NO_2$98%値)(ppm)	将来年度（令和11年度）															
	埼玉県		千葉県		東京都		神奈川県		愛知県		三重県		大阪府		兵庫県	
	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局
0.040ppm以下	54	26	94	24	45	36	60	27	69	27	10	6	63	32	52	28
0.040～0.045ppm	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	0	0	2	2	0	1
0.045～0.050ppm	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
0.050～0.055ppm	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.055～0.060ppm	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.060ppm超過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	54	26	94	25	45	38	60	30	69	27	10	6	65	34	52	29

単年度のSPM２%除外値（常時監視測定局）の 推計結果

環境省

■ 将来年度（令和11年度）では、いずれの都府県においても、0.060mg/m^{3}を超過する地点はなかった。

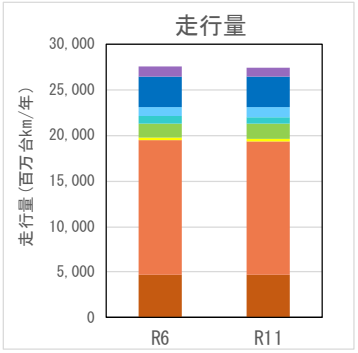
濃度予測値 (SPM2%除外値) (mg/m^3)	将来年度（令和11年度）															
	埼玉県		千葉県		東京都		神奈川県		愛知県		三重県		大阪府		兵庫県	
	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局	一般局	自排局
0.040mg/m^{3}以下	43	18	77	17	26	17	27	14	32	10	6	3	57	26	34	23
0.040～0.050mg/m^3	12	7	15	8	18	18	33	13	23	12	4	3	9	6	15	4
0.050～0.060mg/m^3	1	1	0	0	3	2	0	3	4	0	0	0	0	0	1	0
0.060～0.070mg/m^3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.070～0.080mg/m^3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0.080mg/m^{3}超過	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	56	26	92	25	47	37	60	30	59	22	10	6	66	32	50	27

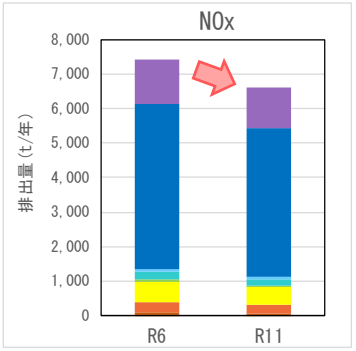
（２）対策地域内の自動車からの NOx排出量、PM排出量の推計

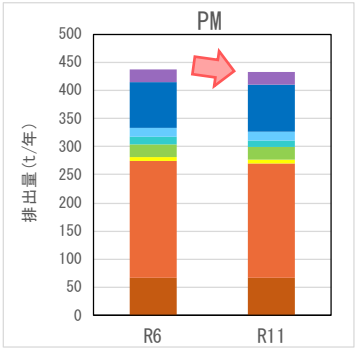
対策地域内の自動車からのNOx排出量、PM排出量の推計（首都圏）

■ 全ての都県において、NOx排出量及びPM排出量は減少傾向にあった。

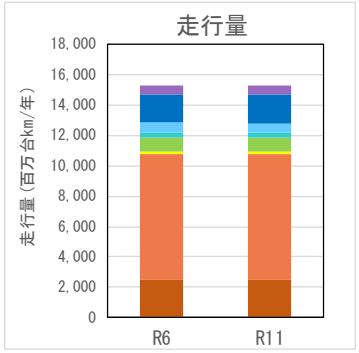
埼玉県

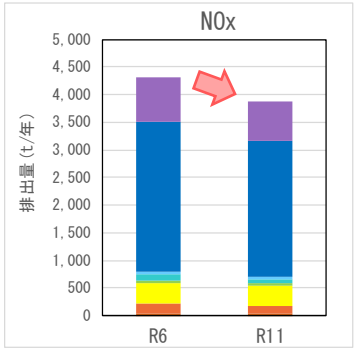


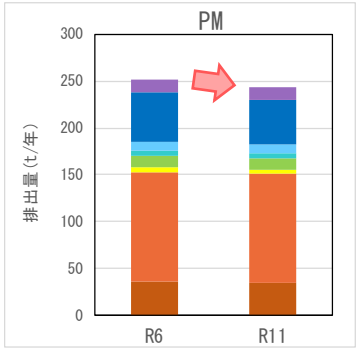




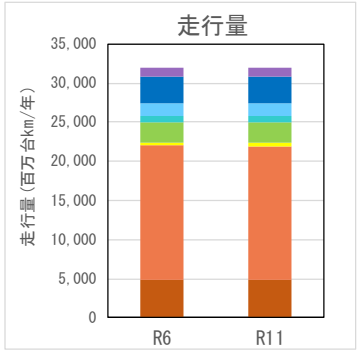
千葉県

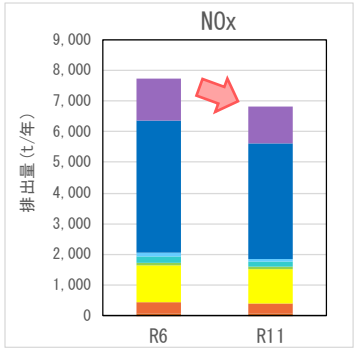


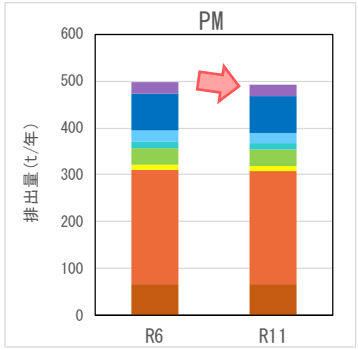




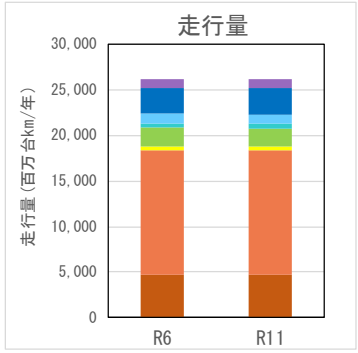
東京都

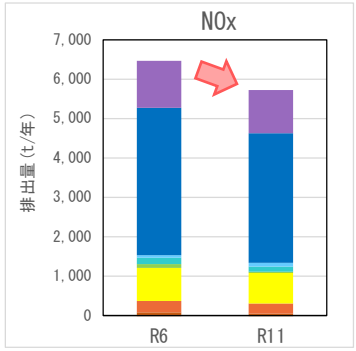


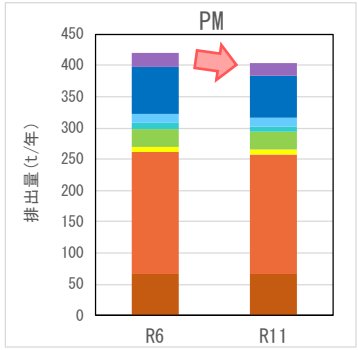




神奈川県







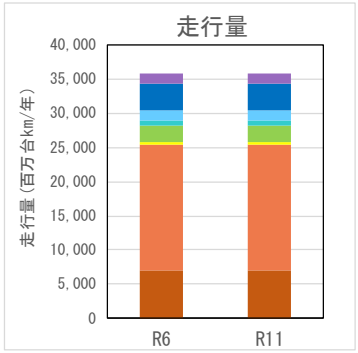


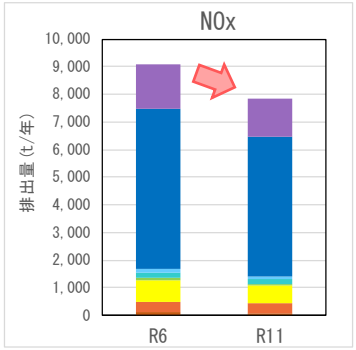
対策地域内の自動車からのNOx排出量、PM排出量の推計
（愛知・三重、大阪・兵庫）

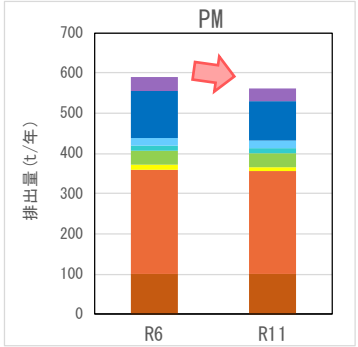
環境省

■ 全ての府県において、NOx排出量及びPM排出量は減少傾向にあった。

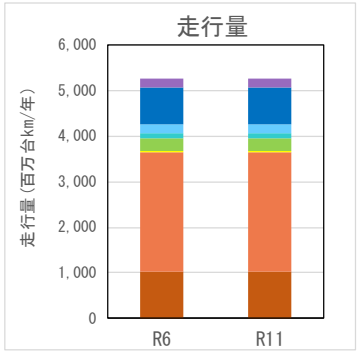
愛知県

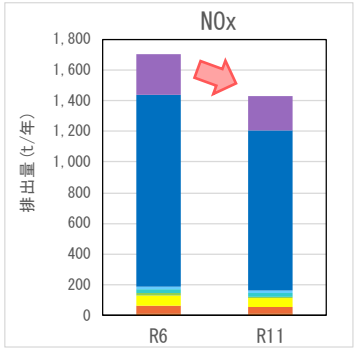


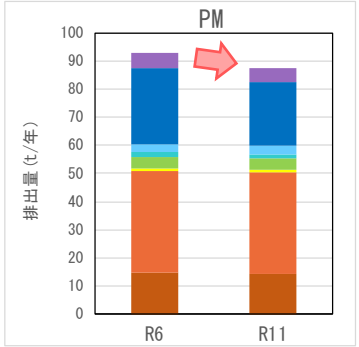




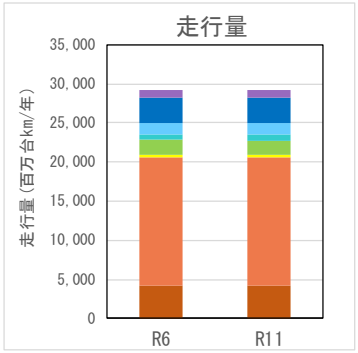
三重県

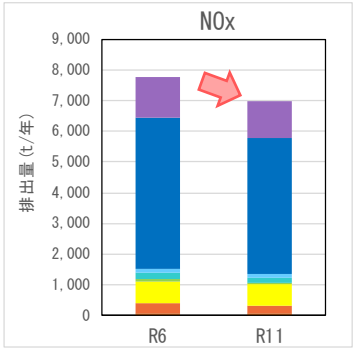


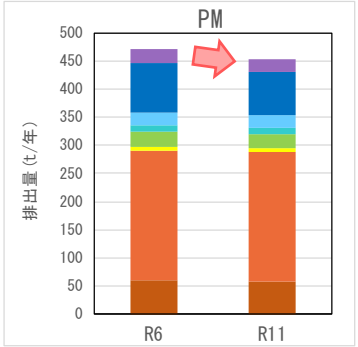




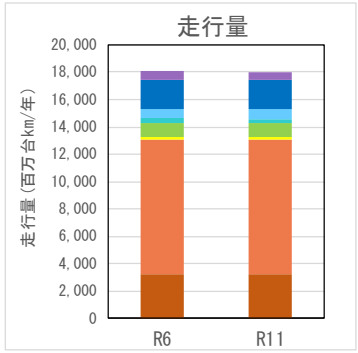
大阪府

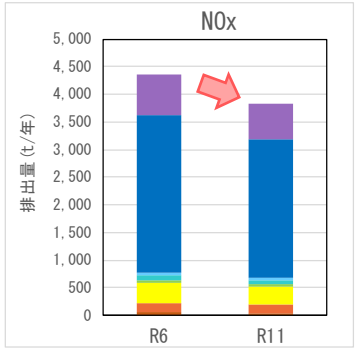


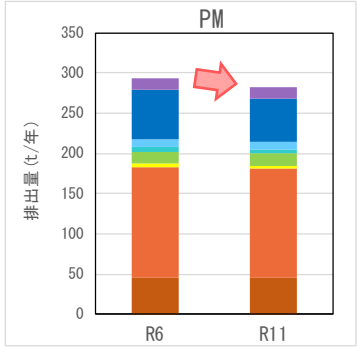




兵庫県









将来年度における道路沿道の大気汚染物質濃度(面的評価)

環境省

- 対策地域内の道路沿道における令和11年度の大気濃度を数値計算した。
- $NO_2$98%値については0.055ppmと、SPM２%除外値については0.060mg/m^3を超えると予測された地点はなかった。

将来年度の道路沿道における濃度ランク別計算地点数

判定用算定値 (NO_2 98%値) (単位：ppm)	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	愛知県	三重県	大阪府	兵庫県
～0.040	2,035,001	916,022	1,830,583	1,645,527	3,229,781	356,064	2,141,120	1,296,820
0.041～0.045	20,178	16,067	588,852	122,436	1,004	1,337	44,788	19,614
0.046～0.050	408	696	7,845	11,851	0	15	511	460
0.051～0.055	9	0	888	33	0	0	2	1
0.056～0.060	0	0	0	0	0	0	0	0
0.061～	0	0	0	0	0	0	0	0

判定用算定値 (SPM ２%除外値) (単位：mg/m^3)	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	愛知県	三重県	大阪府	兵庫県
～0.040	1,912,182	823,502	1,234,464	1,129,190	2,413,841	316,484	1,593,749	1,156,044
0.041～0.050	143,414	109,283	1,192,698	650,657	816,944	40,932	592,672	160,851
0.051～0.060	0	0	1,006	0	0	0	0	0
0.061～0.080	0	0	0	0	0	0	0	0
0.081～0.100	0	0	0	0	0	0	0	0
0.101～	0	0	0	0	0	0	0	0

大気環境状況の将来推計の評価結果（まとめ）

環境省

（１）各測定局におけるNO_2及びSPMの濃度の推計

・将来年度（令和11年度）は評価年度（令和6年度）と比して、減少傾向または横ばいであった。
・将来年度（令和11年度）ではNO_2 98%値について0.055ppmを超える地点はなかった。
・将来年度（令和11年度）ではSPM２%除外値について0.060mg/m^3を超える地点はなかった。

（２）対策地域内の自動車からのNOx排出量、ＰＭ排出量の推計

・全ての都府県において、NOx排出量及びPM排出量は減少傾向にあった。

（３）対策地域全体における面的評価

・NO_2 98%値については0.055ppmを、SPM２%除外値については0.060mg/m^3を超えると予測された地点はなかった。

**将来年度（令和11年度）において、NO_2及びSPMの環境基準を達成しており、
また、自動車NOx排出量及び自動車PM排出量はともに減少する傾向にあると推計された。**

関係省庁における自動車NOx・PM対策施策（施策内容・成果の個票）

「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」（案）
参考資料集②

取組項目
1　自動車単体対策
2　車種規制、流入車対策
3　低公害車普及促進
4　エコドライブ普及促進
5　交通需要の調整・低減
6　交通流対策推進

頁	取組項目	所管省庁	担当部局	施策・事業名称
1	2,3,4,5	国土交通省 環境省	国土交通省　物流・自動車局車両基準・国際課 環境省　水・大気環境局モビリティ環境対策課	自動車NOx・PM法に基づく特定事業者における排出抑制対策
2	1	環境省	水・大気環境局モビリティ環境対策課	自動車排出ガスの量等の許容限度の強化（大気汚染防止法）
3	1	国土交通省	物流・自動車局車両基準・国際課	自動車の排出ガス規制値強化（道路運送車両の保安基準）
4	1	国土交通省	物流・自動車局車両基準・国際課	不正改造車を排除する運動
5	1	国土交通省	物流・自動車局車両基準・国際課	適正な燃料の使用促進方策の強化
6	2	国土交通省 環境省	国土交通省　物流・自動車局車両基準・国際課 環境省　水・大気環境局モビリティ環境対策課	自動車NOx・PM法に基づく車種規制
7	2	国土交通省 環境省	国土交通省　物流・自動車局車両基準・国際課 環境省　水・大気環境局モビリティ環境対策課	自動車NOx・PM法適合車ステッカー制度
8	2	警察庁	交通局交通規制課	排出基準非適合車の運行対策
9	3	経済産業省	製造産業局 自動車課	クリーンエネルギー自動車等導入促進補助金
10	3	経済産業省	資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部水素・アンモニア課	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進事業
11	3	環境省	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業
12	3	環境省	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業
13	3	環境省	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業
14	3	環境省	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	産業車両等の脱炭素化促進事業（一部国土交通省連携事業）
15	3	環境省	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	バッテリー交換式EVとバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業
16	3	環境省	水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	商用車等の電動化促進事業
21	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省　製造産業局自動車課 国土交通省　物流・自動車局技術・環境政策課 環境省　水・大気環境局モビリティ環境対策課	自動車税・軽自動車税のグリーン化
25	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省　製造産業局自動車課 国土交通省　物流・自動車局技術・環境政策課 環境省　水・大気環境局モビリティ環境対策課	自動車重量税･自動車取得税の時限的な税率軽減措置
29	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省　製造産業局自動車課 国土交通省　物流・自動車局技術・環境政策課 環境省　水・大気環境局モビリティ環境対策課	自動車税・軽自動車税の環境性能割
31	3	経済産業省 国土交通省 環境省	経済産業省　製造産業局自動車課、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部水素・アンモニア課 国土交通省　物流・自動車局技術・環境政策課 環境省　水･大気環境局モビリティ環境対策課	低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置
33	3	環境省	水・大気環境局モビリティ環境対策課	エコライフ・フェアの開催
34	3	国土交通省	物流・自動車局車両基準・国際課	次世代大型車開発・実用化促進事業
36	3	国土交通省	物流・自動車局技術・環境政策課	地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業
37	4	警察庁 経済産業省 国土交通省 環境省	警察庁　交通局交通規制課 経済産業省　資源エネルギー庁省エネルギー課 国土交通省　総合政策局環境政策課 環境省　水･大気環境局モビリティ環境対策課	エコドライブ普及・推進アクションプランの実施
39	4	経済産業省 国土交通省	経済産業省　資源エネルギー庁省エネルギー課 国土交通省　物流・自動車局貨物流通事業課、技術・環境政策課	運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金（トラック輸送の省エネ化推進事業）
40	5	国土交通省	総合政策局交通政策課	公共交通機関の利用促進
42	5	国土交通省 経済産業省	国土交通省　物流・自動車局物流政策課、貨物流通事業課、鉄道局総務課貨物鉄道政策室、海事局内航課・総務課企画室、港湾局海洋・環境課 経済産業省　商務・サービスグループ物流企画室	グリーン物流の推進
43	5	国土交通省	道路局参事官	安全で快適な自転車利用環境の創出
44	6	国土交通省	道路局環境安全・防災課	交差点の立体化等のボトルネック対策
45	6	国土交通省	道路局参事官（道路交通連携）	道路と鉄道との連続立体交差化等のボトルネック対策
46	6	警察庁	交通局交通規制課	交通規制の実施、違法駐車の排除
47	6	警察庁	交通局交通規制課	ITSの活用等による交通流円滑化のための交通環境の整備
48	6	国土交通省	道路局高速道路課	ETCの普及促進
49	6	国土交通省	道路局ITS推進室	VICSの整備拡充・普及促進
50	6	国土交通省	道路局道路交通安全対策室	駐車場等の整備
51	6	国土交通省	道路局道路メンテナンス企画室	路上工事の縮減
52	7	国土交通省	道路局環境安全・防災課	街路樹整備、ボトルネック対策等による沿道環境の改善

（所管）　国土交通省 物流・自動車局車両基準・国際課
　　環境省 水・大気環境局モビリティ環境対策課

関連項目	(2)車種規制等 (3)低公害車普及促進 (4)エコドライブ普及促進 (5)交通需要調整・低減	**実施期間**	平成１４年度から継続
施策・事業名	自動車ＮＯｘ・ＰＭ法に基づく特定事業者における排出抑制対策		
関連法令・計画等名称	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（「自動車ＮＯｘ・ＰＭ法」という。以下同じ。）		
概要	一定数以上の車両を使用する事業者において、排出抑制のための自動車使用管理計画を作成・提出し、併せてその実施状況の報告を行うことを通じて、事業者の排出抑制対策を推進する。		

施策・事業内容

○事業内容

・事業所管大臣において、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のために必要な措置に関する事業者の判断基準を策定。

・特定事業者（１の都道府県の対策地域内で自動車を３０台以上使用する事業者）において、以下①～排出抑制のための自動車使用管理計画を作成し、都道府県知事（自動車運送事業者においては運輸局）に提出する。また、取組状況について毎年度報告を行う。

　① 自動車ＮＯｘ・ＰＭ法排出基準適合車への早期転換、低公害車の積極的導入
　② エコドライブの実施、車両の維持管理
　③ 車両の有効利用の促進（共同輸配送の促進、帰り荷の確保、輸送頻度の削減等）
　④ モーダルシフト、情報化、物流施設の高度化等による車両走行量の削減

・都道府県知事（自動車運送事業者においては国土交通大臣）は、事業者に対し指導・助言を行うとともに、取組の著しく不十分な特定事業者に対して勧告・公表・命令を行うことができる。

参考資料

自動車使用管理計画について
http://www.env.go.jp/air/car/noxpm/kanrikeikaku.html

（所管）　環境省 水・大気環境局モビリティ環境対策課

関連項目	(1)自動車単体対策の強化等	**実施期間**	昭和 47 年から継続
施策・事業名	自動車排出ガスの量等の許容限度の強化		
関連法令・計画等名称	大気汚染防止法第 19 条第 1 項、第 3 項（自動車排出ガスの量の許容限度、特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度） 大気汚染防止法第 19 条の 2 第 1 項（自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度）		
概要	環境省告示である自動車や特定特殊自動車の排出ガスの量の許容限度、自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度について、自動車の種別または自動車の燃料の種類ごとに許容限度を定め、逐次強化を行っている。		

施策・事業内容

○自動車排出ガスの量の許容限度及び特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度

・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十次答申）」（平成 22 年 7 月 中央環境審議会）において、ディーゼル重量車に係る世界統一試験方法（WHDC）の導入及び次期排出ガス目標値が、（第十一次答申）」（平成 24 年 8 月 中央環境審議会）において、二輪車に係る世界統一試験方法（WMTC）の導入及び次期排出ガス目標値が示され、平成 27 年 6 月に許容限度告示の改正を行った。

・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十二次答申）」（平成 27 年 2 月 中央環境審議会）において、乗用車等に係る世界統一試験方法（WLTP）の導入及び次期排出ガス目標値が示され、平成 28 年 4 月に許容限度告示の改正を行った。

・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十三次答申）」（平成 29 年 5 月 中央環境審議会）において、二輪自動車の排出ガス許容限度目標値の強化や筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車へ PM の排出量の規制導入、また、燃料蒸発ガス低減対策の規制強化等について示され、平成 30 年 6 月に許容限度告示の改正を行った。

・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十四次答申）」（令和 2 年 8 月 中央環境審議会）において、ディーゼル車及び筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車への PM の粒子数を制限する PN 規制の導入やガソリン・LPG を燃料とする特殊自動車への過度モードの導入及び許容限度目標値の強化、また、乗用車等における排出ガス試験法のさらなる国際調和等が示され、令和 3 年 8 月に許容限度告示の改正を行った。

・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十五次答申）」（令和 6 年 9 月 中央環境審議会）において、定格出力 19kW 以上 560kW 未満のディーゼル特殊自動車への PM の粒子数を制限する PN 規制の導入や PM の質量規制（従来規制）の許容限度目標値の強化等について示され、令和 7 年 3 月に許容限度告示の改正を行った

○自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度

・「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第十次答申）」（平成 22 年 7 月 中央環境審議会）において、E10 の含酸素率上限及び蒸気圧について示され、平成 24 年 3 月に許容限度告示の改正を行った。

参考資料

中央環境審議会大気・騒音振動部会　今後の自動車排出ガス低減対策のあり方
http://www.env.go.jp/air/car/taisaku/index.html

（所管）　国土交通省　物流・自動車局車両基準・国際課

関連項目	(1)単体対策の強化	実施期間	昭和 48 年から継続
施策・事業名	自動車の排出ガス規制値強化		
関連法令・計画等名称	道路運送車両の保安基準第 31 条		
概要	自動車の排出ガスについて、昭和 48 年より自動車の種別等により規制値を設け基準に適合しない自動車については、登録ができないこととなっており、適宜規制値の強化を行っている。		

施策・事業内容

○実施内容

・ガソリンを燃料とする乗用自動車及び貨物自動車等
昭和 48 年より規制開始。平成 28 年 10 月に乗用車等に係る世界統一試験方法（WLTP）の導入を行った。
令和 4 年 10 月に粒子状物質の粒子数の基準の導入を行った（直接噴射式）。

・軽油を燃料とする乗用自動車及び貨物自動車等（車両総重量 3.5t 以下）
昭和 49 年より規制開始。平成 28 年 10 月に乗用車等に係る世界統一試験方法（WLTP）の導入を行った。
令和 4 年 10 月に粒子状物質の粒子数の基準の導入を行った。

・軽油を燃料とする貨物自動車等（車両総重量 3.5t 超）
昭和 49 年より規制開始。最新の規制は平成 28 年排出ガス規制。
平成 27 年 7 月に重量車に係る世界統一技術基準（WHDC）の導入を行った。
令和 5 年 1 月に粒子状物質の粒子数の基準の導入を行った。

・二輪自動車
平成 10 年より規制開始。平成 22 年 10 月に二輪自動車に係る世界統一試験方法（WMTC）の導入を行い、平成 31 年 2 月に規制値の強化を行った。

・軽油を燃料とする特殊自動車
平成 15 年より規制開始。最新の規制は平成 26 年排出ガス規制。

・ガソリンを燃料とする特殊自動車
平成 19 年より規制開始。
令和 6 年 1 月に規制値の強化を行うとともにブローバイ・ガス還元装置の備え付け義務化を行った。

参考資料

（所管）　国土交通省 物流・自動車局車両基準・国際課

関連項目	(1)単体対策の強化	**実施期間**	平成２年度から 継続実施中
施策・事業名	不正改造車を排除する運動		
関連法令・計画等名称	道路運送車両法		
概要	安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となる不正改造車を排除するため、街頭検査や自動車ユーザーに対する啓発活動等を実施。		

施策・事業内容

関係省庁(内閣府・警察庁・農林水産省・経済産業省・環境省)の後援を得て、自動車関係団体（不正改造防止推進協議会）等と連携し、地方運輸局ごとに定める１ヶ月間を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、下記の様々な運動を全国的に実施した。

記

①　街頭検査の実施

期間中、警察庁、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、その他関係団体と協力して全国で街頭検査を実施した。平成 23 年～令和７年度の強化月間中に、全国で 4,819 回、309,387 台に対して街頭検査を行った。

②　不正な二次架装の防止

不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限の規定を有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見と架装メーカー、自動車販売会社及び自動車ユーザー等に対する指導を行った。

③　不正改造情報の収集

自動車ユーザー等からの情報提供を促進し、有効活用するため、各運輸支局等に迷惑改造車相談窓口及び不正改造車及び迷惑黒煙車に関する情報を受ける「不正改造車・迷惑黒煙車情報提供窓口」を設置し、寄せられた情報に基づいて、自動車のユーザーに対してハガキを送付するなどにより、不正改造状態の改善や自主点検等の指導を行った。

④　不正改造防止の啓発

上記の活動への自動車ユーザーの理解を深め、不正改造をなくすため、運動期間中、全国でポスターの掲示、チラシの配布及び全国の乗合バス事業者の協力により広報横断幕の掲示等を行い、本運動の啓発を行った。

参考資料

（所管）　国土交通省　物流・自動車局車両基準・国際課

関連項目	(1)単体対策の強化	実施期間	平成１７年度から継続
施策・事業名	適正な燃料の使用促進方策の強化		
関連法令・計画等名称	道路運送車両法第 41 条（道路運送車両の保安基準第８条第１項） 道路運送車両法第 54 条第１項		
概要	街頭検査等の際に使用される燃料に係る検査等を実施し、自動車に不正軽油が使用されていると判明した場合には、適正な燃料を使用するよう、文書による警告又は適正な燃料への入れ替えを命じる整備命令を発令し、不正軽油の使用の排除を行う。		

施策・事業内容

近年、排出ガス規制の強化等に対応するため、排出ガス浄化に係る自動車の構造装置が高度化しているが、排出ガス浄化装置が本来の性能を確保するためには、適正な燃料の使用の必要性が高まっている状況にある。

国土交通省では、不正軽油の使用による自動車の構造・装置への影響について実車による走行試験を行った結果、新短期規制適合車（硫黄分質量比が 0.005%（50ppm）以下の軽油の使用を前提に設計）については、少なくとも硫黄分の質量比が 0.02%（200ppm）以上の軽油を使用した場合には、燃料フィルターに目詰まりが生じることにより原動機の始動性等が劣化し、道路運送車両の保安基準第 8 条第 1 項に適合しなくなるおそれがあることが技術的に検証された。

以上を踏まえ、平成 17 年度より、使用されている軽油の硫黄分の質量比を街頭検査等において測定し、硫黄分の質量比が高い軽油を使用している自動車の使用者に対し、適正燃料の使用について口頭又は文書により強力に指導している。特に、硫黄分の質量比が 0.02%（200ppm）以上の不正軽油を使用している使用者に対しては整備命令の発令により適正な燃料の使用について改善を求めることとしている。

【燃料検査件数】

平成 17 年度実績 1,063 件
平成 18 年度実績 1,573 件（うち整備命令発令件数 2 件）
平成 19 年度実績 1,647 件（うち整備命令発令件数 1 件）
平成 20 年度実績 1,445 件
平成 21 年度実績 1,378 件
平成 22 年度実績 1,261 件（うち整備命令発令件数 1 件）
平成 23 年度実績 1,335 件
平成 24 年度実績 1,117 件（うち整備命令発令件数 1 件）
平成 25 年度実績 1,207 件
平成 26 年度実績 911 件
平成 27 年度実績 756 件
平成 28 年度実績 872 件
平成 29 年度実績 979 件（うち整備命令発令件数 2 件）
平成 30 年度実績 906 件
令和元年度実績 736 件
令和 2 年度実績 223 件
令和 3 年度実績 231 件
令和 4 年度実績 351 件
令和 5 年度実績 308 件
令和 6 年度実績 218 件
令和 7 年度実績 274 件

参考資料

（所管）　国土交通省　物流・自動車局車両基準・国際課
環境省 水・大気環境局モビリティ環境対策課

関連項目	(2)車種規制等	実施期間	平成５年度から継続
施策・事業名	自動車ＮＯｘ・ＰM法に基づく車種規制		
関連法令・計画等名称	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（「自動車ＮＯｘ・ＰM法」という。以下同じ。） 道路運送車両の保安基準第 31 条の２		
概要	窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車のうち自動車ＮＯｘ・ＰM法に基づく排出基準値を満たさないものについては、対策地域内に使用の本拠を置くことができない。		

施策・事業内容

自動車ＮＯｘ・ＰM法に基づき、トラック・バス等（ディーゼル車、ガソリン車、ＬＰＧ車）及びディーゼル乗用車に関してＮＯｘ排出基準及びＰM排出基準を定め、これらの基準に適合しないものは、新車・使用過程車の別なく対策地域内に使用の本拠の位置を置くことができないこととするもの。

ディーゼル乗用車		NOx　：0.48g/km　（昭和 53 年規制ガソリン車並） PM　：0.055g/km
バス・トラック等（ディーゼル車、ガソリン車、LPG 車）		
車両総重量区分	1.7t 以下	NOx　：0.48g/km　（昭和 63 年規制ガソリン車並） PM　：0.055g/km
	1.7t 超 2.5t 以下	NOx　：0.63g/km　（平成 6 年規制ガソリン車並） PM　：0.06g/km
	2.5t 超 3.5t 以下	NOx　：5.9g/kWh　（平成 7 年規制ガソリン車並） PM　：0.175g/ kWh
	3.5t 超	NOx　：5.9g/ kWh（平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並） PM　：0.49g/ kWh（平成 10 年、平成 11 年規制ディーゼル車並）

※使用過程車についての猶予期間に伴う使用可能期間は、平成２７年度中ですべての車種について満了。

参考資料

自動車ＮＯｘ・ＰM法について
https://www.env.go.jp/air/car/noxpm.html

（所管）　国土交通省　物流・自動車局車両基準・国際課
　　環境省　水・大気環境局モビリティ環境対策課

関連項目	(2)車種規制等	**実施期間**	平成 19 年度（平成 20 年 1 月 1 日より継続
施策・事業名	自動車ＮＯｘ・ＰＭ法適合車ステッカー制度		
関連法令・計画等名称	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（「自動車ＮＯｘ・ＰＭ法」という。以下同じ。）		
概要	自動車ＮＯｘ・ＰＭ法に適合した車両へのステッカーの貼付により、対策地域外からの流入車の適合車への転換を促進。		

施策・事業内容

（事業内容）

自動車ＮＯｘ・ＰＭ法の排出ガス基準に適合している車両を判別できるようにするためのステッカーの貼付を推進する。荷主や荷受人等において自動車ＮＯｘ・ＰＭ法適合車かどうかを容易に判別できるようにし、ステッカー貼付車両の確認と使用を推奨することにより、対策地域外からの流入車について自動車ＮＯｘ・ＰＭ法適合車への早期の転換を推進する。

（実施方法）

自家用車については環境省、運送事業者については国土交通省において交付申請を受け付け、車検証記載内容を確認の上でステッカーを交付する。平成２０年１月以降に新規登録されるディーゼル重量車については、車両製造事業者または販売事業者において販売時にステッカーを貼付けることとなっている。

なお、国土交通大臣認定低排出ガス車のステッカーは、自動車ＮＯｘ・ＰＭ法適合ステッカーと同等として扱っている。

年度	自家用交付枚数	事業用交付枚数
平成 19（20 年 1 月より）	900	19,595
平成 20	1,620	5,467
平成 21	313	3,594
平成 22	2,951	8,657
平成 23	1,094	3,781
平成 24	147	364
平成 25	40	273
平成 26	85	126
平成 27	102	151
平成 28	119	84
平成 29	83	54
平成 30	32	25
令和元	19	22
令和２年度	34	9
令和３年度	43	5
令和４年度	28	3
令和５年度	49	3
令和６年度	33	9
令和７年度	32	6
令和８年度	1（5 月末現在）	0（5 月末現在）

参考資料

自動車ＮＯｘ・ＰＭ法適合車ステッカーについて
https://www.env.go.jp/air/car/noxpm/sticker.html

（所管）　警察庁 交通局交通規制課

関連項目	(2)車種規制等	実施期間	平成 18 年度以前から継続
施策・事業名	排出基準非適合車の運行対策		
関連法令・計画等名称	道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等		
概要	対策地域内に営業所があるにもかかわらず、対策地域外に営業所があるように偽装して車庫証明の提出又は自動車の登録を行う、いわゆる「車庫飛ばし」等事件の検挙		

施策・事業内容

○実施内容

検挙事例

・　NOx・PM 法の排ガス規制を逃れるため、対策地域外に所在する営業実態のない営業所を「使用の本拠の位置」として偽り、所有するダンプについて、継続的に不正な車検を受けて車庫飛ばしをしていた建築業者等を道路運送車両法違反等で検挙【平成 25 年２・３月埼玉県警察】

・　対策地域内において、排ガス排出基準に適合しないバスを運行し、大阪府知事から命令を受けたにもかかわらず、反復継続して運行するなどしたバス事業者３社を大阪府生活環境の保全等に関する条例（車種規制適合車等の使用命令等）違反で検挙【平成 25 年５月大阪府警察】

・　NOx・PM 法の排ガス規制を逃れるため、対策地域外に事業所が所在する別会社を所有者と偽り、所有する工事作業用車両について、虚偽の自動車登録をして車庫飛ばしをしていた通信設備工事会社元役員等を電磁的公正証書原本不実記録・同供用で検挙【平成 26 年２月愛知県警察】

・　NOx・PM 法の排ガス規制を逃れるため、自身の所在地、車両使用の本拠地を対策地域外に偽り、保管場所についても対策地域外に所在する空き地として自動車保管場所証明申請書を管轄警察署に提出した上で自動車保管場所証明書の発行を受け、これを運輸支局に提出して自動車の移転登録を行い、自動車登録ファイルに不実を記録させた古紙回収業者等を、電磁的公正証書原本不実記録・同供用等で検挙【令和２年２月静岡県警察】

参考資料

（所管）　経済産業省 製造産業局 自動車課

関連項目	(3)低公害車普及促進	**実施期間**	継続実施中（令和８年６月時点）
施策・事業名	クリーンエネルギー自動車等導入促進補助金		
関連法令・計画等名称	グリーン成長戦略（2021 年 6 月策定） ＧＸ２０４０ビジョン（2025 年 2 月閣議決定） 第７次エネルギー基本計画（2025 年 2 月閣議決定）		
概要	導入段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用の一部補助を通じて需要の創出や量産効果による価格低減を促進するとともに、需要の拡大を見越した企業の生産設備投資・研究開発投資を促進する。		

施策・事業内容

○事業内容
対象車を購入する個人、法人・地方公共団体に対し、電気自動車等の導入費用を支援。車両の評価に加え、充電インフラ整備や供給の安定性の確保といった自動車メーカーの取組を総合的に評価して車両の補助額を決定。



○補助交付台数（令和６年度）
　電気自動車４５，８３８台、プラグインハイブリッド自動車３２，８１６台、燃料電池自動車４４３台
※令和８年３月３１日 交付実績を踏まえた集計

参考資料

補助事業 HP
・令和 7 年度補正予算「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」　（METI/経済産業省）
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r7h_cev.html
・一般社団法人次世代自動車振興センター
https://www.cev-pc.or.jp/

（所管）　経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部水素・アンモニア課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 25 年度から継続
施策・事業名	クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進事業		
関連法令・計画等名称	地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定） 未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定） 水素・燃料電池戦略ロードマップ（平成 31 年 3 月 12 日策定） 統合イノベーション戦略（令和元年 6 月 21 日閣議決定） 水素基本戦略（令和 5 年 6 月 6 日改定）		
概要	FCV の普及に不可欠な水素ステーションの整備を進めるため、水素ステーションの整備者に対し当該整備費用の一部を補助する。 また、FCV の普及拡大や新規事業者の水素供給ビジネスへの参入促進を図るため、水素ステーションを活用した普及啓発活動や FCV ユーザーの情報の収集・共有等、FCV の需要を喚起するための活動に必要な費用の一部を補助する。		

施策・事業内容

○実施内容
燃料電池自動車の普及を促進するため、商用の水素ステーションの整備費用等の一部を補助

○事業実施量
単年度整備済み箇所数
平成 28 年度　14 箇所
平成 29 年度　 6 箇所
平成 30 年度　 9 箇所
令和元年度　 13 箇所
令和 2 年度　 23 箇所
令和 3 年度　 16 箇所
令和 4 年度　 8 箇所
令和 5 年度　 12 箇所
令和 6 年度　 5 箇所
令和 7 年度　 2 箇所

整備済み累積箇所数
令和 7 年度末　151 箇所（他 4 箇所整備中）

○水素ステーション整備目標数
（水素・燃料電池戦略ロードマップ策定（平成 31 年 3 月 12 日））
令和 2 年度　160 箇所
令和 7 年度　320 箇所
（水素基本戦略改定（令和 5 年 6 月 6 日））
令和 12 年度　1,000 基程度

参考資料

水素基本戦略
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/shoene_shinene/suiso_seisaku/pdf/20230606_2.pdf
水素・燃料電池戦略ロードマップ策定
https://www.meti.go.jp/press/2018/03/20190312001/20190312001-1.pdf

（所管）　環境省 水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室

関連項目	(3)低公害車の普及促進	**実施期間**	平成 26 年度から継続
施策・事業名	低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業		
関連法令・計画等名称			
概要	中小トラック運送業者に対してより CO2 削減効果の高いトラックへの買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進する。		

施策・事業内容

1　対象事業

資力の乏しい中小トラック運送業者に対してより CO2 削減効果の高いトラック（2025 年度燃費基準を達成している車両）への買い替え等へと誘導し、低炭素化を推進し、かつ、より低炭素なトラックの開発を促進する事業。

2　補助額

1台あたり　大型 50 万円、中型 28 万円、小型 10 万円（経年車の廃車無）
大型 75 万円、中型 42 万円、小型 15 万円（経年車の廃車有）

3　実績

平成 26 年度	3,106 台（1,693 事業者）
平成 27 年度	3,548 台（1,775 事業者）
平成 28 年度	3,701 台（5,987 事業者）
平成 29 年度	5,987 台（3,588 事業者）
平成 30 年度	6,082 台（4,559 事業者）
令和元年度	6,075 台（4,780 事業者）
令和２年度	7,684 台（4,619 事業者）
令和３年度	7,424 台（2,457 事業者）
令和４年度	7,719 台（1,791 事業者）
令和５年度	7,532 台（1,752 事業者）
令和６年度	6,840 台（1,664 事業者）
令和７年度	6,148 台（1,573 事業者）

参考資料

（所管）　環境省 水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室

関連項目	(3)低公害車の普及促進	**実施期間**	令和元年度から継続
施策・事業名	ハイブリッド及び天然ガストラック・バス導入支援事業		
関連法令・計画等名称			
概要	現状で高コストのハイブリッドトラック・バスや、将来カーボンニュートラル化の期待される天然ガス自動車への補助を行い、普及初期の導入加速を支援する。		

施策・事業内容

1　対象事業

一定の燃費性能を満たすハイブリッド自動車（HV）トラック・バス、及び将来カーボンニュートラルな燃料への代替が期待される天然ガス自動車（NGV）トラック・バスの購入に対して支援を行う事業。

2　補助額

標準的燃費水準車両との差額の 1/2（HV・NGV）

3　実績

令和元年度　251 台（HV76 台、EV175 台）（31 事業者）
令和２年度　254 台（HV121 台、EV133 台）（50 事業者）
令和３年度　176 台（HV131 台、EV45 台）（46 事業者）
令和４年度　117 台（HV1 台、NGV1 台、EV115 台）（17 事業者）
令和５年度　235 台（HV222 台、NGV8 台、EV5 台）（34 事業者）
令和６年度　196 台（HV196 台）（41 事業者）
令和７年度　223 台（HV221 台、NGV2 台）（16 事業者）

参考資料

（所管）　環境省 水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室

関連項目	(3)低公害車の普及促進	**実施期間**	平成 30 年度から令和５年度まで
施策・事業名	水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業		
関連法令・計画等名称			
概要	水素社会実現に向け、燃料電池バス・燃料電池フォークリフトの導入を支援する。		

施策・事業内容

1　対象事業
水素社会実現に向けた燃料電池バス・燃料電池フォークリフトの導入支援事業。

2　補助額
燃料電池バス･･･補助率：1/2（ただし、導入実績がある場合：1/3)、
燃料電池フォークリフト･･･補助率：エンジン車両との差額の 1/2
（ただし、導入実績がある場合:エンジン車両との差額の 1/3)

3　実績
平成３０年度　フォークリフト 76 台、バス 28 台（14 事業者）
令和元年度　フォークリフト 79 台、バス 45 台（17 事業者）
令和２年度　フォークリフト 78 台、バス 25 台（13 事業者）
令和３年度　フォークリフト 71 台、バス 9 台（11 事業者）
令和４年度　フォークリフト 18 台、バス 14 台、
マルチ（電源車・中継車・オフィスカー）各１台（14 事業者）
令和５年度　フォークリフト 11 台、バス 20 台、マルチ（小型バス）１台（16 事業者）

参考資料

（所管）　環境省 水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室

関連項目	(3)低公害車の普及促進	**実施期間**	令和 6 年度から継続
施策・事業名	産業車両等の脱炭素化促進事業（一部国土交通省連携事業）		
関連法令・計画等名称			
概要	フォークリフトの燃料電池化を集中的に支援することにより、フォークリフトの脱炭素化を進めるとともに、水素需要を拡大し、水素社会の実現に貢献する。また、導入支援を継続することで、車両の価格低減を図り、価格競争力を高める。		

施策・事業内容

1　対象事業
フォークリフトの燃料電池化促進事業

2　補助額
燃料電池フォークリフト･･･補助率：エンジン車両との差額の 1/2
（ただし、導入実績がある場合:エンジン車両との差額の 1/3)

3　実績
令和 6 年度　フォークリフト 19 台（6 事業者）
令和 7 年度　フォークリフト 13 台（13 事業者）

参考資料

（所管）　環境省 水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室

関連項目	(3)低公害車の普及促進	**実施期間**	令和 2 年度から令和 5 年度まで継続
施策・事業名	バッテリー交換式 EV とバッテリーステーション活用による地域貢献型脱炭素物流等構築事業		
関連法令・計画等名称			
概要	荷物宅配やフードデリバリー等のラストワンマイル配送等において、バッテリー交換式 EV を導入し、再エネを活用しながら物流・配送拠点等をバッテリーステーション化し、地域の脱炭素化と防災性向上に資する新たな物流モデルの構築を支援。		

施策・事業内容

1　対象事業
　新型コロナウイルスの影響により需要増大が見込まれる宅配分野における脱炭素化を加速させる。

2　補助率
　1／2

3　実績
　令和２年度　2,006 台（2 事業者）
　令和３年度　　745 台（7 事業者）
　令和４年度　　44 台（5 事業者）
　令和５年度　　650 台（1 事業者）

参考資料

（所管）　環境省 水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室

関連項目	(3)低公害車の普及促進	実施期間	令和５年度から継続
施策・事業名	商用車等の電動化促進事業		
関連法令・計画等名称			
概要	本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）や建機の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。。		

施策・事業内容

1　対象事業

商用車（トラック・タクシー・バス）及び建機の電動化（BEV、PHEV、FCV 等※）のために、車両、建機及び充電設備の導入に対して補助を行う。

省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、脱炭素に意欲的に取り組む事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。また、GX 建機の普及状況を踏まえ、今後、公共工事で GX 建機の使用を段階的に推進していくことに伴い、GX 建機を導入する事業者等に対して、機械及び充電設備の導入費の一部を補助する。。

2　補助率

補助額は標準車両（ディーゼル車両等）との差額、安全・安心のための取組状況等を考慮して、車種ごとに定額　等

3　実績

令和５年度　　２，７９０台
令和６年度（令和５年度補正）　４，４９３台
令和７年度（令和６年度補正）　３，９６２台

参考資料

（所管）　経済産業省　製造産業局自動車課
国土交通省　物流・自動車局技術・環境政策課
環境省　水･大気環境局モビリティ環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	**実施期間**	平成 13 年度以降継続
施策・事業名	自動車税・軽自動車税のグリーン化		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定、令和 4 年 11 月 28 日最新の変更） ○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） ○2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和 2 年 12 月 25 日策定） ○地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）		
概要	環境性能の優れた自動車に対して自動車税・軽自動車税を軽減するとともに、一定年数を経過した自動車・軽自動車に対して重課する。		

施策・事業内容

○実施内容

適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置を適用

（1） 令和 3 年度～令和 7 年度の制度概要（適用期間：令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

○自動車税

乗用車

（軽課）

対象･要件等		特例措置の内容
乗用車※1	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車	概ね75%軽減

※1（適用期間：令和３年４月１日～令和７年３月 31 日）

営業用乗用車のうち、ガソリン・LPG・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）の場合、平成 17 年排出ガス規制 75%低減車両又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減車両（クリーンディーゼル車は平成 21 年排出ガス規制適合車両又は平成 30 年排ガス適合車両）について、令和２年度基準達成かつ令和 12 年度基準 90%達成車両は概ね 75%軽減、令和２年度基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成車両は概ね 50%軽減。

（適用期間：令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）

営業用乗用車のうち、ガソリン・LPG・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む））の場合、平成 17 年排出ガス規制 75%低減車両又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減車両（クリーンディーゼル車は平成 21 年排出ガス規制適合車両又は平成 30 年排ガス適合車両）について、令和２年度基準達成かつ令和 12 年度基準 90%達成車両は概ね 75%軽減。

（重課）

･新車新規登録等から一定期間経過した自動車(※2)　：　概ね 15%重課

・ガソリン車、ＬＰＧ車　：　１３年超

・ディーゼル車　：　１１年超

※2　電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車については、重課の適用外

○軽自動車税

乗用車（軽自動車）

（軽課）

対象・要件等		特例措置の内容
乗用車※1	・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）	概ね75%軽減

※1（適用期間：令和３年４月１日～令和７年３月 31 日）
営業用乗用車のうち、ガソリン（ハイブリッド車を含む）の場合、平成 17 年排出ガス規制 75%低減車両又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減車両について、令和２年度基準達成かつ令和 12 年度基準 90%達成車両は概ね 50%軽減、令和２年度基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成車両は概ね 25%軽減。

（適用期間：令和７年４月１日～令和８年３月 31 日）
営業用乗用車のうち、ガソリン（ハイブリッド車を含む）の場合、平成 17 年排出ガス規制 75%低減車両又は平成 30 年排出ガス規制 50%低減車両について、令和２年度基準達成かつ令和 12 年度基準 90%達成車両は概ね 50%軽減。

（重課）
初めて車両番号の指定を受けてから 13 年を経過した三輪以上の軽自動車（※2）： 概ね 20%重課
※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車を除く

（２）平成 29～令和 2 年度の制度概要（適用期間：平成 29 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）
○自動車税
乗用車
（軽課）

<table>
<tr><th colspan="4">対象・要件等</th><th>特例措置の内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">乗用車（※1）</td><td colspan="3">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）
・プラグインハイブリッド自動車
・クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合）</td><td>概ね75%軽減</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ガソリン車・LPG車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>排出ガス性能</td><td>燃費性能</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成17年排出ガス規制75%低減
又は
平成30年排出ガス規制50%低減</td><td>令和2年度燃費基準+30%達成</td><td>概ね75%軽減</td></tr>
<tr><td>令和2年度燃費基準+10%達成</td><td>概ね50%軽減</td></tr>
</table>

※1 自家用乗用車については、2021年度及び2022年度は適用対象を電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル乗用車に限定。
注 令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

（重課）
・新車新規登録等から一定期間経過した自動車(※2)　：　概ね 15%重課（※3）
・ガソリン車、ＬＰＧ車 ： １３年超
・ディーゼル車　　： １１年超

※2　電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車については、重課の適用外

○軽自動車税
乗用車（軽自動車）
（軽課）

<table>
<tr><th colspan="4">対象・要件等</th><th>特例措置の内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">乗用車（※1）</td><td colspan="3">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）</td><td>概ね75%軽減</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>排出ガス性能</td><td>燃費性能</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成17年排出ガス規制75%低減
又は
平成30年排出ガス規制50%低減</td><td>令和2年度燃費基準+30%達成</td><td>概ね50%軽減</td></tr>
<tr><td>令和2年度燃費基準+10%達成</td><td>概ね25%軽減</td></tr>
</table>

※1 自家用軽乗用車については、2021年度及び2022年度は適用対象を電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車に限定。
注　令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

（重課）
初めて車両番号の指定を受けてから 13 年を経過した三輪以上の軽自動車（※2）： 概ね 20%重課
※2 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車を除く

（３）平成 28 年度の制度概要（適用期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）
○自動車税
乗用車
（軽課）

<table>
<tr><th colspan="4">対象・要件等</th><th>特例措置の内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">乗用車等
（乗用車、車両総重量3.5t以下のバス・トラック）</td><td colspan="3">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減）
・プラグインハイブリッド自動車
・クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合の乗用車）</td><td>概ね75%軽減</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>排ガス性能</td><td>燃費性能</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成17年排ガス規制75%低減
（☆☆☆☆）</td><td>平成32年度燃費基準+10%達成</td><td>概ね75%軽減</td></tr>
<tr><td>平成27年度燃費基準+20%達成</td><td>概ね50%軽減</td></tr>
</table>

（重課）

・新車新規登録等から一定期間経過した自動車(※1)　：　概ね 15%重課
・ガソリン車、ＬＰＧ車　：　１３年超
・ディーゼル車　　：　１１年超
※1　電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車については、重課の適用外

○軽自動車税
乗用車（軽自動車）
（軽課）

<table>
<tr><th colspan="4">対象・要件等</th><th>特例措置の内容</th></tr>
<tr><td rowspan="4">乗用車</td><td colspan="3">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減）</td><td>概ね75%軽減</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>排ガス性能</td><td>燃費性能</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">平成17年排ガス規制75%低減
（☆☆☆☆）</td><td>平成32年度燃費基準+20%達成</td><td>概ね50%軽減</td></tr>
<tr><td>平成32年度燃費基準達成</td><td>概ね25%軽減</td></tr>
</table>

（重課）
初めて車両番号の指定を受けてから 13 年を経過した三輪以上の軽自動車　：　概ね 20%重課
（平成 28 年度分以後）
※電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車を除く

○施策・事業効果
○自動車税
（税額）
平成 28 年度　軽課 518 億円　重課 408 億円
平成 29 年度　軽課 469 億円　重課 428 億円
平成 30 年度　軽課 326 億円　重課 444 億円
令和元年度　　軽課 334 億円　重課 450 億円
令和 2 年度　軽課 296 億円　重課 437 億円令和 3 年度　軽課 254 億円　重課 440 億円
令和 4 年度　軽課 10 億円　重課 435 億円
令和 5 年度　軽課 15 億円　重課 440 億円
令和 6 年度　軽課 18 億円　重課 440 億円

○軽自動車税
（税額）
平成 28 年度　軽課 51 億円　重課 235 億円
平成 29 年度　軽課 45 億円　重課 269 億円
平成 30 年度　軽課 34 億円　重課 283 億円
令和元年度　　軽課 34 億円　重課 296 億円
令和 2 年度　軽課 32 億円　重課 310 億円
令和 3 年度　軽課 26 億円　重課 322 億円

令和 4 年度　軽課 0 億円　重課 335 億円 令和 5 年度　軽課 3 億円　重課 348 億円 令和 6 年度　軽課 3 億円　重課 354 億円
参考資料
○実施内容 ・総務省：平成 28～令和 7 年度税制改正大綱 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html ○施策・事業効果 ・総務省：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書 https://www.soumu.go.jp/main_content/001056703.pdf

（所管）　経済産業省　製造産業局自動車課
国土交通省　物流・自動車局技術・環境政策課
環境省　水・大気環境局モビリティ環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	**実施期間**	自動車重量税：平成 21 年度以降継続 自動車取得税：平成 21 年度～令和元年 9 月
施策・事業名	自動車重量税・自動車取得税の時限的な税率軽減措置		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定、令和 4 年 11 月 28 日最新の変更） ○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） ○2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和 2 年 12 月 25 日策定） ○地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）		
概要	環境性能の優れた自動車に対して自動車重量税・自動車取得税を免税・軽減等する。		

施策・事業内容

○実施内容

減税対象車について、適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、特例措置を適用

（1）令和 7 年度の制度概要

○自動車重量税（適用期間：令和 7 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日）

乗用車

対象・要件等		税目		特例措置の内容				
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		重量税	新車新規検査	免税※1				
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能			令和12年度燃費基準※2				
				75%	80%	90%	達成	125%
ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制50%低減※7	重量税	新車新規検査	軽減なし・本則税率※9	25%軽減	50%軽減	免税	免税※4
クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）	平成30年排出ガス規制適合※8							

※1 新車新規登録時に免税を受けた電気自動車等については、初回継続検査時等も免税。
（車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。）
※2 乗用車のうち、ガソリン車・LPG車・クリーンディーゼル車の減免対象は、令和2年度燃費基準達成車両に限る。
※3 新車新規登録時に免税を受けた令和12年度燃費基準120%達成車両については、初回継続検査時等も免税。
（車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。）
※4 初回継続検査時等も免税。（車検証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。）
※5 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車両についても、
令和2年度燃費基準達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る。）又は
平成22年度燃費基準150%達成車両（WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。）は本則税率を適用。
※6 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制適合車両についても、令和2年度燃費基準達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る。）は本則税率を適用。
※7 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成17年排出ガス規制75%低減車両についても、
令和2年度燃費基準109%達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る。）又は
平成22年度燃費基準162%達成車両（WLTC燃費値及びJC08燃費値を持たないものに限る。）は本則税率を適用。
※8 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合、平成21年排出ガス規制適合車両についても、令和2年度燃費基準109%達成車両（WLTC燃費値を持たないものに限る。）は本則税率を適用。
※9 継続検査、中古車の新規登録等を行う場合についても本則税率を適用。

注釈は（1）から（3）まで共通。

（2）令和 6 年度の制度概要

○自動車重量税（適用期間：令和 6 年 1 月 1 日～令和 7 年 4 月 30 日）

乗用車

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th colspan="2">税目</th><th colspan="4">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合）
・プラグインハイブリッド自動車</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td colspan="4">免税※1</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">燃費性能
排出ガス性能</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="4">令和12年度燃費基準※2</td></tr>
<tr><td>70%</td><td>80%</td><td>90%</td><td>120%</td></tr>
<tr><td>ガソリン車・LPG車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成30年排出ガス規制50%低減※5</td><td rowspan="2">重量税</td><td rowspan="2">新車新規検査</td><td>25%軽減</td><td>50%軽減</td><td>免税</td><td>免税※4</td></tr>
<tr><td>クリーンディーゼル車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成30年排出ガス規制適合※6</td><td>25%軽減</td><td>50%軽減</td><td>免税</td><td>免税※4</td></tr>
</table>

（３）令和３、４、５年度の制度概要

○自動車重量税（適用期間：令和３年５月１日～令和５年12月31日

乗用車

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th colspan="2">税目</th><th colspan="4">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合）
・プラグインハイブリッド自動車</td><td rowspan="2">重量税</td><td rowspan="2">新車新規検査</td><td colspan="4">免税※1</td></tr>
<tr><td colspan="2">・クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）</td><td colspan="4">免税※2、※3</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">燃費性能
排出ガス性能</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="4">令和12年度燃費基準※2</td></tr>
<tr><td>60%</td><td>75%</td><td>90%</td><td>120%</td></tr>
<tr><td>ガソリン車・LPG車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成30年排出ガス規制50%低減※5</td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td>25%軽減</td><td>50%軽減</td><td>免税</td><td>免税※4</td></tr>
</table>

注　令和４年５月１日以降に新車新規登録されたクリーンディーゼル車については、令和２年度燃費基準達成の車両に限り免税。

（４）令和元、２年度の制度概要

○自動車重量税（適用期間：令和元年５月１日～令和３年４月30日）

○自動車取得税（適用期間：平成31年４月１日～令和元年９月30日）

乗用車

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th colspan="2">税目</th><th colspan="6">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車
（平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）
・プラグインハイブリッド自動車
・クリーンディーゼル乗用車
（平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合の乗用車）</td><td colspan="2">取得税</td><td colspan="6">非課税</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td colspan="6">免税※1</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">燃費性能
排出ガス性能</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="6">令和2年度燃費基準</td></tr>
<tr><td>達成</td><td>+10%</td><td>+20%</td><td>+30%</td><td>+40%～</td><td>+90%～</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン車・LPG車
（ハイブリッド車を含む）</td><td rowspan="2">平成17年排出ガス規制75%低減
又は
平成30年排出ガス規制50%低減</td><td colspan="2">取得税</td><td>20%軽減</td><td>25%軽減</td><td colspan="2">50%軽減</td><td colspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td>重量税</td><td>新車新規検査</td><td colspan="2">25%軽減</td><td colspan="2">50%軽減</td><td colspan="2">免税※2</td></tr>
</table>

注　令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

※１　新車新規登録時免税を受けた車両については、初回継続検査時等も免税。（車検証の有効期間が満了する日から起算して１５日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。）

※２　新車新規登録時免税を受けた令和２年度燃費基準＋90%以上を達成している車両については、初回継続検査時等も免税。（車検証の有効期間が満了する日から起算して１５日を経過する日までに車検証の交付等を受けた場合に限り適用。）

（５）平成 30 年度の制度概要
○自動車重量税（適用期間：平成 30 年 5 月 1 日～平成 31 年 4 月 30 日）
○自動車取得税（適用期間：平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）
乗用車

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th colspan="2">税目</th><th colspan="10">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車
（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合）
・プラグインハイブリッド自動車
・クリーンディーゼル乗用車
（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合の乗用車）</td><td colspan="2">取得税</td><td colspan="10">非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="2">重量税</td><td>新車新規検査</td><td colspan="10">免税</td></tr>
<tr><td>初回継続検査</td><td colspan="10">免税（*2）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃費性能
排ガス性能</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">平成27年度燃費基準</td><td colspan="7">平成32年度燃費基準</td></tr>
<tr><td>達成</td><td>+5%</td><td>+10%</td><td>達成</td><td>+10%</td><td>+20%</td><td>+30%</td><td>+40%</td><td>+50%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ガソリン車・LPG車
（ハイブリッド車を含む）</td><td rowspan="3">平成17年排ガス規制75%低減
又は
平成30年排ガス規制50%低減</td><td colspan="2">取得税</td><td colspan="3"></td><td>20%軽減</td><td>40%軽減</td><td>60%軽減</td><td>80%軽減</td><td colspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="2">重量税</td><td>新車新規検査</td><td colspan="2"></td><td>本則税率
（*1）</td><td>25%軽減</td><td>50%軽減</td><td colspan="3">75%軽減</td><td colspan="2">免税</td></tr>
<tr><td>初回継続検査</td><td colspan="8"></td><td>免税
（*2）</td></tr>
</table>

（*1） ハイブリッド自動車及び軽自動車を除く自動車が新車新規検査を受検する時に限り、当分の間税率でなく本則税率が適用となる。
（*2） 初回継続検査時に受けられる減免措置については、車検証の有効期間が満了する日から起算して１５日を経過する日までに 車検証の交付等を受けた場合に限り適用される。

（６）平成 29 年度の制度概要
○自動車重量税（適用期間：平成 29 年 5 月 1 日～平成 30 年 4 月 30 日）
○自動車取得税（適用期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）
乗用車

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th colspan="2">税目</th><th colspan="9">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車
（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合）
・プラグインハイブリッド自動車
・クリーンディーゼル乗用車
（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合）</td><td colspan="2">取得税</td><td colspan="9">非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="2">重量税</td><td>新車新規検査</td><td colspan="9">免税</td></tr>
<tr><td>初回継続検査</td><td colspan="9">免税（*2）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃費性能
排ガス性能</td><td colspan="2" rowspan="2"></td><td colspan="3">平成27年度燃費基準</td><td colspan="6">平成32年度燃費基準</td></tr>
<tr><td>達成</td><td>+5%</td><td>+10%</td><td>達成</td><td>+10%</td><td>+20%</td><td>+30%</td><td>+40%</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ガソリン車・LPG車
（ハイブリッド車を含む）</td><td rowspan="3">平成17年排ガス規制75%低減
又は
平成30年排ガス規制50%低減</td><td colspan="2">取得税</td><td colspan="3"></td><td>20%軽減</td><td>40%軽減</td><td>60%軽減</td><td colspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td rowspan="2">重量税</td><td>新車新規検査</td><td></td><td>本則税率
（*1）</td><td>25%軽減</td><td>50%軽減</td><td>75%軽減</td><td colspan="2">免税</td></tr>
<tr><td>初回継続検査</td><td colspan="7"></td><td>免税
（*2）</td></tr>
</table>

1 ページ

（*1） ハイブリッド自動車及び軽自動車を除く自動車が新車新規検査を受検する時に限り、当分の間税率でなく本則税率が適用となる。
（*2） 初回継続検査時に受けられる減免措置については、車検証の有効期間が満了する日から起算して１５日を経過する日までに 車検証の交付等を受けた場合に限り適用される。

（７）平成 28 年度の制度概要

○自動車重量税（適用期間：平成 28 年 5 月 1 日～平成 29 年 4 月 30 日）

○自動車取得税（適用期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）

乗用車

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th>税目</th><th colspan="6">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車
（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減）
・プラグインハイブリッド自動車
・クリーンディーゼル乗用車
（平成21年排ガス規制適合の乗用車）</td><td>取得税</td><td colspan="6">非課税</td></tr>
<tr><td>重量税</td><td colspan="6">免税*1</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">燃費性能
排ガス性能</td><td rowspan="2"></td><td colspan="3">平成27年度燃費基準</td><td colspan="3">平成32年度燃費基準</td></tr>
<tr><td>達成</td><td>+5%超過</td><td>+10%超過</td><td>達成</td><td>+10%超過</td><td>+20%超過</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td rowspan="2">平成17年排ガス規制
75%低減（☆☆☆☆）</td><td>取得税</td><td></td><td>20%軽減</td><td>40%軽減</td><td>60%軽減</td><td>80%軽減</td><td>非課税</td></tr>
<tr><td>重量税</td><td>本則税率
*2</td><td colspan="2">25%軽減</td><td>50%軽減</td><td>75%軽減</td><td>免税*1</td></tr>
</table>

トップページ

*1 重量税について、「免税」が適用された後の初回継続検査等（2 回目車検）についても「免税」が適用

*2 重量税について、平成 27 年度税制改正により減税対象外となるもののうち、平成 27 年度燃費基準達成車においては、適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、本則税率が適用（1 回限り）

○施策・事業効果

（税額）

平成 28 年度	自動車重量税	730 億円	自動車取得税	1,747 億円
平成 29 年度	自動車重量税	720 億円	自動車取得税	1,432 億円
平成 30 年度	自動車重量税	660 億円	自動車取得税	1,438 億円
令和元年度	自動車重量税	620 億円	自動車取得税	703 億円
令和 2 年度	自動車重量税	600 億円		
令和 3 年度	自動車重量税	510 億円		
令和 4 年度	自動車重量税	400 億円		
令和 5 年度	自動車重量税	380 億円		
令和 6 年度	自動車重量税	500 億円		

参考資料

○実施内容

・財務省：平成 28～令和 7 年度税制改正大綱
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html

・総務省：平成 28～令和 7 年度税制改正大綱
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html

○施策・事業効果

・財務省：税制改正要望（経済産業省）
https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2026/request/meti/08y_meti_k_19.pdf

・総務省：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書
https://www.soumu.go.jp/main_content/001056703.pdf

（所管）　経済産業省　製造産業局自動車課
国土交通省　物流・自動車局技術・環境政策課
環境省　水・大気環境局モビリティ環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	令和元年 10 月～令和 8 年 3 月
施策・事業名	自動車税・軽自動車税の環境性能割		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定、令和 4 年 11 月 28 日最新の変更） ○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） ○2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和 2 年 12 月 25 日策定）		
概要	自動車の取得時に、自動車の環境性能に応じて自動車税・軽自動車税を課税する。		

施策・事業内容

○実施内容

適用期間中に車両を取得した場合に、車両の取得価格に対して環境性能に応じた税率を課税

（1）令和 7 年度の制度概要（適用期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

○自動車税

乗用車（登録車）

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容					
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車		自家用及び営業用	非課税					
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能		令和12年度燃費基準※2※3					
			70%	75%	80%	85%	90%	95%
ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減又は平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	3%	2%		1%		非課税
クリーンディーゼル車（ハイブリッド車を含む）	平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合	営業用	1%		0.5%		非課税	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

※1　クリーンディーゼル車については、令和2年度燃費基準達成の車両であって、令和12年度燃費基準60%以上達成車に限り、上記の要件を適用。

※2　軽減対象は、令和2年度燃費基準達成車両に限る。

【令和2年度燃費基準への読み替え】

令和2年度燃費基準	達成
↑	
平成22年度燃費基準	150%

※3【令和12年度燃費基準への読み替え】

令和12年度燃費基準	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%
↑									
平成22年度燃費基準	119%	130%	141%	151%	162%	173%	184%	194%	205%

令和12年度燃費基準	55%	60%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%
↑									
令和2年度燃費基準	80%	87%	94%	102%	109%	116%	123%	130%	138%

注釈は（1）から（3）まで共通。

○軽自動車税

乗用車（軽自動車）

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th>自家用・営業用別</th><th colspan="4">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）</td><td>自家用
及び
営業用</td><td colspan="4">非課税</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃費性能
排出ガス性能</td><td rowspan="2"></td><td colspan="4">令和12年度燃費基準※2※3</td></tr>
<tr><td>70%</td><td>75%</td><td colspan="2">80%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td rowspan="2">平成17年排出ガス規制75%低減
又は
平成30年排出ガス規制50%低減</td><td>自家用</td><td>2%</td><td>1%</td><td colspan="2" rowspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>1%</td><td>0.5%</td></tr>
</table>

・上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

（２）令和６年度の制度概要（適用期間：令和６年１月１日～令和７年３月 31 日）

○自動車税

乗用車（登録車）

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th>自家用・営業用別</th><th colspan="4">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）
・プラグインハイブリッド自動車</td><td>自家用
及び
営業用</td><td colspan="4">非課税</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃費性能
排出ガス性能</td><td rowspan="2"></td><td colspan="4">令和12年度燃費基準※2※3</td></tr>
<tr><td>60%</td><td>70%</td><td>80%</td><td>85%</td></tr>
<tr><td>ガソリン車・LPG車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成17年排出ガス規制75%低減
又は
平成30年排出ガス規制50%低減</td><td>自家用</td><td>3%</td><td>2%</td><td>1%</td><td>非課税</td></tr>
<tr><td>クリーンディーゼル車
（ハイブリッド車を含む）</td><td>平成21年排出ガス規制適合
又は
平成30年排出ガス規制適合</td><td>営業用</td><td>1%</td><td>0.5%</td><td colspan="2">非課税</td></tr>
</table>

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

○軽自動車税

乗用車（軽自動車）

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th>自家用・営業用別</th><th colspan="3">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）</td><td>自家用
及び
営業用</td><td colspan="3">非課税</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃費性能
排出ガス性能</td><td rowspan="2"></td><td colspan="3">令和12年度燃費基準※2※3</td></tr>
<tr><td>60%</td><td>70%</td><td>80%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン車
（ハイブリッド車を含む）</td><td rowspan="2">平成17年排出ガス規制75%低減
又は
平成30年排出ガス規制50%低減</td><td>自家用</td><td>2%</td><td>1%</td><td rowspan="2">非課税</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>1%</td><td>0.5%</td></tr>
</table>

・上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

（３）令和３、４、５年度の制度概要（適用期間：令和３年４月１日～令和５年 12 月 31 日）

○自動車税

乗用車（登録車）

<table>
<tr><th colspan="2">対象・要件等</th><th>自家用・営業用別</th><th colspan="4">特例措置の内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">・電気自動車
・燃料電池自動車
・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）
・クリーンディーゼル車（平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合）※1
・プラグインハイブリッド自動車</td><td>自家用
及び
営業用</td><td colspan="4">非課税</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">燃費性能
排出ガス性能</td><td rowspan="2"></td><td colspan="4">令和12年度燃費基準※2※3</td></tr>
<tr><td>60%</td><td>65%</td><td>75%</td><td>85%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ガソリン車・LPG車
（ハイブリッド車を含む）</td><td rowspan="2">平成17年排出ガス規制75%低減
又は
平成30年排出ガス規制50%低減</td><td>自家用</td><td colspan="2">2%</td><td>1%</td><td>非課税</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>1%</td><td>0.5%</td><td colspan="2">非課税</td></tr>
</table>

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。

注　令和４年４月１日以降に取得したクリーンディーゼル車については、令和２年度燃費基準達成の車両であって、令和 12 年度燃費基準 60%以上達成車に限り、上記の要件を適用。

○軽自動車

乗用車（軽自動車）

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容		
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制NOx10%低減又は平成30年排出ガス規制適合）		自家用 及び 営業用	非課税		
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能		令和12年度燃費基準※3		
			55%	60%	75%
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%	1%※2	非課税※2
		営業用	1%	0.5%※2	
				1%	

・上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

（４）令和元、２年度の制度概要（適用期間：令和元年 10 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

○自動車税

乗用車（登録車）

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容						
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 （平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合） ・プラグインハイブリッド自動車 ・クリーンディーゼル乗用車 （平成21年排出ガス規制適合又は平成30年排出ガス規制適合の乗用車）		自家用 及び 営業用	非課税						
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能		平成27年度燃費基準				令和2年度燃費基準		
			未達成	達成	+5%	+10%～	達成	+10%	+20%～
ガソリン車・LPG車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	3%				2%	1%	非課税
		営業用	2%			1%	0.5%	非課税	

・上記の要件に該当しない車両については、自家用は3%、営業用は2%の税率が適用。
注　令和2年度燃費基準については、平成32年度燃費基準と同様の扱いとする。

○軽自動車税

乗用車（軽自動車）

対象・要件等		自家用・営業用別	特例措置の内容						
・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・天然ガス自動車 （平成21年排出ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排出ガス規制適合）		自家用 及び 営業用	非課税						
	燃費性能 ＼ 排出ガス性能		平成27年度燃費基準				令和2年度燃費基準		
			未達成	達成	+5%	+10%～	達成	+10%	+20%～
ガソリン車 （ハイブリッド車を含む）	平成17年排出ガス規制75%低減 又は 平成30年排出ガス規制50%低減	自家用	2%				1%	非課税	
		営業用	2%			1%	0.5%	非課税	

・上記の要件に該当しない車両については、2%の税率が適用。

※令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日までの間に取得した自家用乗用車（軽自動車を含む）については、税率を 1%分軽減

○施策・事業効果

（税額）

令和元年度　自動車税 458 億円　軽自動車税 31 億円
令和 2 年度　自動車税 932 億円　軽自動車税 104 億円
令和 3 年度　自動車税 942 億円　軽自動車税 116 億円
令和 4 年度　自動車税 1,267 億円　軽自動車税 184 億円
令和 5 年度　自動車税 1,423 億円　軽自動車税 177 億円

参考資料
○実施内容 ・総務省：平成 28～令和 7 年度税制改正大綱 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html ○施策・事業効果 ・総務省：地方財政統計年報 https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/toukei.html

（所管）　経済産業省　製造産業局自動車課
経済産業省　資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部水素・アンモニア課
国土交通省　物流・自動車局技術・環境政策課
環境省　水･大気環境局モビリティ環境対策課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成 9 年度以降継続
施策・事業名	低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置		
関連法令・計画等名称	○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成 23 年 3 月 25 日閣議決定、令和 4 年 11 月 28 日最新の変更） ○エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定） ○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定） ○2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和 2 年 12 月 25 日策定） ○水素・燃料電池戦略ロードマップ（平成 28 年 3 月 22 日改訂） ○国土強靭化アクションプラン 2018（平成 30 年 6 月 5 日国土強靭化推進本部決定） ○水素基本戦略（令和 5 年 6 月 6 日改定）		
概要	水素充てん設備で、新たに取得されたものに対する固定資産税の課税標準額を、最初の 3 年度分を軽減する。		

施策・事業内容

○実施内容

（１）　令和 7 、 8 年度の制度概要
（対象（政府の補助を受けて取得した設備に限る））
水素充てん設備（5 億円以上）：課税標準を 1/2 に軽減
水素充てん設備（3 億円以上 5 億円未満）：課税標準を 5/6 に軽減

（２）　令和 5 、 6 年度の制度概要
（対象（政府の補助を受けて取得した設備に限る））
水素充てん設備（5 億円以上）：課税標準を 1/2 に軽減
水素充てん設備（1 億 5,000 万円以上 5 億円未満）：課税標準を 5/6 に軽減

（３）　令和 3 、 4 年度の制度概要
（対象（政府の補助を受けて取得した設備に限る））
水素充てん設備（1 億 5,000 万円以上）：課税標準を 3/4 に軽減

（４）　令和元、2 年度の制度概要
（対象（政府の補助を受けて取得した設備に限る））
水素充てん設備（1 億 5,000 万円以上）：課税標準を 3/4 に軽減

（５）　平成 29、30 年度の制度概要
（対象（政府の補助を受けて取得した設備に限る））
水素充てん設備（1 億 5,000 万円以上）：課税標準を 2/3 に軽減
天然ガス充てん設備（4,000 万円以上）：課税標準を 2/3 に軽減

（６）　平成 28 年度の制度概要
（対象）
水素充てん設備（1 億 5,000 万円以上）：課税標準を 2/3 に軽減
天然ガス充てん設備（4,000 万円以上）：課税標準を 2/3 に軽減

※（）内は対象となる設備の取得価格要件

○施策・事業効果

（課税標準）
平成 28 年度　 11 億円

平成 29 年度　62 億円 平成 30 年度　59 億円 令和元年度　39 億円 令和２年度　16 億円 令和３年度　31 億円 令和４年度　40 億円 令和５年度　31 億円 令和６年度　20 億円
参考資料
○実施内容 ・総務省：平成 28～令和 7 年度税制改正大綱 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/ichiran04.html ○施策・事業効果 ・総務省：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 221 回国会提出) https://www.soumu.go.jp/main_content/001056703.pdf

（所管）　環境省 水・大気環境局モビリティ環境対策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	**実施期間**	平成 23 年度から令和３年度まで継続
施策・事業名	エコライフ・フェアの開催 (平成 29 年度まではカーライフ・フェスタで実施。平成 30 年度からエコライフ・フェアで実施。)		
関連法令・計画等名称	日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）		
概要	大気汚染対策や地球温暖化対策に有効である次世代自動車の利用を拡大するとともに、今後の有効な施策を検討するためには、一般の自動車ユーザーが次世代自動車を利用・購入する際の課題を的確に把握する必要がある。このため、毎年開催される「エコライフ・フェア」でエコカー展示・試乗コーナーを設けて普及啓発を行うとともに、来場者の意識調査等を実施している。なお、令和 2 年はコロナ禍のためオンラインによる開催を行い、普及啓発のみを実施。		

施策・事業内容

令和３年度「エコライフ・フェア on line 2021」　2021 年６月 10 日～７月 31 日
　主催：環境省
　　来場者数　公式 WEB サイト合計閲覧数　102,001PV
　　【内容】オリジナル動画コンテンツ、エコ・ライフフェアクイズ、SNS 画像投稿キャンペーン

令和２年度「エコライフ・フェア on line 2020」12 月 19～１月 17 日開催
　主催：環境省　共催：渋谷区、新宿区
　　来場者数　公式サイト合計閲覧数　54,218PV、出展団体　100
　　【内容】動画配信（クールチョイス、スマートムーブ、エコドライブ、EV 車等の啓発）等

令和元年度「エコライフ・フェア 2019」６月 1～２日開催
　主催：環境省　共催：渋谷区
　　開催場所：代々木公園
　　来場者数　35,618 人、出展団体 70、出展車両総数 9 台(展示 6 台、試乗 3 台)
　　【内容】次世代車の展示、試乗ほかトークショー・ライブ等

平成 30 年度「エコライフ・フェア 2018」６月 2～3 日開催
　主催：環境省　共催：渋谷区
　　開催場所：代々木公園
　　来場者数　43,347 人、出展団体　66、出展車両総数 15 台(展示 10 台、試乗 5 台)
　　【内容】次世代車の展示、試乗ほかトークショー・ライブ等

※平成 30 年から次世代車の展示・試乗はエコライフ・フェアにて実施

平成 29 年度「エコ＆セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2017」11 月 11～12 日開催
　主催：環境省、神戸市、(一社) 日本自動車連盟（ＪＡＦ）
　　開催場所：神戸メリケンパーク
　　来場者数 41,000 人、出展団体 29、出展車両総数 46 台(展示 37 台、試乗 9 台)
　　【主な内容】エコ&セーフティビンゴ大会、チャイルドシート体験等

平成 28 年度「エコ＆セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2016」5 月 14～15 日開催
　主催：環境省、神戸市、(一社) 日本自動車連盟（ＪＡＦ）
　　開催場所：神戸メリケンパーク
　　来場者数 47,800 人、出展団体 37、出展車両総数 67 台(展示 49 台、試乗 18 台)

【主な内容】エコ&セーフティビンゴ大会、エコカーキーワードスタンプラリー、交通安全教室等

平成 27 年度「エコ＆セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2015」5 月 16～17 日開催
主催：環境省、神戸市、(一社) 日本自動車連盟（ＪＡＦ）
開催場所：神戸メリケンパーク
来場者数 52,500 人、出展団体 29、出展車両総数 66 台(展示 54 台、試乗 12 台)
【主な内容】エコ&セーフティビンゴ大会、エコカーキーワードスタンプラリー、交通安全教室等

平成 26 年度「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2014」5 月 17～18 日開催
開催場所：神戸メリケンパーク
来場者数 51,300 人、出展団体 34、出展車両総数 63 台(展示 50 台、試乗 13 台)
【主な内容】エコドライブ専門家によるトークショー、エコ&セーフティクイズ大会、エコカーキーワードスタンプラリー、交通安全教室等

平成 25 年度「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2013」5 月 18～19 日開催
開催場所：神戸メリケンパーク
来場者数 28,100 人、出展団体 32、出展車両総数 62 台(展示 52 台、試乗 10 台)
【主な内容】エコドライブセミナー、エコカーキーワードスタンプラリー、交通安全教室等

平成 24 年度「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2012」5 月 19～20 日開催
開催場所：神戸メリケンパーク
来場者数 54,500 人、出展団体 50、出展車両総数 68 台(展示 58 台、試乗 10 台)
【主な内容】エコドライブセミナー、エコドライブ専門家によるトークショー、エコカーガイドツアー(会場内)、交通安全教室等

平成 23 年度「エコ&セーフティ神戸カーライフ・フェスタ 2011」5 月 14～15 日開催
開催場所：神戸メリケンパーク
来場者数 41,300 人、出展団体 63、出展車両総数 87 台(展示 74 台、試乗 13 台)
【主な内容】エコドライブシンポジウム、エコドライブ専門家によるトークショー、エコカーガイドツアー(会場内)、交通安全教室等

参考資料

（所管）　国土交通省　物流・自動車局車両基準・国際課

関連項目	(3)低公害車普及促進	実施期間	平成１４年度から継続
施策・事業名	次世代大型車開発・実用化促進事業		
関連法令・計画等名称	地球温暖化対策計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定		
概要	運輸部門における CO2 排出量の約 4 割を占める大型車分野に関し、環境性能の改善や脱炭素化に資する新技術の評価法・基準案等の検討を行い、次世代大型車の技術開発を促進する。		

施策・事業内容

【実施内容】
「重量車の電動化」や「カーボンニュートラル燃料の実用化」に向けた対応として以下テーマを実施。

① 「重量車の電動化」へ向けた対応
・電費向上に資する大型車向けブレーキ回生技術の開発
・水素燃料電池自動車の重量車燃費測定法の確立

② 「カーボンニュートラル燃料の実用化」に向けた対応
・水素燃焼の解明およびその高効率利用の促進
・合成燃料使用時の排出ガス性能・車両影響の検証

【過去の事業概要】
○次世代低公害車開発促進事業（平成 14～22 年度）
排出ガス性能を大幅に改善させ、CO2 排出量を低減した次世代低公害車の開発を促進するため、安全上・環境上の技術基準を整備。
［対象車両］DME トラック、LNG トラック、ハイブリッドバス、水素自動車等

○次世代大型車開発・実用化促進事業（平成 23～26 年度）
大型車分野において、低炭素化等に資する革新的技術を早期に実現するため、新たな大型車用環境先進技術のうち、プラグインハイブリッドトラック等の電動系車両と次世代バイオディーゼルエンジンに着目し、これらの「次世代大型車」の技術開発を促進するとともに、実証走行試験等によりデータを収集し、必要な技術基準等を整備。

○次世代大型車開発・実用化促進事業（平成 27～30 年度）
大型車分野において、低炭素化等に資する革新的技術を早期に実現するため、特に重要と考えられる、高効率次世代ディーゼルエンジンの開発、大型 LNG 車の実用化促進、実走行時の燃費向上・排出ガス対策、ハイブリッド車等の試験法の高度化を推進。

○産学官連携による高効率次世代大型車両開発促進事業（令和元年度～5 年度）
運輸部門における CO2 排出量の多い大型車分野に関し、産学官連携の下、電動化技術や内燃機関分野等の開発促進の強化を図り、高効率次世代大型車両の開発・実用化を促進する。

参考資料

（所管）　国土交通省 物流・自動車局技術・環境政策課

関連項目	(3)低公害車の普及促進	**実施期間**	平成 14 年度から令和 4 年度まで継続
施策・事業名	地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業（平成 28 年度まで環境対応車普及促進事業及び地域交通グリーン化事業の２つの事業であったが、平成 29 年度から事業を統合した。また、令和３・４補正予算事業として、事業用自動車における電動車の集中的導入支援事業を実施した。）		
関連法令・計画等名称			
概要	環境に優しい自動車社会の実現に向け、自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を地域の計画と連携して、事業用の次世代自動車の導入しようとする者に対して支援する。		

施策・事業内容

【平成 23 年度～28 年度】

① 環境対応車普及促進事業

自動車運送事業者等に、ＣＮＧトラック・バス、ハイブリッドトラック・バス等の導入に対して地方公共団体等と協調して補助を行う。

補助率：

○経年車の廃車を伴う新車購入の場合
　通常車両価格との差額の１／２以内又は車両本体価格の１／４以内
○新車のみの購入の場合
　通常車両価格との差額の１／３以内又は車両本体価格の１／４以内
○使用過程車のＣＮＧ車への改造
　改造費の１／３以内

補助実績：平成 23 年度から 28 年度まで計 6,572 台の補助を行った。

② 地域交通グリーン化事業

自動車運送事業者等に、電気自動車及び燃料電池自動車等の導入に対する補助を行う。

補助率：

○電気自動車バス、超小型モビリティ及び付随する充電設備等の導入
　・・・導入費用の１／２
○電気自動車タクシー・トラック及び付随する充電設備等の導入
　・・・導入費用の１／３
○燃料電池自動車バス・タクシーの導入　・・・導入費用の１／２

補助実績：平成 23 年度から 28 年度まで計 525 台の補助を行った。

【平成 29 年度～令和４年度】

③　地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

自動車運送事業者等に、普及段階及び車両価格の高い車両の導入状況の段階的に補助率を低減して補助を行う。

〈第１段階〉
市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要な車両

補助率：
○電気バス、燃料電池タクシー、プラグインハイブリッドバス及び附随する充電設備等の導入
・・・導入費用の１／３

〈第２段階〉
車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減した車両

補助率：
○電気タクシー、電気トラック及び附随する充電設備等の導入
・・・導入費用の１／４

○プラグインハイブリッドタクシーの導入
・・・導入費用の１／５

〈第３段階〉
通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達した車両

補助率：
○ハイブリッドバス・トラック、天然ガスバス・トラックの導入
・・・通常車両との差額の１／３

④　（R3・4 補正予算）事業用自動車における電動車の集中的導入支援事業

自動車運送事業者等に、電気自動車及び燃料電池自動車等の導入に対する補助を行う。

補助率：
○電気自動車バス、優良ハイブリッド自動車の導入・・・導入費用の１／３
○電気自動車タクシー・トラックの導入　・・・導入費用の１／４
○燃料電池自動車トラックの導入の導入　・・・導入費用の２／３
○電気自動車用充電設備等の導入　・・・導入費用の１／２

補助実績：平成 29 年度から令和４年度まで計 7,075 台の補助を行った。
※③＋④事業の補助実績

参考資料

（所管）　警察庁 交通局交通規制課
経済産業省 資源エネルギー庁省エネルギー課
国土交通省 総合政策局環境政策課
環境省 水・大気環境局モビリティ環境対策課

関連項目	(4)エコドライブ普及促進	**実施期間**	平成 18 年度から継続
施策・事業名	エコドライブ普及・推進アクションプランの実施		
関連法令・計画等名称	エコドライブ普及・推進アクションプラン		
概要	関係４省庁（警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省）のエコドライブ普及連絡会を中心とした広報活動等により国民の意識向上を図り、エコドライブ普及のための環境整備を行う。		

施策・事業内容

○実施内容

■エコドライブ（環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用）の取組については、平成１８年度に策定した『エコドライブ普及・推進アクションプラン』に基づき、警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省と連携し、普及促進を図ってきたところ。上記４省庁で構成するエコドライブ普及連絡会では、引き続きエコドライブの普及推進を図るため、エコドライブの推奨すべき活動を整理したパンフレット（「エコドライブ１０のすすめ」）を作成（時期にあわせて改訂）し、エコドライブの周知を図るとともに行楽シーズンであり自動車に乗る機会が多くなる１１月を「エコドライブ推進月間」とし、シンポジウムの開催や全国各地のイベント等と連携して、積極的な広報を令和７年度まで継続して行った。

参考資料

http://www.env.go.jp/press/7197.html

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/government/ecodrive_2025.html

（所管）　経済産業省　資源エネルギー庁省エネルギー課
　　国土交通省　物流・自動車局貨物流通事業課、技術・環境政策課

関連項目	(4)エコドライブ普及促進	実施期間	平成 29 年度から継続
施策・事業名	運輸部門におけるエネルギー使用合理化・非化石エネルギー転換推進事業費補助金（トラック輸送の省エネ化推進事業） （※令和５年度まで AI･IoT 等を活用した更なる輸送効率化推進事業費補助金（トラック輸送の省エネ化推進事業）として実施。令和元年度から現行の名称）		
関連法令・計画等名称			
概要	システムを活用したトラック事業者と荷主等との共同による輸送の効率化を実証するため、トラック事業者などに対してシステム導入費を補助する事業		

施策・事業内容

○実施内容
トラック事業者と荷主等とが共同で輸送の効率化に取り組むことによるエネルギー消費量の削減を実証するため、トラック事業者等が輸送効率化システムや高輸送効率車両の導入に必要な費用などを支援し、システム導入によるトラック事業の省エネルギー化のデータ取得を行うもの。

○事業実施量
平成２９年度
補助金交付件数　　：　６５９者
データ提出されたトラックの台数：２１，８５９台

平成３０年度
補助金交付件数　　：　７３３者
データ提出されたトラックの台数：２５，９７１台

令和元年度
補助金交付件数　　：　９０１者
データ提出されたトラックの台数：２７，０５２台

令和２年度
補助金交付件数　　：　９６４者
データ提出されたトラックの台数：２８，０６６台

令和３年度
補助金交付件数　　：　１，１０９者
データ提出されたトラックの台数：２９，４７６台

令和４年度
補助金交付件数　　：　１，２４５者
データ提出されたトラックの台数：２４，７００台

令和５年度
補助金交付件数　　：　１，５１３者
データ提出されたトラックの台数：２５，２６７台

令和６年度
補助金交付件数　　：　８７２者
データ提出されたトラックの台数：１４，８５２台

令和７年度
補助金交付件数　　：　１，０７４者
データ提出されたトラックの台数：１７，９２８台

○施策・事業効果
機器取得前後の平均省エネルギー改善率（平成２９年度）　　７．８％
機器取得前後の平均省エネルギー改善率（平成３０年度）　　７．７％
機器取得前後の平均省エネルギー改善率（令和　元年度）　　５．８％
機器取得前後の平均省エネルギー改善率（令和　２年度）　　６．７％
機器取得前後の平均省エネルギー改善率（令和　３年度）　１６．７％
機器取得前後の平均省エネルギー改善率（令和　４年度）　１２．２％
機器取得前後の平均省エネルギー改善率（令和　５年度）　　７．８％
機器取得前後の平均省エネルギー改善率（令和　６年度）　１１．０％
機器取得前後の平均省エネルギー改善率（令和　７年度）　　９．９％

参考資料

資料名称（ＵＲＬ等）
○令和３年度補助事業概要チラシ
https://www.pacific-hojo.jp/2021r03/dotai/12pdf/03dotai_renkei.pdf
○令和４年度補助事業概要チラシ
https://www.pacific-hojo.jp/2022r04/dotai/12pdf/04dotai_flyer.pdf
○令和５年度補助事業概要チラシ
（トラック事業者向け）
https://www.pacific-hojo.jp/2023r05/dotai/12pdf/05dotai_flyer2.pdf
（荷主向け）
https://www.pacific-hojo.jp/2023r05/dotai/12pdf/05dotai_flyer3.pdf
○令和６年度補助事業説明資料
https://www.pacific-hojo.jp/2024r06/dotai/12pdf/06truck_flyer1.pdf
○令和７年度補助事業概要チラシ
https://www.pacific-hojo.jp/2025r07/12pdf/R7_shiryou.pdf

○平成２９年度事例集
https://safe.menlosecurity.com/docview/viewer/docN9B80A69A38C5c7868e1dc9c6ba9f168a7ab4a10cd6ff49a593bc5f16f4205807a19c526c142a
○令和２年度事例集
https://www.pacific-hojo.jp/2021r03/dotai/12pdf/02dotai_jirei.pdf
○令和３年度事例集
https://www.pacific-hojo.jp/2022r04/dotai/12pdf/04dotai_flyer.pdf
○令和４年度事例集
https://www.pacific-hojo.jp/2023r05/dotai/12pdf/05dotai_jirei.pdf
○令和５年度事例集
https://www.pacific-hojo.jp/2024r06/dotai/12pdf/R5_jirei.pdf
○令和６年度事業結果リーフレット
https://www.pacific-hojo.jp/2025r07/12pdf/R6_jirei.pdf

（所管）　国土交通省 総合政策局交通政策課

関連項目	(5)交通需要調整・低減	**実施期間**	平成１９年度から継続
施策・事業名	公共交通機関の利用促進		
関連法令・計画等名称			
概要	鉄道新線の整備、既存の鉄道・バスの利用促進、通勤交通マネジメント等の手段により、マイカーから公共交通機関への利用転換を図る。		

施策・事業内容

○実施内容

（１）既存鉄道の利用促進

交通系 IC カードの導入等情報化の推進、乗り継ぎ改善、鉄道駅のバリアフリー化等によるサービス・利便性の向上を通じ、鉄道利用の促進を図った。

・ホームドアの設置（令和６年度末時点 1,190 駅（全国））
・段差解消の実施（令和６年度末時点 4,998 駅(全国)）
・誘導ブロックの設置（令和６年度末時点 2,758 駅（全国））
・車いす使用者対応型トイレの設置（令和６年度末時点 3,603 駅（全国））

※バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準の変更に伴い、令和３年度以降は移動等円滑が図られた駅の定義が変更されているため、一部の設備においては令和元年度から数値が減少している。

（２）バスの利用促進

ノンステップバスの普及、交通系 IC カードの導入及びバスロケーションシステムの整備等のバス利便性向上を通じ、バス利用の促進を図った。

・ノンステップバス導入台数（令和６年度末時点 32,237 台）

（３）通勤交通マネジメント

エコ通勤に積極的に取り組む事業所を認証・登録し、エコ通勤の普及促進を図った。

・エコ通勤優良事業所認証登録件数（令和７年度末時点 835 事業所）

参考資料

(所管)　国土交通省　物流・自動車局物流政策課、貨物流通事業課
鉄道局総務課貨物鉄道政策室　海事局内航課・総務課企画室
港湾局海洋・環境課
経済産業省　商務・サービスグループ物流企画室

関連項目	(5)交通需要調整・低減	**実施期間**	平成 19 年度から継続
施策・事業名	グリーン物流の推進		
関連法令・計画等名称	総合物流施策大綱（令和８年３月） 交通政策基本計画（令和８年１月） 物資の流通の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号） （以下、物流効率化法）及びその関係法令		
概要	輸送の効率化、鉄道・海運へのモーダルシフト、物流拠点施設の総合化、貨物の積載効率の向上等の物流のグリーン化により、物流分野における二酸化炭素排出量の削減を図る。		

施策・事業内容

○実施内容（実施事例等）
・物流効率化法（物流拠点施設の総合化等による輸送網の集約、モーダルシフト、輸配送の共同化等の推進）
・鉄道貨物・海上貨物輸送へのモーダルシフト
・グリーン物流パートナーシップ会議（荷主と物流事業者の協働等による自主的な CO_2 削減取組の促進）
・宅配便再配達の削減
・フェリー・内航海運の競争力強化の取組の推進
・海上貨物輸送へのモーダルシフト促進に向けた港湾における対策
・トラック輸送の効率化の推進

○事業実施量
・物流総合効率化法の認定件数

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
19 件	62 件	57 件	76 件	41 件	57 件	55 件	48 件	136 件	83 件

○施策・事業効果
・自動車による貨物輸送トンキロ〔単位：億トンキロ〕

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
2,340※	2,100	2,141	2,100	2,043	2,103	2,108	2,105	2,139	2,135※
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度					
2,241	2,269	2,292	2,317	集計中					

（※）令和２年４月より、調査方法及び集計方法を変更したため、令和２年３月以前の統計数値の公表値とは時系列上の連続性が担保されない。

・鉄道による貨物輸送トンキロ（モーダルシフト）〔単位：億トンキロ〕

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
180	187	193	195	200	197	200	177	184	168
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度					
165	165	163	164	162					

・内航海運による貨物輸送トンキロ（モーダルシフト）〔単位：億トンキロ〕

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度
305	333	330	331	340	358	351	351	358	356
令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度					
387	388	371	384	集計中					

参考資料

・グリーン物流パートナーシップ会議ＨＰ（http://www.greenpartnership.jp/）
・物流効率化法に基づく支援（https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/bukkouhou.html）

（所管）　　国土交通省 道路局参事官

関連項目	(5)交通需要調整・低減	**実施期間**	継続実施中
施策・事業名	安全で快適な自転車利用環境の創出		
関連法令・計画等名称			
概要	安全で快適な自転車利用環境の創出		

施策・事業内容

○実施内容

・交通体系における自転車による交通の役割を拡大すること等を旨とする自転車活用推進計画（令和８年５月閣議決定）に基づき、車道通行を基本とする自転車通行空間の整備やシェアサイクルの導入支援等、自転車の活用の推進を図った。自転車通行空間の整備にあたっては、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の周知を図るとともに技術的助言等を実施し、本ガイドラインに基づく自転車ネットワーク計画の策定や歩行者と自転車が分離された自転車通行空間の整備等により、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進した。

参考資料

・国土交通省自転車活用推進本部 HP
https://www.mlit.go.jp/road/bicycleuse/

（所管）　　国土交通省 道路局環境安全・防災課

関連項目	(6)交通流対策の推進	**実施期間**	継続実施中
施策・事業名	交差点の立体化等のボトルネック対策		
関連法令・計画等名称			
概要	交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減する。		

施策・事業内容

○実施内容

・環境基準を達成していない地域を中心に、沿道環境の改善を図るため、バイパス整備や交差点改良等のボトルネック対策等を推進した。

参考資料

（所管）　　国土交通省 道路局参事官（道路交通連携）

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	継続実施中
施策・事業名	道路と鉄道との連続立体交差化等のボトルネック対策		
関連法令・計画等名称	踏切道改良促進法、第 12 次交通安全基本計画 第６次社会資本整備重点計画		
概要	長時間の踏切遮断による交通渋滞を緩和・解消するため、連続立体交差事業や道路の立体化等により、開かずの踏切等の解消を推進する。		

施策・事業内容

○実施内容

・連続立体交差化など、抜本的な対策の検討が必要なボトルネック踏切等について重点的に対策を推進した。

○実施量

踏切除却数（緊急対策踏切（Ｈ１９．４公表)、緊急に対策の検討が必要な踏切（Ｈ２８．６公表))
※緊急に対策の検討が必要な踏切（Ｒ３．１０公表）

平成２３年度	１９箇所
平成２４年度	５４箇所
平成２５年度	８箇所
平成２６年度	１４箇所
平成２７年度	１３箇所
平成２８年度	９箇所
平成２９年度	１０箇所
平成３０年度	１０箇所
令和　元年度	７箇所
令和　２年度	３箇所
令和　３年度	２箇所
令和　４年度	１６箇所
令和　５年度	３箇所
令和　６年度	４箇所
令和　７年度	３箇所

平成１３～１７年度の５年間に除却した踏切（６箇所／年）を上回るペースで踏切除却を実施
※令和３年度以降は、緊急に対策の検討が必要な踏切の除却数を記載

参考資料

（所管）　警察庁 交通局交通規制課

関連項目	(6)交通流対策の推進	**実施期間**	平成 18 年度以前から継続
施策・事業名	交通規制の実施、違法駐車の排除		
関連法令・計画等名称	道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律		
概要	交通需要の調整・低減を図るため、各種交通規制、違法駐車の排除を実施。		

施策・事業内容

○実施内容（実施事例等）

1　交通規制の実施

バス専用（優先）通行帯の指定、大型貨物車等通行区分の指定、大型車両通行禁止規制、最高速度規制、中央線変移規制（時間限定（可変））、進行方向別通行区分の指定等の各種交通規制を実施した。

2　違法駐車の排除

違法駐車の取締り、保管場所法違反の取締りを実施した。

参考資料

（所管）　警察庁 交通局交通規制課

関連項目	(6)交通流対策の推進	実施期間	平成 18 年度以前から継続
施策・事業名	ITS の活用等による交通流円滑化のための交通環境の整備		
関連法令・計画等名称	道路交通法、自動車の保管場所の確保等に関する法律		
概要	交通流の円滑化を図るため、交通環境の整備を実施		

施策・事業内容

○実施内容

1　ITS の活用

○　バス等の大量公共輸送機関を優先的に走行させる信号制御を行い、定時運行と利便性の向上を図る公共車両優先システム（PTPS）を運用した。

○　交通公害の状況に応じた交通情報提供や信号制御を行うことにより、排気ガス等を低減し、環境保護を図ることを目的とした交通公害低減システム（EPMS）を運用した。

2　信号機の整備の推進

信号機の集中制御化、信号機の改良（プログラム多段系統化、半感応化、右折感応化、多現示化等）を推進した。

3　駐車対策の推進

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地方公共団体や道路管理者に対し、路外駐車場や荷さばきスペースの整備等を働き掛けるとともに、きめ細かな駐車規制、違法駐車の取締り、広報啓発活動等を行うなどの対策を推進した。

4　交通関係情報の収集と提供

運転者に対して、交通渋滞、交通規制等の交通情報をリアルタイムに提供する道路交通情報通信システム（VICS)、交通情報提供装置（光ビーコン、交通情報板）等を活用した。

○事業実施量

1　PTPS の運用状況（令和 7 年度末現在）

1,920 交差点（65.1%)、延長　645.4km　128 区間

2　EPMS の運用状況（令和 7 年度末現在）

155 交差点（100.0%)、延長　32.5km　8 区間　1 都市（川崎市）

※　数値は、NOx・PM 法において対策地域とされる 8 都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県）における令和 7 年度末の数値、（　）内の%は全国の整備箇所に占める割合

参考資料

（所管）　国土交通省　道路局高速道路課

関連項目	(6)交通流対策の推進	**実施期間**	継続実施中
施策・事業名	ETC の普及促進		
関連法令・計画等名称			
概要	交通流円滑化対策として、ETC の普及を促進するもの		

施策・事業内容

○実施内容

・ETC の普及促進により、自動車走行速度を向上し、交通流円滑化を図る。施策内容としては、ETC への利用転換を促進するため、ETC の利用機会の拡大に向けた取組み（時間帯割引、ETC 車載器購入支援等）を実施した。

参考資料

（所管）　　国土交通省 道路局ＩＴＳ推進室

関連項目	(6)交通流対策の推進	**実施期間**	継続実施中
施策・事業名	VICS の整備拡充・普及促進		
関連法令・計画等名称			
概要	交通流円滑化対策として、VICS の整備拡充・普及促進をするもの。		

施策・事業内容

○実施内容（実施事例等）
- VICS の整備拡充・普及促進により、交通流の円滑化を図った。
- 具体的には、ITS スポットの整備による情報提供エリアの拡充を図った。

○実施量
- 令和２年度までに情報提供を行う ITS スポットを全国の高速道路上を中心に約 1,800 箇所整備
- 全国の高速道路上を中心に、広域的な渋滞情報の提供や事故多発箇所におけるカーブ先の見えない渋滞などの危険な状況の注意喚起を実施

参考資料

国土交通省道路局 ITS ホームページ
http://www.mlit.go.jp/road/ITS/j-html/index.html

（所管）　　国土交通省 道路局道路交通安全対策室

関連項目	(6)交通流対策の推進	**実施期間**	継続実施中
施策・事業名	駐車場等の整備		
関連法令・計画等名称	駐車場法、道路法		
概要	沿道利用者や荷捌き車両等の一時的な駐停車に対応した駐停車スペースの確保等により道路空間の適正利用を図る。		

施策・事業内容

○実施内容

・路上駐停車対策として整備した駐車場の管理運営を実施した。

参考資料

（所管）　　国土交通省 道路局道路メンテナンス企画室

関連項目	(6)交通流対策の推進	**実施期間**	継続実施中
施策・事業名	路上工事の縮減		
関連法令・計画等名称			
概要	交通流円滑化対策として路上工事の縮減を図るもの。		

施策・事業内容

○実施内容

・路上工事の縮減により、路上工事に伴う交通渋滞の緩和や通行阻害の改善を図り、交通流の円滑化を図った。事業内容としては、共同施工による工事量の縮減、道路工事調整会議の実施、年末年始や年度末、大型連休、地域のイベント期間での路上工事の抑制等を推進した。

参考資料

・国土交通省ＨＰ　http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/rojokoji/index.html

（所管）　　国土交通省　道路局環境安全・防災課

関連項目	(7)局地汚染対策の推進	**実施期間**	継続実施中
施策・事業名	街路樹整備、ボトルネック対策等による沿道環境の改善		
関連法令・計画等名称			
概要	交通の円滑化を図り、沿道環境への影響を軽減する。 環境施設帯の整備、植樹を行い、沿道環境への影響を緩和する。		

施策・事業内容

○実施内容

・沿道地域と連携・協力しながら、都市内における道路空間の再配分等にあわせた街路樹の整備を推進。

・環境基準を達成していない地域を中心に、沿道環境の改善を図るため、バイパス整備や交差点改良等のボトルネック対策等を推進。

参考資料

関係都府県等における自動車NOx・PM対策施策 （施策内容・成果の一覧）

「今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について（答申）」（案）参考資料集③

総量削減基本方針の施策に関する基本的事項	1. 施策名	2. 自治体名等	3. 事業名	4. 概要	5. 定量指標	単位	定量指標の実績推移 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	7. 効果（実績・効果指標のないもの等）	8. 備考
0	全体	NOx排出量削減	全都府県	法の総量削減計画の推進		自動車排出量（H23年度欄は基準年度）	t/年			108,077	101,198	93,424	88,998	83,484	79,594	66,460	56,556	51,095	52,069	53,241	50,421	集計中		平成25・26年度は一部都府県において冷機時排出量及び暖気時排出量の温湿度補正を除く。
		PM排出量削減	全都府県	法の総量削減計画の推進		自動車排出量（H23年度欄は基準年度）	t/年			5,082	4,671	4,148	3,997	3,966	3,836	3,515	3,199	3,085	3,131	3,148	3,133	集計中		
		大規模事業者指導	全都府県	法に基づく特定事業者の計画策定・報告・指導	1つの都府県の対策地域内で自動車を30台以上使用する特定事業者において、排出抑制のための自動車使用管理計画を作成し、都府県知事（自動車運送事業者においては運輸局）に提出する。また、取組状況について毎年度報告を行う。	特定事業者数（運送事業者を除く。）		3,188	3,123	3,103	3,084	3,027	2,899	2,904	2,903	2,854	2,800	4,851	4,796	4,813	4,592	集計中		
						特定自動車台数		356,404	369,110	364,867	368,731	375,096	392,612	395,446	423,456	395,038	382,281	384,954	398,665	399,230	407,398	集計中		
						NOx排出量（同）	t/年	2,177	1,879	1,725	1,622	1,462	1,298	1,139	1,072	928	812	693	－	－	－	－	R4年度より報告不要となったため集計なし	
						PM排出量（同）	t/年	97	69	60	65	43	38	33	30	26	22	22	－	－	－	－	R4年度より報告不要となったため集計なし	
		総量削減計画の進行管理	大阪	NO2高濃度予測地点における環境の状況把握	交通量調査・濃度推計、簡易測定等の実施	調査地点	地点	3	8	8	10	8	3	2	4	4	3	4	3	3	3	3	NO2高濃度予測地点における環境の状況を把握し、総量削減計画の進行管理に活用	
1	単体対策	独自の排出規	埼玉	条例によるPM排出基準の設定及び運行規制				→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	PM排出削減	
			千葉	条例によるPM排出基準の設定及び運行規制	自動車のナンバープレートをビデオ撮影し、条例の適合状況を調査	通過車両ナンバープレート調査適合率	%	98.7	98.9	99	98.8	99.2	99.4	99.4	99.3	99.4	99.7	99.7	99.6	99.8	99.7	99.8	PM排出削減	
			東京	条例によるPM排出基準の設定及び運行規制				→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	PM排出削減	
			神奈川	条例によるPM排出基準の設定及び運行規制		検査台数のうちの不適合率	%	0.9	0.4	0.5	0.2	0.3	0.4	0.3	0.4	0.2	0.7	0.2	0.2	0.3	0	集計中	PM排出削減	
			九都県市	粒子状物質減少装置指定制度	条例によるPM規制対応に必要な装置の性能審査を共同実施	指定型式数	型式	68	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	PM排出削減	
		監視・指導	千葉	路上検査等、事業者立入の実施、検査場所におけるリーフレット配布（運行規制）	事業者の立入検査や路上検査等を実施	検査台数（適合率）	台（%）	6405（84.5）	4529（79.4）	3440（83.3）	2417（66.8）	1935（57.3）	1483（47.5）	1477（45.0）	1119（39.9）	563（34.1）	668（39.2）	532（29.1）	876（18.7）	934（21.8）	892（20.5）	820（18.0）	排出ガス性状の維持 ディーゼル規制の啓発	
			千葉	排出ガス対策型建設機械及び特定特殊自動車の使用並びにJIS規格軽油の使用	公共事業の工事において、環境対策として、排出ガス対策型建設機械及び特定特殊自動車の使用並びにJIS規格軽油の使用を土木工事共通仕様書に規定している。	－	－	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	排出ガス削減	
			東京	東京都自動車公害監察員（通称：自動車G メン）による監視指導、黒煙ストップ110番の開設	路上・物流拠点（トラックターミナル、市場）等での車両検査、ビデオカメラによる走行車両の撮影などの実施	路上・物流拠点等での取締箇所数（規制開始後累積）	箇所累積	→	→	→	→	1328	→	→	→	→	1675	→	→	→	→	1,998		
			神奈川	路上検査等の実施、検査場所におけるリーフレット配布	路上検査の実施箇所数	実施箇所数	箇所	18	8	23	21	13	18	22	20	23	5	7	10	14	9	集計中	排出ガス性状の維持	
			神奈川	条例で整備事業者の排出ガス浄化装置の点検の努力義務を規定				→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	排出ガス性状の維持	
			神奈川	点検整備推進運動	（関東運輸局実施）	イベント・講習開催	回	－	27	29	28	26	32	2	2	2	2	2	→	→	→	→	排出ガス性状の維持 ※R4年度から回数報告なし	
			九都県市	SA等における車両検査及び啓発活動	SA等において、車両検査の実施やポスター、リーフレットの配布	車両検査数	台	900	993	1069	999	450	493	886	1077	657	中止	中止	中止	1092	1144	1272	排出ガス性状の維持ディーゼル規制の啓発	
			愛知	排気ガス対策型建設機械の使用	発注する工事において、原則、排出ガス対策型建設機械を使用する	－	－	－	－	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	排出ガス削減	
			愛知	国・県合同による取締り及び啓発活動の実施	国道23号において黒煙、不正軽油等の検査及びエコドライブ等の啓発を実施	実施回数	回	2	3	4	4	3	3	3	3	2	1	6	6	6	7	8	－	
			愛知	不正軽油撲滅のための広報活動		開催回数	回	－	1	1	－	1	1	1	1	1	1	1	－	－	－	－	－	
			愛知	貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制	発注する工事において、「自動車NOx・PM法」の対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努める	－	－	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	車種規制非適合車の使用抑制	
			大阪	適正点検整備研修会（近畿運輸局）	整備管理者研修、整備主任者法令研修等の実施	受講者数	人	15,976	16,226	21,815	20,387	20,713	20,921	21,920	20,529	17,972	20,159	17,517	18,222	21,807	23,490	集計中	排出ガス性状の維持	
			大阪	路上検査等の実施、検査場所におけるリーフレット配布	自動車排出ガス等街頭検査の実施（近畿運輸局、大阪自動車環境対策推進会議、大阪市等）	検査回数	回	17	16	11	16	8	5	3	3	3	0	4	0	0	0	0	排出ガス性状の維持	
						検査台数	台	433	369	187	274	209	86	57	161	270	0	30	0	0	0	0		
			各都府県	燃料規制	税務部門と合同で路上検査や事業者の立入検査の実施。軽油の抜取調査を実施	－		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	排出ガス性状の維持、不正軽油流通抑止	神奈川：条例に基づき、路上・拠点施設等における抜き取り検査を県税事務所と合同で実施
			各都府県	保有車両点検の実施	日常点検表を基に車両点検実施	－		→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	排出ガス性状の維持 公用車管理意識の向上	神奈川：条例による点検義務付け
		排出対策補助	千葉	粒子状物質減少装置省着補助事業	県内中小企業が所有するディーゼル自動車への粒子状物質減少装置装着に対する助成（平成23年度終了）	補助件数	件	86	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	条例非適合車への粒子状物質減少装置の装着	
2	車種規制、流入車対策	流入非適合車対策	愛知	非適合車使用抑制要綱	対策地域内通行車両のNOxPM法基準適合を要請。荷主・旅行業者の運送業者への要請・要請状況の報告。	荷主・旅行業者の運送業者への要請	事業所数	638	641	673	672	669	658	655	627	625	600	553	547	530	522	集計中	NOx・PM法非適合車の対策地域内通行抑制	
			大阪	条例に基づく流入車規制	対策地域内を発着する車両はNOx・PM法排出基準適合車使用を義務付け	非適合の流入車の割合（普通貨物車）	%	1.6	1.1	0.8	0.8	0.7	0.6	0.4	0.4	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	集計中		
					対策地域内を発着する車両はNOx・PM法排出基準適合車等標章（ステッカー）貼付を義務付け（平成28年度事業終了）	適合車等標章交付枚数	枚	82,691	81,754	79,945	86,681	81,282	80,468	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
					車種規制適合車等使用命令・氏名等の公表	命令・公表者数	者	－	16	14	4	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0		
			兵庫	条例に基づく運行規制	一部地域内通行車両のNOxPM法基準適合義務付け	条例規制地域内NO2年平均値推移	ppm	0.024	0.022	0.023	0.022	0.022	0.019	0.021	0.018	0.017	0.016	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013		
						条例規制地域内SPM年平均値推移	mg/m3	0.021	0.020	0.022	0.020	0.019	0.018	0.018	0.016	0.015	0.015	0.014	0.014	0.014	0.013	0.015		
						カメラ検査違反率	%	0.5	0.5	0.3	0.3	0.2	0.2	0.1	0.07	0.05	0.05	0.04	0.03	0.04	0.01	0.01		
				路上検査等の実施、リーフレット配布	運行規制周知のリーフレット配布	配布枚数	枚	5610	5610	5660	4660	3830	3515	2815	3115	785	585	825	625	625	625	575		
					街頭検査（兵庫国道事務所等と合同検査）	違反率	%	2.8	1.6	2.1	0.9	0	0	2.1	0	0	0	0	0	0	0	0		
		適合車早期転換促進支援	神奈川	新車代替融資	中小企業制度融資による融資	補助件数	件	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	集計中		
			三重	環境保全資金融資	低公害車・NOxPM低減装置装着・基準適合車への買い替え等への融資	融資件数	件	4	4	0	1	1	0	0	0	0	0	－	－	－	－	－		

総量削減基本方針の施策に関する基本的事項	1. 施策名	2. 自治体名等	3. 事業名	4. 概要	5. 定量指標	単位	定量指標の実績推移 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	7. 効果（実績・効果指標のないもの等）	8. 備考
3	低公害車普及促進	低公害車導入補助	埼玉	次世代自動車普及促進事業	運送業者のHV、CNGトラック・バス等補助（H25で事業終了） EV、PHV等補助（R7で事業終了）	車両数	台	51	19	30	－	－	－	－	－	－	－	－	1,700	2,939	2,145	2,002		
			千葉	中小企業振興資金（環境保全資金）融資及び利子補給	中小企業者等を対象に低公害車の購入、粒子状物質減少装置の購入等に対して、融資及び利子補給（利子補給はH26で事業終了）	事業認定	件	1	0	4	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	低公害・低燃費車の普及促進	
			一部市区町村	低公害車普及促進施策	・低公害車購入費補助 ・低公害車用燃料供給施設に対する補助			実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	低公害車の普及	神奈川：自動車税等の減免、低公害車の導入補助・融資、駐車場等利用料の減免
			東京	低公害・低燃費車の導入融資あっせん	民営バス事業者に対する国の定める優良ハイブリッドバス等の導入補助、中小企業者が低公害車等に代替するための低利融資あっせんと利子補給		台	155	196	76	73	44	66	62	31	19	7	7	13	4	7	9	低公害・低燃費車の普及促進	
			東京	ZEV普及促進事業（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車等）	電気自動車及びプラグインハイブリッド車の購入補助		台	280	419	199	227	216	122	352	338	2376	2523	4,008	8,929	15,885	13,280	12,258	pPM排出削減	平成27年度までは「電気自動車等導入普及促進事業」（中小企業向けEV・PHV導入補助）。 平成28年度から「電気自動車等の普及促進事業」。 平成31年度から個人・大企業にも対象を拡大.
			東京	EVバス・EVトラック導入促進事業	EVバス・EVトラックの導入等を補助		台												80	205	444	低公害・低燃費車の普及促進	
			東京	充電設備普及促進事業	電気自動車用充電器の導入補助	基数	基	8							0	5	18	61	55	135	217	694	低公害・低燃費車の普及促進	平成21～23年度までは「電気自動車用急速充電器導入補助」。平成30年度から令和4年度までは「充電設備導入促進事業」
			東京	一般貨物自動車運送事業者等に係る低公害・低燃費車導入促進補助	ハイブリッドトラック等の購入補助		台	73	272	184	133	136	102	97	123	97	50	41	16	60	2	85	低公害・低燃費車の普及促進	
			東京	東京都民営バス事業者に係る低公害・低燃費車導入促進補助事業	ハイブリッドバスの購入補助		台	9	8	15	18	13	15	12	17	20	13	8	0	11	34	57	低公害・低燃費車の普及促進	
			東京	次世代タクシーの普及促進事業	電気自動車等タクシー及び環境性能の高いUDタクシー導入補助		台						6	84	3,282	5,698	3,805	1,044	2,125	1,776	1,814	1,939	低公害・低燃費車の普及促進	
			東京	ZEV普及促進事業（燃料電池自動車）	燃料電池自動車の購入補助		台					79	150	137	158	387	96	350	190	91	103	68	燃料電池自動車の普及促進	
			東京	燃料電池バス導入促進事業	燃料電池バスの導入を補助		台						2	3	11	27	42	8	9	19	17	19	燃料電池自動車の普及促進	
			東京	燃料電池等トラック実装支援事業	燃料電池等トラックの導入費・燃料費を補助		台													－	－	48	燃料電池自動車の普及促進	
			東京	燃料電池タクシー導入促進事業	燃料電池タクシーの導入費・燃料費を補助		台															12	低公害・低燃費車の普及促進	
			東京	ZEV導入促進税制	電気自動車・プラグインハイブリッド車・燃料電池自動車に対する自動車税種別割の免除を行う。（令和元年９月30日以前は自動車二税の免除） ※令和元年10月1日より「自動車税」は「自動車税種別割」へ名称変更された。また、自動車取得税は廃止となり、新たに「自動車税環境性能割」が導入された。（次世代自動車の自動車税環境性能割は、新車・中古車を問わず非課税。）	自動車税種別割の軽減額 ※令和元年９月30日以前は自動車二税の軽減額	千万円	約2	約6	約12	約20	約25	約32	約43	約44	約51	約50	約61	約69	約88	約108	約144	低公害・低燃費車の普及促進	令和２年度までは「次世代自動車導入促進税制」 令和３年度から事業名称を「ZEV導入促進税制」と変更。
			東京	低公害・低燃費車の駐車料金割引制度	低公害・低燃費車、次世代自動車について東京都及び区町営駐車場の料金割引	箇所数	箇所	→	→	→	308	298	→	→	→	→	255	256	250	256	247	247	低公害・低燃費車の利便性向上による普及促進	
			愛知	低公害車導入促進費補助金	運送業者・中小事業者の低公害トラック・バス導入補助	車両数	台	198	138	106	96	120	308	297	243	797	702	789	1291	1474	783	903		※平成31年度に先進環境対応自動車導入促進費補助金に名称変更
			愛知	EV・PHV・FCVに対する自動車税の課税免除	令和8年度末までに新規登録を受けた自動車が対象				→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	EV・PHV・FCVの普及促進	
			三重	自動車NOx等対策推進事業	運送業者・中小事業者のCNGトラック・バス導入補助	車両数	台	1	0	0	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
			東京	次世代自動車充電インフラ設置に係るビジョン	国の補助事業を活用し都内の充電インフラの整備促進を図るためのビジョン（平成26年度で事業終了）	認定箇所数　普通充電器・急速充電器合計	箇所	－	－		1386	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		普通充電器及び急速充電器の平成25、26年度における合計数
			大阪	次世代自動車充電インフラ設置に係るビジョン	国の補助事業を活用し府内の充電インフラの整備促進を図るためのビジョン	認定基数	基			71	263	513	239	57	21	6	1	26	157	725	1,488	集計中		平成28年度以降の基数は(一社)次世代自動車振興センター補助採択数
			兵庫	次世代自動車充電インフラ設置に係るビジョン	国の補助事業を活用し県内の充電インフラの整備促進を図るためのビジョン(平成27年12月に受付終了)	認定基数	基			176	361	703	－	－	－	－	－	ー	ー	ー	ー	ー		
			兵庫	低公害車導入支援事業	県内事業者への低公害車導入補助(緑ナンバー、白ナンバー)	車両数	台	73	78	88	94	71	77	79	62	65	57	43	66	124	76	91		
			兵庫	低公害車導入支援事業	フェリーを相当程度利用する事業者のトラック・バスへの排ガス低減装置装着	車両数	台	3	2	1	0	0	－	－	－	－	－	ー	ー	ー	ー	ー		
			兵庫	水素ステーション整備費補助事業	県内に水素ステーションを設置する事業者に対し、整備に要する費用の一部を補助する。	設置基数	基									0	1	0	1	1	1	0		
			兵庫	燃料電池バス・トラック導入促進補助事業（車両導入費支援）	県内に使用の本拠を置く燃料電池バス・トラックを導入する事業者等に対し、車両本体価格の一部を補助する。	車両数	台										1	－	1	－	0	2		
			兵庫	燃料電池バス・トラック導入促進補助事業（燃料費価格差支援）	県内に使用の本拠を置く燃料電池バス・トラックを導入した事業者等に対し、既存燃料（軽油）との差額の一部を補助する。	車両数	台															2		令和7年度より、事業追加
			兵庫	低公害車導入支援事業	最新規制適合車購入資金融資	車両数	台	2	2	1	2	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
			兵庫	低公害車導入支援事業	最新規制適合車代替促進特別貸与制度、最新規制適合車等代替促進特別融資（～平成26年度末終了、平成26年度以降上記に統合） ※	車両数	台	3	2	2	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー		
			各都府県	運輸事業振興助成交付金事業（バス等導入助成事業）（トラック等環境保全対策事業）	バス協会・トラック協会に対し、低公害車低燃費車等の導入のための交付金の交付			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	低公害車の普及	神奈川：実施なし

総量削減基本方針の施策に関する基本的事項	1. 施策名	2. 自治体名等	3. 事業名	4. 概要	5. 定量指標	単位	定量指標の実績推移 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	7. 効果（実績・効果指標のないもの等）	8. 備考
	事業者の取組推進	東京	環境確保条例による大規模事業者への導入義務づけ				→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	大規模事業者における低公害車導入促進	（平成28年度から改正）令和3年度末までに都の定める特定低公害・低燃費車の15%以上導入（特定低公害車・低燃費車の基準及び導入率算定の基準も改正） （令和4年度から改正）令和8年度末までに都の定める特定低公害・低燃費車の30%以上導入及び乗用車における非ガソリン車の20%以上導入
		埼玉	条例による導入義務づけ	200台以上使用する事業者に低公害車4%以上、低燃費車20%以上導入義務づけ	低燃費車の導入率（200台以上使用者）	%	29.6	36.4	41.5	48.3	51.8	59.8	65.1	71.5	76.2	74.2	78.6	79.1	79.9	81.3	集計中		
		千葉	条例による導入義務づけ	200台以上使用事業者に平成32年度までに低公害車40%以上導入の義務づけ	導入率	%	51.1	55	64.8	70.2	74.0	78.8	81.9	86.0	88.4	88.8	89.8	90.6	92.2	92.9	集計中	低公害車の導入率の向上	
		愛知	条例に基づく低公害車の導入義務	県内で使用する自動車が200台以上（乗用車換算）の事業者（特定自動車使用事業者）に、一定割合以上の低公害車を導入するとともに、その状況について知事へ報告することが義務づけ	低公害車導入台数		53,036	55,437	56,404	61,294	60,844	65,078	65,028	66,954	69,943	66,823	61,699	57,697	60,006	59,107	集計中		
		愛知	自動車エコ事業所認定制度	エコカー導入、充電設備一般開放、グリーン配送等に積極的に取り組む事業所を認定、表示板交付、県Webページ公開。平成23年度までに累計97事業所。	認定事業所数（累計）	ー	97	97	98	99	104	106	109	111	131	136	140	143	142	140	140		
		愛知	次世代自動車先端技術研修	中堅・中小の自動車部品メーカーの次世代自動車への展開を図るため、技術者等を対象に、次世代自動車の部品に関する新技術の研修を実施	参加者数	人	－	38	37	43	83	112	125	131	68	123	105	62	61	69	63		
	公共率先使用	千葉	公用車への率先導入	千葉県公用車へのエコカー導入方針を毎年度策定	低公害車の導入率（エコカー導入台数/全自動車導入台数）	%	96.5	96.4	88.9	97.1	97.1	97.7	96.7	99.3	62.4	91.5	55.3	100	100	100	ー	低公害車普及促進	令和4年度以降は電動車（代替不可除く）の導入率（千葉県公用車への電動車導入方針を毎年策定）
		神奈川	公用車への率先導入		低公害車導入率	%	69.6	67.4	63.4	62.6	59.8	60.5	58.6	57.6	55.1	74.3	75.4	80.3	76.9	20.7	集計中	※R6年度から第3次計画にあわせて、低公害車の中でも電動車に限った導入率に変更	
		大阪	公用車への率先導入	大阪府エコカー導入指針に基づく公用車へのエコカー率先導入（大阪府）	エコカー導入状況	台	324	342	352	384	432	481	525	547	580	582	604	595	553	261	集計中		
						割合（%）	37	41	41	45	51	56	61	64	67	70	71	71	66	31	集計中		
		兵庫	公用車への率先導入		公用車に占める低公害車割合	%	51.8	53.8	52.1	52.6	50.3	51.8	50	44.7	42.2	39.7	47.2	50.6	53.0	51.0	52.6		
		愛知	公用車への率先導入	県公用車への次世代自動車等先進エコカー導入	台数		－	99	104	116	138	153	173	221	251	319	347	375	196 ※1	242 ※1	集計中		令和5年度よりあいちエコスタンダード改定に伴う集計方法の変更あり。
		東京	公用車への率先導入	ゼロエミッション都庁行動計画に基づき、庁有車における乗用車（特種車両等を除く）について、R6年度末までの非ガソリン車の導入率100%を目標設定	乗用車非ガソリン車導入率	%	－	－	－	－	－	－	－	－	－	69	73	90	93	99.6	－	「東京都環境基本計画」に掲げる2030年目標（カーボンハーフ）に対し、都自らが率先的に対策に取り組むことで目標達成を牽引	
		東京	グリーン購入・グリーン配送への反映	契約時に環境負荷の大きな車を排除する履行条件付与			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	発注先事業者における環境負荷の低い車両の導入や使用を促進	
		神奈川	グリーン配送推進	指針により県の物品配送・廃棄物搬出に低公害車利用			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	低公害車の使用やエコドライブの実施の推進	
		愛知	愛知県グリーン配送	配送に低公害車使用を使用			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	排出ガス削減	
		大阪	グリーン配送推進	購入する物品の配送にグリーン配送適合車の使用を要請 大阪市・神戸市との相互認定	適合車登録台数（大阪府）	台	9,356	9,580	9,845	10,197	10,480	10,790	10,969	11,216	11,384	12,323	12,869	13,860	14,143	15,263	集計中		
		一部市区町村	公用車への率先導入	・低公害車の導入 ・乗用車ベースの公用車のほか、消防車、救急車、清掃車等への低公害車の導入 ・電気、HV等の導入 ・リース車両に対する低公害車の導入			実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	低公害車普及促進	神奈川：公用車等における低公害車の優先的な導入に係る方針を策定する等により計画的な導入に努めている。R6年度計画より、低公害車の中でも電動車の優先的な導入を推進するものとして対象を変更した。
	地域的取組	愛知	EV・PHVタウン事業の推進	地域組織「あいちEV・PHV普及ネットワーク」で需要創出、インフラ整備、普及啓発に取組み、効果も検証	あいちEV・PHV普及ネットワーク参画団体数	ー	85	87	95	98	99	97	96	95	92	93	92	92	92	91	89		
		大阪	おおさか電動車協働普及サポートネットによるエコカー普及促進	平成32年度までに府内の自動車の2台に1台をエコカーにすることを目標に、大阪エコカー協働普及サポートネットにおいて、率先導入、啓発活動等を実施	展示・試乗会実施回数	回	9	11	10	2	9	15	12	9	10	3	6	13	14	7	集計中		
		大阪	おおさか電動車協働普及サポートネットによる燃料電池自動車の普及促進	・おおさかFCV推進会議において、燃料電池自動車等水素関連製品・技術の普及促進に向けた活動を実施 ・大阪府内における水素ステーション整備計画の策定（H27.1）			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	燃料電池自動車の普及促進	平成15年11月発足の「おおさかFCV推進会議」から「大阪次世代自動車普及推進協議会」を経て、令和3年度に「おおさか電動車協働普及サポートネット」として再編成
		関西広域連合	関西広域連合における電気自動車普及促進	充電設備広域マップ作成(2011年度)、EV・PHV写真コンテスト実施（2012～2018年度）等の啓発活動を実施（啓発資材の配布）			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	EV利用者の利便性向上、EV認知度向上	
		大阪、兵庫	「近畿スマートエコ・ロジ協議会」による次世代自動車の普及促進	国、自治体、関係団体、産業界及び学識者の連携による次世代自動車の普及啓発（令和元年度終了）				実施	→	→	→	→	→	→	→	－	－	－	－	－	－	環境関係イベントなどを通じた次世代自動車の普及啓発	
		愛知	あいち次世代自動車インフラ整備推進協議会の開催	次世代自動車（EV,PHV,FCV）の効果的な普及や燃料供給インフラの整備推進を図る	開催回数		－	－	2	1	1	1	1	1	1	1	1	－	－	－	－		令和3年度以降休止中
		愛知	あいちFCV普及促進協議会の開催	愛知県地域において、FCVや水素ステーションに関する実証実験の取組や普及啓発などを協議、推進	開催回数		1	1	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	2	1	1		

総量削減基本方針の施策に関する基本的事項	1. 施策名	2. 自治体名等	3. 事業名	4. 概要	5. 定量指標	単位	定量指標の実績推移 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	7. 効果（実績・効果指標のないもの等）	8. 備考
4 エコドライブ普及促進	条例等による推進	埼玉	地球温暖化対策推進条例による推進	30台以上使用事業者のエコドライブ推進者選任等			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	事業者におけるエコドライブ推進体制構築を通じた推進	
		埼玉	県環境保全条例に基づくアイドリング禁止	自動車使用者のアイドリング禁止、駐車場管理者の周知義務をリーフレット配布により周知			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	制度の周知によるアイドリングストップ推進	
		千葉	県環境保全条例に基づくアイドリング禁止	自動車使用者のアイドリング禁止、駐車場管理者の周知義務をリーフレット配布により周知	年度毎の立入事業者数に対する設置率	%	84.7	91.9	94.2	89.7	91.3	86.5	93.0	93.1	93.3	57.6	52.7	29.3	50.9	67.4	62.1	駐車場利用者への周知によるアイドリングストップ推進	
		東京	環境確保条例に基づくエコドライブ努力義務規定	H20年6月に運転者・事業者のエコドライブ努力規定新設			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	エコドライブ推進	
		東京	条例によるアイドリングストップ義務付け	運転者の義務、事業者及び駐車場管理者の運転者への指導義務、20台以上駐車場に周知義務			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
		神奈川	条例によるアイドリングストップ義務付け	運転者の義務、事業者及び駐車場管理者の運転者への指導義務、500m2以上の駐車場管理者の周知義務			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	アイドリングストップの推進	
		愛知	条例によるアイドリングストップ義務付け	運転者義務、事業者の従業者への指導義務、500m2以上の駐車場設置管理者の周知義務			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	排出ガス削減	
		三重	条例によるアイドリングストップ義務付け	運転者への義務づけ			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	アイドリングストップの推進	
		大阪	条例によるアイドリングストップ義務付け	運転者の駐車時アイドリングストップ義務、事業者の従業者への指導義務、駐車場設置管理者の利用者への周知義務			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	アイドリングストップの推進	
		兵庫	条例にアイドリング禁止規定	運転者における停車時アイドリングを禁止			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	アイドリングストップの推進	
	講習会	埼玉	講習会等の実施		セミナー・講習実施回数	回	13	21	24	26	11	16	16	14	12	4	2	5	3	2	11		
		九都県市	教習所でのエコドライブ実技講習会	JAFとの共催で実技講習会を年2回×4場所（都県ごと）実施	参加人数	名	112	128	120	113	109	137	128	129	129	中止	中止	中止	中止	12	－	エコドライブによる燃費改善	
		千葉	事業者向けセミナー、職場出前講座	事業者を対象としたセミナーの実施や県職員を対象とした職員出前講座の開催	開催実績	回	出前1 セミ1	出前3 セミ1	セミ1	0	出前1	0	出前1	0	0	0	0	0	セミ1	0	0	エコドライブによる燃費改善	令和5年度は、産業廃棄物処理業者に向けたセミナーを実施
		神奈川	地域主催のエコドライブ講習会	九都県市、トラック協会、市町等が開催※オンライン・e-ラーニング含	開催実績	回	7	9	11	10	10	13	15	11	11	6	7	7	6	4	集計中		
		愛知	教習所等での県民対象実技講習	JAFと地元市等との連携で実技講習会実施	開催実績	回	5	3	3	3	3	3	3	3	3	1	0	→	→	→	→		令和4年以降、オンラインに移行
		大阪	エコドライブ講習会の開催	エコドライブ講習会（出前講習、実車講習、講師養成研修）の開催	講習会開催団体数（府内市町村等）	団体	7	7	8	12	13	9	14	15	12		6	6	7	8	集計中		
					開催回数（大阪府）	回	20	26	29	32	13	12	10	10	12	1	1	1	1	1	1		
	情報提供	兵庫	リーフレットの配布		リーフレット配布枚数	枚	4,210	5,997	4,005	5,800	6,882	5,306	4,142	4,861	8,874	3,963	1,386	2,367	2,770	4,460	7,530		
		千葉	リーフレットの配布、県民だより・千葉日報等による周知	リーフレット、タオル、ステッカーをイベント時や事業者等に配布、県民だより・千葉日報等の広報媒体によるエコドライブの周知			随時配布					随時配布					随時配布					エコドライブの普及啓発による燃費改善	
		神奈川	池上測定局（川崎市）NO2情報システム	NO2高濃度時に登録アドレスあてに情報提供、エコドライブ実施や不要不急の自動車利用自粛の呼びかけ	発信回数	回	9	12	3	4	11	3	4	2	0	0	0	0	0	0	0		
		愛知	道路沿道環境状況予測システム（名古屋市南部、岡崎市大平地区）	NO2・SPM日平均値の環境基準値超過が予測される場合、道路交通情報板によりドライバーに協力を呼びかける	表示依頼回数	回	14	10	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	支援	神奈川	エコドライブシミュレータ貸し出し	市町村、関係団体への貸出し	貸出し回数	回	－	0	5	4	2	4	6	5	0	0	1	1	1	2	集計中		
		東京	燃料電池バスの走行実証実験・導入		車両数	台					実証実験						－	－	－	－	－	低公害・低燃費車の普及促進	
		東京	電気自動車タクシーによる実用性実証試験走行事業	都内の道路や交通状況における電気自動車の有効性や実用性の検証等をするために調査を実施			実施	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	低公害・低燃費車の普及促進	
		東京	水素ステーション整備箇所数		整備箇所数	箇所				4	7	11	12	14	17	21	21	21	21	21	21	燃料電池自動車の普及促進	
		東京	エコドライブの推進	エコドライブシミュレータの貸出	貸出回数	回			13	7	5	4	5	5	6	1	0	0	0	1	1		
		東京	エコドライブの推進	HPにエコドライブ講習サイトを設ける			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
		大阪	燃費計、エコドライブシミュレータの貸出し	事業者等への貸出し	燃費計貸出回数	回	2	0	6	4	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1	エコドライブの推進	
					エコドライブシミュレータ貸出回数	回			6	23	17	16	13	15	17	1	1	7	8	10	5		
		大阪	エコドライブステッカーの配布	事業者等への配布	配布枚数（事業者数）	枚（社）							5672 (29)	1880 (15)	1499 (11)	139 (8)	75 (3)	83 (8)	395 (11)	130 (2)	60 (2)	エコドライブの推進	
		兵庫	エコドライブシミュレーター貸し出し	市町村、関係団体への貸出し	貸出し回数	回	12	7	6	5	12	8	6	5	4	0	1	5	7	9	4		
	地域取組	神奈川	エコドライブ推進協議会	講習会、荷主企業との連携と意識向上、フォーラム開催等　※R7.3.解散			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		関係事業者の意識向上を通じたエコドライブの普及促進	
		千葉	イベントでのエコドライブの啓発活動	県内市町村が主催する環境イベントなどによる県民への啓発	イベント出展回数		2	2	3	1	5	18	13	9	8	1	1	7	10	12	5		
		九都県市	エコドライブステッカー、燃費記録帳の配布	講習会、イベントでのエコドライブステッカーや燃費記録帳の配布			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	ドライバーの意識向上を通じたエコドライブ推進	神奈川：各イベント・検査時にエコドライブステッカー等の配布実施
		兵庫	エコドライブ運動推進本部	街頭啓発やイベントでのキャンペーンなどによる県民への啓発	エコドライブ普及啓発事業件数	件	12	16	18	21	27	20	13	14	13	13	14	27	20	31	18		
		愛知	エコドライブの普及促進	県内の自動車学校を通じ、運転免許取得予定者へリーフレットを配布			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	ドライバーの意識向上を通じたエコドライブ推進	
		東京	貨物輸送評価制度	貨物運送事業者のエコドライブ等の取組を評価（ベンチマークを設定し事業者の１台ごとの実走行燃費を評価）	評価取得事業者数	事業者	115	149	192	229	264	281	301	344	346	366	366	390	403	410	402	評価取得事業者においては第3者評価を受けていない事業者と比較して約2割の燃費改善効果あり	
5 交通需要の調整・低減	地域取組	東京	TDM東京行動プランに基づくTDM施策の推進	TDM東京行動プランに基づくTDM施策の推進			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	カーボンマイナスの視点を取り入れた「環境交通(TDM)施策」として推進	
		神奈川	かわさき自動車環境対策推進協議会	事業者、市民、関係団体及び関係行政機関で構成し、啓発等普及推進			実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	局地汚染対策に係る効果的な対策の検討・推進	
		神奈川	秦野市TDM実施計画	事業所エコ通勤デー、交通スリム化キャンペーンやイベント、教育	エコ通勤デー参加者	人	－	－	43,551	45,023	49,034	49,970	53,672	53,217	55,236	33,549	26,598	21,319	25,040	23,995	集計中		
		大阪	自動車から公共交通への転換促進モデル事業	効果的な取組の情報発信、バスマップの更新、交通環境学習の推進			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	交通需要マネジメントの推進	
	モーダルシフト	大阪	モーダルシフト等推進事業（近畿運輸局）	モーダルシフトに係る運行経費を補助	採択件数	件	7	3	2	1	2	2	2	0	3	0	0	0	2	2	集計中		
	公共交通機関利用促進	各都府県	公共交通機関の整備及び利便性向上、コミュニティバス運行				→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		神奈川：県内市町においてコミュニティバスの運行等実施
		千葉	公共交通機関の整備及び利便性向上	・駅舎等へのエレベータ、ホームドア及び点状ブロック等設置の市町村への補助 ・バス事業者へのノンステップバス導入、バス停施設整備への補助 ・駅前広場、駐輪場整備 ・市町村のコミュニティバス・乗合タクシー運行、生活交通路線運行維持補助			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	公共交通機関の整備及び利便性向上	
		愛知	〃	〃	採択件数（ホームドア補助金）	件									1	1	1	－	－	－	－	公共交通機関の整備及び利便性向上	愛知：ホームドア補助金の件数。令和元年度から令和3年度にかけてJR金山駅東海道本線の上下線ホームに整備。
		東京	パーク＆バスライド	新宿区が導入した新宿駅周辺循環バス（新宿WEバス）と、都庁第一本庁舎駐車場を活用して、パーク＆バスライドを実施			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	自動車走行距離の削減及び公共交通機関の利用促進	令和8年3月31日をもって終了。

総量削減基本方針の施策に関する基本的事項		1. 施策名	2. 自治体名等	3. 事業名	4. 概要	5. 定量指標	単位	定量指標の実績推移 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	7. 効果（実績・効果指標のないもの等）	8. 備考
			東京	環境交通キャンペーン実施	公共交通利用の促進　エコボーナスキャンペーン（ポイントの付与）			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	普及啓発	
			神奈川	廃棄物鉄道輸送の実施	川崎市で内陸部から臨海部へ貨物線を利用して鉄道輸送			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	自動車交通量の緩和	
			神奈川	パーク&(レール・バス)ライド	県内一部の市町において実施			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	マイカーの使用軽減	
			神奈川	観光地の環境手形発行	鎌倉フリー環境手形（切符）	切符発行数	枚	10,814	12,558	12,197	15,904	17,758	22,971	25,903	22,730	18,095	2,175	942	4,654	4,679	4,516	集計中		
			大阪	バスロケーションシステムの整備（大阪市）	バスの利便性向上のため、バスロケーションシステムを整備	整備状況（累計）	基	719	710	694	686	676	671	668	－	－	－	－	－	－	－	－		大阪シティバス株式会社に事業引継ぎ（H30～）
			各都府県警察	公共車両優先システムPTPS整備	バス等の大量公共輸送機関を優先的に走行させる信号制御を行い、定時運行と利便性の向上を図る	交差点数（対策地域内）	箇所	1,416	1,489	1,510	1,601	1,599	1,675	1,749	1,807	1,908	1,955	1,962	1,952	1,965	1,965	1,920	公共交通機関の利便性向上	
			各都府県警察	同上	同上	延長(区間数)	km	440.4	458.4	493.8	511 (99)	525.8 (101)	556.1	589.7	606.6	627.4	644	647.1	645.1	648.1	649.1	645.4	公共交通機関の利便性向上	
			愛知	パーク＆ライド駐車場の運営	パーク＆ライド駐車場を整備し、自家用車からリニモ（愛知高速交通東部丘陵線、常電導磁気浮上式リニアモーターカー）、公共交通機関への利用転換を促進	駐車可能台数	台	231	287	287	287	287	306	306	306	306	306	→	→	→	→	→	令和3年以降、一部市において実施	
		自転車利用の推進	各都府県	自転車走行空間整備、駐輪場整備	駐輪場、自転車走行レーンの整備			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	自転車利用の安全性と利便性向上によるマイカーの使用軽減	神奈川：県内市町においてレンタサイクル・自転車ステーションの設置等実施
			東京	東京都自転車活用推進計画	自転車通行空間の整備	自転車通行空間の整備延長の累計（都道・臨港道路等）	km	→	→	→	→	→	→	→	→	331	352	371	403	430	442	集計中	自転車が走行しやすい空間を確保	令和2年度までは「自転車通行空間整備」
			東京	自転車の利用促進	自転車シェアリングの普及促進	自転車シェアリング実施自治体数	区市										29	29	35	36	49	50		
			東京	環境交通キャンペーン実施	東京シティサイクリングの一環として、自転車の利用促進、持続可能な環境交通等についての紹介、自転車の安全教室、環境体験学習、アンケート調査などを実施（平成25年度で事業終了）			→	→	→	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	普及啓発	
			神奈川	自転車の利用促進	レンタサイクル、シェアサイクルの促進													→	→	→	→	→	マイカーの使用軽減 ※R2年度以前から実施	
			愛知	リニモを利用する方を対象とした登録制のレンタサイクル事業	リニモ沿線における公共交通の利用促進と地球温暖化防止のため、沿線大学や企業等の従業員に対して登録制のレンタサイクルを実施し、パーク＆ライドの一環として、自転車を対象としたリニモへの通勤・通学利用転換事業を実施	レンタサイクル台数	台	140	140	140	70	70	70	70	70	70	70	70		→	→	→			令和5年以降、一部市においてレンタサイクル支援。
			兵庫	自転車利用に係る計画策定	市町における、自転車走行空間整備計画の策定	計画策定済み全市町数（対策地域内）	件	2	4	4	5	6	8	9	16	18	21	21	21	22	23	24	自転車通行空間の整備による利便性と安全性の向上	
		カーシェアリング	大阪	公用車EVカーシェアリング（堺市）	公用車のEVを市民が共同利用できるようカーシェアリングを実施（EV：5台）（H23～H27）			実施	→	→	→	→	－	－	－	－	－	－	－	－	－	EVの普及、カーシェアリングの普及	
		マイカー使用抑制	神奈川	ノーマイカーデーの実施	市町村職員への取組呼びかけ、事業所での実施	実施市町村数	―	5	8	9	8	9	8	6	5	5	3	4	2	5	5	集計中		
			大阪	エコ通勤優良事業所認証制度実施（近畿運輸局）	エコ通勤に関する取組みを積極的に推進している事業所を認証・登録し、その取組みを周知	認定取得事業所数（累計）	―	47	45	45	43	37	38	25	24	24	20	19	18	19	19	集計中		
			愛知	エコモビリティライフの推進	クルマと公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルである「エコ モビリティ ライフ」（「エコモビ」）を県民運動として推進。	協議会 構成員数		159	168	173	178	186	192	217	235	253	298	338	346	364	372	377		
			三重	「みえエコ通勤デー」など、企業と協働した通勤対策の実施	エコ通勤	参加企業・団体数		27	27	26	28	34	24	31	31	31	31	－	－	－	－	－		令和3年度以降も継続して「みえエコ通勤デー」の取組は実施しているが、令和3年度から当取組の仕組みに変更があり、参加企業・団体の募集が無くなった。
6	交通流対策推進	道路整備	各都府県、道路管理者	幹線道路ネットワーク整備、立体交差化、交差点改良	・右左折レーン設置などの交差点改良 ・放射道路、環状道路、バイパス等道路ネットワークの整備 ・道路拡幅 ・退避所設置 ・連続立体交差化事業			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	安全で円滑な道路交通の確保を図る	埼玉：継続して実施 神奈川：県・横浜市・川崎市・相模原市において幹線道路等の整備・鉄道立体交差事業等を実施
			兵庫	「渋滞交差点解消プログラム」に基づく重点的な渋滞交差点対策実施（～R5） 「主要渋滞箇所」に基づく重点的な渋滞交差点対策実施（R6～）	「渋滞交差点解消プログラム（H21～25）」及び「新渋滞交差点解消プログラム（H26～30）」に基づく、右折車線設置やバイパス整備等による渋滞交差点解消・緩和対策の重点的な実施。	渋滞交差点の解消・緩和箇所数（対策地域内）	箇所	10	11	11	3	7	7	9	9	2	5	4	6	3	0	6	渋滞解消による交通流円滑化	～R5：渋滞交差点解消プログラムR6～：主要渋滞箇所 R6から事業プログラムが変更されました。
		環境ロードプライシング	大阪、兵庫	環境ロードプライシングの実施（阪神高速道路㈱）	国道43号・阪神高速3号神戸線沿道の大気環境改善のため、阪神高速5号湾岸線において、環境ロードプライシングを実施			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	交通流円滑化	
		広報	大阪、兵庫	国道43号・阪神高速3号神戸線における大気環境改善に向けた交通需要軽減キャンペーン（近畿地方整備局、近畿運輸局、阪神高速道路㈱）	毎年2月に、道路情報板、ラジオ等を活用し、国道43号・阪神高速3号神戸線から阪神高速5号湾岸線への迂回を呼びかけ			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	交通流円滑化	
			大阪	阪神高速5号湾岸線への迂回協力の情報配信（近畿地方整備局）	国道43号のNO2濃度が高くなった場合に、ホームページ掲載やメール配信により、阪神高速5号湾岸線への迂回の協力要請				実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	交通流円滑化	
		交通管理	各都府県警察	交通規制の見直し等				→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	交通流円滑化	交通規制が実態に合わなくなった場合は必要な見直しを行っている。
			各都府県、道路管理者	道路情報設備運用、駐車場案内システム、ETCレーン整備運用				→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	交通流円滑化	県の事業として実施なし：三重県
		ITSの推進、UTMSの整備	各都府県警察	ITSの活用等による交通流円滑化のための 交通環境の整備	ITCS（高度交通管制システム）の推進、AMIS（交通情報提供システム）の整備拡充、ほか			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	交通流円滑化	
			愛知	ITSあいち県民フォーラム等を実施	産・学・行政が一体となった「愛知県ITS推進協議会」の活動として、ITSの推進に向け、県民等に普及・啓発活動等を実施	開催回数	回	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	普及・啓発活動等によるITSの具体化、実用化の推進	
		駐車対策	各都府県警察	違法駐車取締り				→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	交通流円滑化	
			各都府県	駐車場整備				→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	交通流円滑化	県の事業として実施なし：三重県

総量削減基本方針の施策に関する基本的事項		1. 施策名	2. 自治体名等	3. 事業名	4. 概要	5. 定量指標	単位	定量指標の実績推移 平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	7. 効果（実績・効果指標のないもの等）	8. 備考
7	局地汚染対策	交通負荷低減	各都府県警察	交通公害低減システム（EPMS）運用	交通公害の状況に応じた交通情報提供や信号制御を行うことにより、排気ガス等を低減し、環境保護を図る	適用交差点数（対策地域内）	箇所	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	195	155	155	155	155	交差点付近の排ガス低減	
						延長(区間数)	km	52.7 (9)	52.7 (9)	52.7 (9)	52.7 (9)	52.7 (9)	52.7 (9)	52.7 (9)	52.7 (9)	52.7 (9)	52.7 (9)	52.7 (9)	32.5 (8)	32.5 (8)	32.5 (8)	32.5 (8)	交差点付近の排ガス低減	
			神奈川	環境ロードプライシング利用啓発	首都高の実施するロードプライシングの活用による対象道路からの利用転換促進を啓発（ラジオ、リーフレット等）（対象：川崎市内）			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	対策道路からの利用転換促進	
		地域取組	神奈川	かわさき自動車環境対策推進協議会と連携した取組	協議会でプランを策定し、国、県、県警、市、地域の荷主、発注者、運送事業者等での情報共有及び連携取組推進			実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	局地汚染対策に係る効果的な対策の検討・推進	
			千葉	大気汚染防止のための冬期対策	毎年11月～1月の期間、HPやチラシにより、自動車使用抑制等を周知（対象：千葉県内）			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	高濃度期における対策推進のための普及啓発	
			兵庫	窒素酸化物低減のための季節対策	毎年11月～1月の期間、関係市町・団体等に対して自動車排出ガス対策を要請する（対象：阪神地域、播磨地域の11市4町）			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	高濃度期における対策推進のための普及啓発	
		事業者対策推進	神奈川	エコ運搬制度	川崎市条例に基づき、荷主、荷受人の要請による運送事業者のエコドライブ・低公害車使用等を推進			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	運送事業者の取組推進	
			神奈川	かわさきエコドライブ宣言	エコドライブに取り組むことを宣言した方へ宣言登録証やステッカーを送付（公表に同意された事業所名及び団体名は市ウェブサイトで公表）	「かわさきエコドライブ宣言」の登録事業所数		1,725	1,868	2,007	2,086	2,157	2,225	2,276	2,327	2,386	2,481	2,568	2,643	2,706	2,727	2,753		
			神奈川	高濃度情報提供	常時監視局のNO2が高濃度となった際に迂回やエコドライブを促す電子メール配信やラジオ、道路情報板を通じた情報提供（対象：川崎市内）	発信回数	回	9	12	3	4	11	3	4	2	0	0	0	0	0	0	0		
			神奈川	産業道路クリーンライン化	対象道路における低公害バス・ごみ収集車を率先導入、民間バス事業者等との連携による低公害車使用促進（対象：川崎市内）						実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	対象道路におけるNOx・PM排出削減	
			東京	局地汚染実態調査、効果調査	松原橋周辺の公定法による窒素酸化物の測定及び、交通量・ナンバープレート調査					実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	局地汚染対策の検討に活用	
			東京	東京都渋滞対策推進会議	渋滞解消の取組を実施した道路における環境調査		箇所	→	→	→	→	30	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	沿道環境濃度の低減	平成27年度までは「ハイパースムーズ作戦」、平成28年度から令和2年度までは「ハイパースムーズ東京」
		道路改善	神奈川	環境レーン	大型車に中央より車線の走行を促す（平成25年度より運用開始）					実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	沿道環境濃度の低減	
			神奈川	対象道路における大気汚染物質の浄化	土壌浄化システム、グリーンウォール、光触媒インターロッキングブロック舗装			→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	沿道環境濃度の低減	
8	普及啓発	※複数の基本的事項について横断的に普及啓発する事業																						
			千葉	エコメッセちば	エコメッセちばにて、パネル展示やエコドライブ体験、電気自動車・燃料電池自動車の展示・試乗会	出展実績	回	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	低公害車、エコドライブの普及促進、次世代自動車の認知度向上	
			千葉	水素をテーマにしたエコセミナーの実施	・水素社会、燃料電池自動車、家庭用燃料電池（エコファーム）の講演 ・燃料電池自動車の試乗会（平成27年度のみ実施の事業）	開催回数	回					1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	燃料電池自動車の普及促進	
			東京	電気自動車や燃料電池自動車の試乗実施	年二回の試乗体験実施		人				23	29	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
			東京	E-Tokyo Festival 2024 （TOKYO ZEV ACTION）	フォーミュラE東京大会の開催に合わせて、ZEV（ゼロエミッション・ビークル）に触れ体験し、環境にやさしい東京の未来が実感できるイベントを実施	開催回数	回												1			事業者、都民への啓発	
			東京	HTT普及啓発事業におけるZEVの普及啓発	プロジェクションマッピングイベントでの庁有車の展示とEV電気による動画の放映																実施	事業者、都民への啓発	
			東京	水素社会実現に向けた普及促進	「TOKYO H2プロジェクト」にて、水素モビリティ等「水素を使うアクション」を加速させる官民連携の取組を実施																実施	事業者、都民への啓発	
			愛知	あいち地球温暖化対策フォーラムの開催	自動車利用における脱炭素化に積極的に取組み実践する事業所に自動車エコ事業所認定証を授与	参加申込人数	人	225	238	300	316	303	170	197	210	225	157	221	336	－	－	－	県民への啓発	平成28年度までは、あいち地球温暖化防止戦略あいち自動車環境戦略推進大会において授与式を開催
			愛知	あいちFCV普及促進協議会の開催	愛知県地域において、FCVや水素ステーションに関する実証実験の取組や普及啓発などを協議、推進	開催回数	回	1	1	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1	2	1	1	官民が一体となって、県民へ啓発	
			愛知	セミナーやFCV展示・試乗会の実施	セミナーやFCV展示・試乗会の実施	開催回数	回	6	10	16	26	16	16	12	14	8	2	13	19	11	7	10	官民が一体となって、県民へ啓発	
			三重	パンフレット等配布、ホームページ作成	対策地域内荷主・運送業者800社にヒアリング、各種対策啓発パンフレット等を配布。NOx・PM排出量計算システムやエコドライブ計算システムをホームページで提供。			実施	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	大規模事業者（荷主、運送業者）、市民への啓発	
			大阪	大阪自動車環境対策推進会議による啓発活動	事業者等の環境に配慮した自動車利用の取組を推進する「おおさか交通エコチャレンジ推進運動」の実施、啓発リーフレット・ポスター作成配布、セミナー開催等	エコチャレンジ登録事業者数	社	65	81	90	89	103	67	71	72	76	83	88	101	113	121	131	事業者、府民への啓発	
			大阪	ホームページやメールマガジンによる情報発信	自動車環境対策に関する情報のホームページへの掲載やメールマガジン「おおさか自動車環境ニュース」の配信	メールマガジン登録者数	人	1,250	1,355	1,455	1,658	1,911	1,672	1,703	1,739	1,719	1,813	2,027	2,027	1,880	1,991	－	事業者、府民への啓発	
						メールマガジン配信回数	回	16	17	27	15	19	23	9	9	15	11	12	7	7	8	7	事業者、府民への啓発	

（各記号の取り扱い）
・空白：施策の実施なし
・「－」：施策は実施しているが実績なし
・「→」：前年度から継続